

議 会 定 例 会 会 議 録

平 成 2 7 年 3 月 2 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第1号）

平成27年3月2日

開 会	午前9時30分
日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	市長の施政方針
日程第5	議席の一部変更
日程第6	議案第2号 岩出市公告式条例の一部改正について
日程第7	議案第3号 岩出市行政手続条例の一部改正について
日程第8	議案第4号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
日程第9	議案第5号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第6号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
日程第11	議案第7号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
日程第12	議案第8号 岩出市教育委員会委員定数条例の一部改正について
日程第13	議案第9号 岩出市立保育所設置条例の一部改正について
日程第14	議案第10号 岩出市保育の実施に関する条例の廃止について
日程第15	議案第11号 岩出市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正について
日程第16	議案第12号 岩出市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正について
日程第17	議案第13号 岩出市介護保険条例の一部改正について
日程第18	議案第14号 岩出市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
日程第19	議案第15号 岩出市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
日程第20	議案第16号 岩出市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第21	議案第17号	ねごろ歴史資料館設置及び管理条例の制定について
日程第22	議案第18号	旧和歌山県議会議事堂管理条例の制定について
日程第23	議案第19号	平成26年度岩出市一般会計補正予算（第5号）
日程第24	議案第20号	平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第25	議案第21号	平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第26	議案第22号	平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第27	議案第23号	市道路線の認定について
日程第28	議案第24号	那賀老人福祉施設組合規約の変更に関する協議について
日程第29	議案第25号	和歌山県と岩出市の旧和歌山県議会議事堂の管理に関する事務の受託について
日程第30	議案第26号	平成27年度岩出市一般会計予算
日程第31	議案第27号	平成27年度岩出市国民健康保険特別会計予算
日程第32	議案第28号	平成27年度岩出市介護保険特別会計予算
日程第33	議案第29号	平成27年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算
日程第34	議案第30号	平成27年度岩出市下水道事業特別会計予算
日程第35	議案第31号	平成27年度岩出市墓園事業特別会計予算
日程第36	議案第32号	平成27年度岩出市水道事業会計予算
日程第37	議案第33号	岩出市公平委員会委員の選任について
日程第38	議案第34号	岩出市公平委員会委員の選任について
日程第39	議案第35号	岩出市公平委員会委員の選任について

開会

(9 時 30 分)

○井神議長 おはようございます。

議場内では、録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、平成27年第1回岩出市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の施政方針、議席の一部変更、議案第2号から議案第32号までの議案31件につきましては、提案理由の説明、議案第33号から議案第35号までの議案3件につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○井神議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、松下 元議員及び田畑昭二議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○井神議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月25日までの24日間とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月25日までの24日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○井神議長 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に説明員としての出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり議案34件と報告1件であります。

次に、平成26年第4回定例会から平成27年第1回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、平成26年度和歌山県市議会議長会第3回総会関係について、事務局から報告させます。

○事務局 平成26年度和歌山県市議会議長会第3回総会について報告いたします。

平成27年2月12日木曜日、田辺市のホテルハーヴェスト南紀田辺で第3回総会が開催され、正副議長が出席いたしました。

主な内容は、新任正副議長の紹介では、御坊市議会の正副議長の紹介、和歌山県市議会議長会長である和歌山市議会議長の挨拶、開催市議長の田辺市議会議長の挨拶、開催市の田辺市長の挨拶、15年以上・10年以上の永年勤続職員の表彰、引き続いて、田辺市議会議長の進行で議事が進められました。

報告事項につきまして、前回の議長会総会から今回の議長会総会までの会務報告、協議事項につきまして、平成27年度和歌山県市議会議長会関係役員市の内定について協議を行い、和歌山県市議会議長会会長、近畿市議会議長会支部長、全国市議会議長会理事に和歌山市、和歌山県市議会議長会副会長、近畿市議会議長会理事、全国市議会議長会評議員に有田市と新宮市、和歌山県市議会議長会監事に海南市と紀の川市、全国市議会議長会地方行政委員に岩出市、全国市議会議長会議員共済会代議員に橋本市と海南市、全国市議会議長会議員共済会審査会委員に紀の川市、全国広域連携市議会協議会会長兼理事に海南市、全国広域連携市議会協議会理事に橋本市の内定を行いました。

最後に、平成27年度和歌山県市議会議長会第1回総会の開催市と開催期日について協議を行い、第1回の開催市につきましては新宮市で、開催期日につきましては、平成27年7月31日金曜日に開催することを決定し、平成26年度和歌山県市議会議長会第3回総会を閉会いたしました。

以上です。

○井神議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第4 市長の施政方針

○井神議長 日程第4 市長の施政方針を願います。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

春暖の候、議員の皆様には、ますますご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げます。

また、平素は、岩出市発展のため、市行政全般にわたり、種々格別のご支援とご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

本日、平成27年第1回岩出市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様

におかれましては、何かとご多忙のところ、ご出席をいただき、開会できますことに厚くお礼を申し上げます。

本定例会に上程しております、平成27年度一般会計当初予算案を初めとする諸案件のご審議をいただくに当たり、市政運営における所信の一端と新年度における主な施策の概要を申し上げます。

さて、我が国の経済は、これまでの経済政策の推進により、好循環が生まれ始め、景気は緩やかな回復基調が続いているものの、個人消費等に弱さが見られています。

地域ごとで景気回復にばらつきが見られ、地方においては、経済政策の効果が十分に進展していない状況にあります。

平成27年度当初予算については、編成作業中の昨年11月に、本年10月からの消費税率引き上げの延期が表明されましたが、経済対策や社会保障と税の一体改革の詳細な対応内容が明確にされておらず、また、1月には地方創生関連の事業が発表されるなど、国の動向を注視しながら非常に困難な編成作業となりました。

そうした中、市の将来像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向けて、年々多様化する市民ニーズに対応していかなければなりません。

平成27年度は、市道根来安上線、公共下水道第3次計画区域等主要プロジェクトの完成、「紀の国わかやま国体・大会」という全国規模のイベントが行われます。

市制施行10年目の節目の年を迎えるに当たり、引き続き「健全財政の堅持」を財政運営の軸とし、市の将来像の実現に向け、これまで取り組んできた「防災・災害対策」「浸水対策」「下水道整備」及び「紀の国わかやま国体・大会」の開催に加え、新たに「観光振興」「学力向上」に重点を置いた予算を計上いたしました。

また、国の補正予算における「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を活用した、平成26年度3月補正予算と一体的にとらまえた結果、一般会計当初予算案は154億6,123万円で、対前年度比1.2%の増となり、特別会計などを含めた当初予算総額は308億3,215万円で、対前年度比5%増の予算となりました。

なお、現在、国において、平成27年度予算、予算関連法案が審議されているところであり、市の予算編成時において、国・県の方針が明確でないものもあることから、必要に応じ、補正予算での対応も必要かと考えております。

続いて、主な施策の概要について申し上げます。

まず、紀の国わかやま国体についてであります。本市においては、ハンドボール、バドミントン、ボウリングの3種目を開催すべく、リハーサル大会の開催を初め、ボランティアの募集、各種啓発活動等の準備を進めてきたところです。本番ま

での期間、これまで取り組んできた準備を前提に、県及び競技団体との綿密な調整・協議を行うとともに、市民の皆さん方への周知・啓発に努め、参加した全ての人の心に残る国体となるよう、鋭意取り組んでまいります。議員各位におかれましても、ご支援、ご協力をよろしくお願いをいたします。

次に、本市のまちづくりの基本となる「第2次岩出市長期総合計画・後期基本計画の策定」についてであります。平成26年度より実施している前期基本計画の総括と市民ニーズ等に基づき、平成28年度以降の5カ年の市が取り組むべき施策の方向性について定めてまいります。

次に、地方創生（岩出市人口ビジョン及び総合戦略）についてであります。まち・ひと・しごと創生法（地方創生）第10条の規定により、平成27年度中に、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定いたします。策定に当たっては、総合戦略策定推進会議を設置し、地域の特性や課題を踏まえて、ひと・まち・しごと創生に関する目標、講ずべき施策に関する基本的方向及び施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項について定めてまいります。

次に、防災対策についてであります。住民の自助・共助の意識高揚を図るため、毎年開催している地域防災訓練を平成27年度は9月6日の日曜日に、市内7会場にて実施する計画であります。市民の皆様が多数参加いただけるよう訓練内容の充実に努めてまいります。

次に、固定資産税の課税地積についてであります。平成3年度に着手した地籍調査事業が、昨年末において市内全域で完了したことから、税の公平性を図るため、これまで地籍調査前の面積で課税していた土地についても、平成27年度からは、地籍調査後の面積で課税いたします。

次に、社会保障・税番号制度の導入についてであります。本年10月から国民の一人一人に、12桁の個人番号が記載された通知カードが郵送されます。また、平成28年1月から、市民の方の希望に基づく申請手続に応じて、通知カードと引きかえに個人番号カードの交付が始まることから、遺漏のないよう事務を進めてまいります。

次に、子育て支援施策についてであります。急速な少子化の進行と子育て支援に対する多様なニーズに対応する施策の方向性を定めた子ども・子育て支援事業計画に基づき、総合的・計画的に子育て支援策を推進してまいります。そのため、新たに（仮称）子育て支援課を創設し、子育て支援体制の強化を図ってまいります。

次に、人権行政についてであります。何よりも人権が尊重され、人権侵害の起

こることのない社会づくりを推進するため、平成26年度に実施した人権に関する市民意識調査の結果を踏まえ、岩出市人権施策基本方針の改定に取り組んでまいります。

次に、地域福祉についてであります。住民がお互いに助け合い、安心して暮らすことができる地域社会づくりを推進するため、ともに助け合い、支え合う地域福祉の理念や社会的弱者を地域で支援する方向性を示す地域福祉計画の策定に取り組んでまいります。

次に、障がい者施策についてであります。全ての人がともに生きていける共生社会の実現に向け、障害者総合支援法等に基づき、引き続きサービスの充実に努めるとともに、平成28年4月に施行される障害者差別解消法に係る対応を検討してまいります。

次に、生活保護についてであります。引き続き関係機関と連携して適切なケースワークを行い、自立を支援するとともに、不正受給の防止及び医療の適切な受診を図り、生活保護制度の適正な運営に努めてまいります。また、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、これまで制度のはざまに置かれてきた生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階の自立を支援してまいります。

次に、ごみの減量化についてであります。家庭系可燃ごみのさらなる減量化につなげられるように、引き続き、集団資源回収奨励金制度などの各施策を推進するとともに、昨年から実証事業として試行してきた小型家電回収事業を本格的に実施してまいります。また、増加する事業系ごみ排出者には、減量化・資源化への理解と協力が得られるよう、昨年創設したエコショップ・エコオフィス認定制度への登録を呼びかけてまいります。

次に、市民の健康づくり対策についてであります。市では、がんの早期発見と早期治療により、がん死亡の減少を図るため、女性特有のがん検診や働く世代の大腸がん検診を初め、各種がん検診を実施しているところであります。これまで、市民への受診啓発や協力医療機関の拡大等により受診率の向上を図ってきたところでありますが、平成27年度では、個別肺がん検診において、一定の要件に該当する方を対象に、新たにCT検査の実施を計画しております。市といたしましては、今後も引き続き保健事業を推進し、より精度の高い検診の提供により、受診率やがん発見率の向上に努めるなど、市民の健康保持・増進と死亡率減少に取り組んでまいります。

次に、子ども医療費助成事業についてであります。これまで国に対して新たな

制度創設を要望してまいりましたが、現時点において実現に向けた見通しは立っておらず、一方、各自治体独自による制度設計のもと、事業展開されているところであり、その内容はさまざまであることから、子育て世代間での不公平感が広がっている状況であります。市といたしましては、子育て支援施策として実施してきた事業であり、また、子ども・子育て支援新制度が平成27年度から施行されることや高齢者の医療費負担とのバランス等を考慮し、当該助成事業の所得制限を撤廃した上で、現行の未就学児の入・通院及び小学生の入院に係る医療費負担から、小・中学生の通院、中学生の入院まで制度拡充を行うべく、本議会に係議案を上程しておりますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、国民健康保険事業についてであります。持続可能で安定的な事業運営を行うため、市民の健康意識の向上と疾病予防を目的とした特定健診や人間ドック、脳ドックなどの健診事業を推進し、市民の健康づくりを支援するとともに、医療費の削減に向けた取り組みを進めてまいります。また、国保会計の健全化を図るため、国保税の徴収強化や滞納整理を徹底するなど、財源確保に努めてまいります。

次に、那賀老人福祉施設「白水園」の民営化についてであります。これまで、平成28年4月移管に向け、移管検討委員会において準備を進めているところで、本年2月6日には施設の起工式が行われたところであります。今後も引き続き、那賀老人福祉施設組合及び構成市である岩出・紀の川両市において、受け入れ法人である社会福祉法人光栄会と業務の引き継ぎ等、開園に向け協議を行ってまいります。

また、当該組合の解散に際しては、和歌山県知事の許可を要することから、事務承継に関する規定を、那賀老人福祉施設組合規約に追加する必要があるため、本議会に組合規約の変更に関する協議の議案を上程しておりますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、高齢者福祉についてであります。ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が見込まれる中、安否確認や緊急時の対応等見守り体制の充実を図るため、引き続き、高齢者の安全・安心の確保と地域住民の支え合いにつながる体制づくりに取り組んでまいります。

次に、介護保険事業についてであります。平成27年度から介護保険法が改正され、介護が必要な状態になっても、誰もが住みなれた地域で、生きがいを持って暮らすことができるよう、医療、介護、予防、生活支援サービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めてまいります。

また、平成27年度から平成29年度までを計画期間とする第1号被保険者の介護保

険料についてであります。第6期介護保険事業計画等作成委員会において、昨年度から高齢者の伸び率や要介護認定者数の推計、介護サービス事業量の見込み等について慎重審議を重ね、1人当たりの保険料基準額を月額5,233円とされたところであり、本議会に關係議案を上程しておりますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、道路事業についてであります。道路渋滞対策事業として、京奈和自動車道（仮称）岩出インターチェンジへのアクセス道路となる市道根来安上線を紀の国わかやま国体・大会の開催に合わせ、本年8月の完成に向け、また、防災・災害対策事業として、クリーンセンターや火葬場への進入路となる市道押川根来線を平成27年度末完成に向け、全力を挙げて取り組んでまいります。

また、交通安全対策事業につきましては、交差点改良事業として市道水栖西国分1号線の西国分地区において測量設計業務を、歩道設置事業として市道山水栖線の各地区において測量設計業務と整備工事を、また、市道野上野中迫線においても整備工事を行い、歩行者並びに通学路の安全確保に取り組んでまいります。

次に、浸水対策事業についてであります。高瀬地区において、北川排水路のボトルネックを解消するための測量詳細設計業務を実施してまいります。また、山崎地区の対策につきましては、現在、進めている自然流下による計画では、既設のポンプも併用せざるを得ないことから、他のより効果的な事業手法等を再考しているところであり、最適な方針が決まり次第、早急に取り組んでまいります。なお、これらの取り組みのほか、排水ポンプ車を活用し、浸水被害の解消、軽減を図ってまいります。

次に、岩出市住宅耐震化促進事業についてであります。南海トラフ巨大地震などの震災に対し、住宅の安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めるため、平成26年度に引き続き旧基準の木造・非木造住宅を対象に、耐震診断や耐震改修、現地建てかえ等に対する補助を実施し、住宅の耐震化を推進してまいります。

次に、根来寺周辺観光促進事業についてであります。平成26年度から造成工事に着手し、平成27年度では、展示館、物販・飲食施設、駐車場の建設工事を行い、紀の国わかやま国体に合わせて供用開始を目指してまいります。

次に、地籍調査事業についてであります。昨年末で市内全域の調査事業が完了いたしました。平成27年度は、数値情報化事業として、地籍図や地籍簿等の情報を有効に利用するため、地籍調査結果のデータ化を図ってまいります。

次に、下水道事業についてであります。トイレの水洗化、生活環境の改善、公

共用水域の水質保全を図るため、また、より多くの市民の皆様に公共下水道をご利用いただけるよう、計画的に下水道整備を進めているところであります。平成27年度は1次・2次・3次認可区域の整備完了を目指すとともに、さらに4次認可区域の整備に新規着手し、市内63ヘクタールの整備を進めてまいります。また、下水道事業の効率的・安定的な運営のため、供用開始区域内の市民の皆さんに早期に接続していただくことが重要であることから、下水道工事着手前から接続のPRを行い、より一層の普及促進に努めてまいります。

次に、水道事業についてであります。給水戸数は若干増加しているものの、1戸当たりの使用量は減少しており、給水収益の減収が予測される中、給水コストの削減を初め、漏水調査など有収率の向上を図るための諸施策を講じ、効果的な水道事業の経営に努めているところであります。中でも、平成26年度から策定に取り組んでいる水道ビジョンでは、持続、安全、強靱の観点から、推進方策を具体的に示し、体制の構築を行ってまいります。

なお、中島新浄水場についてであります。完成に向けての最終年度となるため、取水ポンプ、電気設備等の整備に取り組んでまいります。今後も、安全・安心でおいしい水の安定供給に向け、各事業を進め、水道事業の健全経営に取り組んでまいります。

次に、教育委員会関係についてであります。まず、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、本年4月1日から新しい教育委員会制度がスタートします。このことに伴い、教育委員会による総合教育会議を首長が開催し、教育の振興に関する施策等の大綱を策定することとなっており、現在、関係部署において準備を進めているところであります。

また、新教育委員会制度では、教育委員長と教育長が一本化され、議会の承認を得て首長が任命する新しい教育長が誕生することになっておりますが、改正法附則第2条第1項の規定により、現教育長の任期である平成29年3月31日まで、現行の体制で教育行政を推進してまいります。

なお、この法律の改正に伴い、岩出市教育委員会委員定数条例の一部改正等の関係議案を本議会に上程しておりますので、ご審議いただけますようお願い申し上げます。

次に、学校教育についてであります。本市の学校教育では、知・徳・体のバランスのとれた児童・生徒の育成を目指し、鋭意努力しているところであります。中でも、本市教育の最大の課題を学力向上であると捉え、4月実施の全国学力・学習

状況調査及び岩出市学力テストと、12月実施の県学習到達度調査を学力向上のための改善サイクルとして位置づけ、効果的運用を図るとともに、中学校では土曜学習教室を開催するなど、児童・生徒の学力向上に向け、諸施策を実施してまいります。

次に、青少年の健全育成の推進についてであります。次代を担う青少年が心身ともに健全に育つために、家庭・学校・地域・行政が一体となり、関係機関・各種団体との連携を強化しながら、地域ぐるみで子供たちを育む取り組みを進めてまいります。また、子供たちを交通事故等から守り、青少年が犯罪に巻き込まれることのないよう、青色パトロールの巡回や通学路に設置している子ども見守りカメラの運用とともに、休業中の街頭補導や登下校時のあいさつ運動、見守り活動などを継続実施し、犯罪抑止の強化に努めてまいります。

次に、生涯学習の推進についてであります。市民一人一人が生きがいを持って、豊かな人生を送ることができるまちづくりに向けて、学習者の主体性を尊重した生涯学習を推進し、「いつでも、どこでも、誰でも学べる」「共に生き、共に学ぶ」ための環境を整備するとともに、各種講座や教室等を開催してまいります。

次に、生涯スポーツの推進についてであります。市民の健康増進、体力向上を図り、スポーツに対する理解と関心を高めるため、体育協会やスポーツ少年団などの育成強化を図りながら、スポーツ・レクリエーションの振興とスポーツ事業の推進に取り組んでまいります。

次に、文化・芸術の振興についてであります。創造性ある文化の薫り高いまちづくりに向けて、文化・芸術活動の活性化を図るため、文化団体等への支援育成とともに、文化祭などの事業充実に取り組んでまいります。

次に、歴史・伝統文化の振興についてであります。根来寺を初めとする地域の歴史や文化を伝える貴重な文化遺産については、関係機関等と連携・協力し、保存・活用に努めてまいります。また、根来の子守唄などの伝統文化につきましては、その継承とともに郷土に愛着と誇りを持たせる「ふるさと教育」の推進を図ってまいります。

次に、岩出図書館についてであります。子供の人格形成の基礎を築く上での重要な読書活動の活性化を図るため、昨年9月から週1回、市内小学校図書館に学校司書を派遣しているところであります。平成27年度からは中学校図書館にも派遣を拡充し、学校との連携を図りながら、積極的に読書活動の推進に取り組むとともに、学習支援に努めてまいります。

次に、民俗資料館についてであります。現在、旧和歌山県議会議事堂（一乗

閣）が修復移転工事と並行して、その隣接地に、史跡根来寺境内のガイダンス施設を兼ねる埋蔵文化財の出土品を中心に展示する「ねごろ歴史資料館」の建設を進めております。そのため、現在の民俗資料館の特色化及び活性化を図り、根来寺関連の資料や根来塗などの展観事業の充実や生涯学習施設としての活用を推進してまいります。

以上、市政運営における所信の一端と新年度における主な施策の概要を申し上げましたが、議員並びに市民の皆さんのご理解とご支援を心からお願い申し上げます。私の施政方針とさせていただきます。

○井神議長　これで市長の施政方針を終わります。

市長の施政方針につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第5　議席の一部変更

○井神議長　日程第5　議席の一部変更の件を議題といたします。

松下議員の議長辞任に伴い、議席の一部を変更いたしたいと思います。その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

○事務局　井神慶久議長、10議席から1番議席に、松下　元議員、1番議席から9番議席に、田畑昭二副議長、9番議席から10番議席に。

以上です。

○井神議長　お諮りいたします。

ただいま朗読いたしましたとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○井神議長　ご異議なしと認めます。

よって、ただいま朗読いたしましたとおり、議席の一部を変更することに決しました。

しばらく休憩いたします。

休憩時間中に議席の名前札を変更いたしますので、再開後は、ただいま決定いたしました議席に、それぞれご着席をお願いいたします。

10時20分から再開いたします。

休憩 (10時10分)

再開 (10時20分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第2号 岩出市公告式条例の一部改正について～

日程第36 議案第32号 平成27年度岩出市水道事業会計予算

○井神議長 日程第6 議案第2号 岩出市公告式条例の一部改正の件から日程第36 議案第32号 平成27年度岩出市水道事業会計予算の件までの議案31件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明申し上げます。

今回、ご審議をお願いする案件につきましては、条例案件が17件、平成26年度補正予算の案件が4件、市道路線認定の案件が1件、一部事務組合規約の変更に関する協議の案件が1件、事務の受託に関する案件が1件、平成27年度当初予算案件が7件の計31件であります。

まず、条例案件についてご説明を申し上げます。

議案第2号 岩出市公告式条例の一部改正についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第3号 岩出市行政手続条例の一部改正についてであります。行政手続法の一部改正に伴い、同法の趣旨にのっとり所要の改正をするものであります。

次に、議案第4号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、制定するものであります。

次に、議案第5号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う所要の改正のほか、選挙管理委員会の委員長及び委員並びに監査委員の報酬額を改定するとともに、新たに設置する委員等の報酬額を定めるものであります。

次に、議案第6号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてであります。新たに任用する臨時的任用職員の賃金の額を定めるものであります。

次に、議案第7号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてであります。職員の特殊勤務手当の一部を廃止するものであります。

次に、議案第8号 岩出市教育委員会委員定数条例の一部改正についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第9号 岩出市立保育所設置条例の一部改正について及び議案第10号 岩出市保育の実施に関する条例の廃止についてであります。児童福祉法の一部改正及び子ども・子育て支援法の制定に伴い、所要の改正及び廃止をするものであります。

次に、議案第11号 岩出市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正についてであります。医療費の支給対象となる子供を中学校卒業までの子供とするなど、子育て支援施策の拡充を図るものであります。

次に、議案第12号 岩出市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正についてであります。和歌山県のひとり親家庭医療費に係る補助制度の改正などに伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第13号 岩出市介護保険条例の一部改正についてであります。介護保険法の規定に基づく3年に一度の事業計画の見直しに伴う保険料の改定のほか、介護保険法の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第14号 岩出市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、議案第15号 岩出市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について及び議案第16号 岩出市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。介護保険法及び関係省令の一部改正に伴い、制定及び所要の改正をするものであります。

次に、議案第17号 ねごろ歴史資料館設置及び管理条例の制定について及び議案第18号 旧和歌山県議会議事堂管理条例の制定についてであります。これらの施設の設置や管理に関し、必要な事項を定めるものであります。

以上が条例案件でございます。

続いて、平成26年度の補正予算案件についてご説明申し上げます。

議案第19号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第5号）についてであります。既決の予算総額に6,647万円を追加し、補正後の予算の総額を162億424万4,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、地域整備事業費負担金のほか、地域住民生活等緊急支援

のための交付金を初めとする事業採択に伴う追加交付金や事業費の増減に対する国県支出金等の事業財源などについて、補正するものであります。

一方、歳出では、退職手当特別負担金のほか、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定業務委託料、子ども医療扶助費、私立保育園運営費、浄化槽設置整備事業補助金、青年就農給付金、岩出市商工会補助金、土木費における測量設計委託料や工事請負費、那賀消防組合負担金、中学校に係る学校管理費と公民館費における工事請負費、基金積立金などについて補正するものであります。

次に、議案第20号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。既決の予算の総額に5,875万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を55億9,877万7,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、前期高齢者交付金と一般被保険者延滞金について、歳出では、一般被保険者に係る療養給付費と高額療養費のほか、平成25年度における特定健康診査・保健指導負担金の精算に伴う返還金について補正するものであります。

次に、議案第21号 平成26年度岩出市介護保特別会計補正予算（第3号）についてであります。既決の予算の総額から902万7,000円を減額し、補正後の予算の総額を29億1,815万8,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では一般会計繰入金について、歳出では介護保険システム改修委託料について補正するものであります。

次に、議案第22号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。繰越明許費について補正するものであります。

以上が平成26年度の補正予算案件であります。

次に、議案第23号 市道路線の認定についてであります。開発行為による帰属道路6路線を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第24号 那賀老人福祉施設組合理約の変更に関する協議についてであります。解散時における事務承継に関する規定を当該組合理約に追加することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第25号 和歌山県と岩出市の旧和歌山県議会議事堂の管理に関する事務の受託についてであります。旧和歌山県議会議事堂の管理に関する事務を和歌山県から受託することについて、議会の議決を求めるものであります。

続いて、平成27年度の当初予算案件についてご説明申し上げます。

議案第26号 平成27年度岩出市一般会計予算についてであります。当初予算額

を154億6,123万円とし、前年度当初予算対比で、率にして1.2%の増、金額にして1億8,138万円の増額とするものであります。

次に、議案第27号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計予算についてであります。当初予算額を63億7,550万2,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして16.7%の増、金額にして9億1,176万4,000円の増額とするものであります。

次に、議案第28号 平成27年度岩出市介護保険特別会計予算についてであります。当初予算額を27億9,242万8,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして1.6%の減、金額にして4,554万2,000円の減額とするものであります。

次に、議案第29号 平成27年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。当初予算額を6億5,154万1,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして1%増、金額にして669万3,000円の増額とするものであります。

次に、議案第30号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計予算についてであります。当初予算額を31億8,749万7,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして0.6%の減、金額にして2,022万9,000円の減額とするものであります。

次に、議案第31号 平成27年度岩出市墓園事業特別会計予算についてであります。当初予算額を3,167万7,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして23.5%減、金額にして974万8,000円の減額とするものであります。

次に、議案第32号 平成27年度岩出市水道事業会計予算についてであります。当初予算の収益的収入額を10億1,980万4,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして22.3%の減、金額にして2億9,252万9,000円の減額とするものであります。また、収益的支出額を9億806万円とし、前年度当初予算対比で、率にして25.4%の減、金額にして3億887万1,000円の減額とするものであります。

一方、資本的収入額は2億6,562万5,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして228.2%の増、金額にして1億8,468万1,000円の増額とするものであります。また、資本的支出額を14億2,422万3,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして110.2%の増、金額にして7億4,667万9,000円の増額とするものであります。

以上、各議案についてご説明いたしましたが、いずれも重要案件でございますので、慎重、審議をいただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○井神議長 これで、市長の提案理由の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第37 議案第33号 岩出市公平委員会委員の選任について～

日程第39 議案第35号 岩出市公平委員会委員の選任について

○井神議長 日程第37 議案第33号 岩出市公平委員会委員の選任の件から日程第39 議案第35号 岩出市公平委員会委員の選任の件までの議案3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○中畑副市長 ただいま議題となりました議案について、ご説明申し上げます。

議案第33号 岩出市公平委員会委員の選任についてであります。現委員の藤井孝章氏が、平成27年3月22日をもって任期満了となりますが、同氏を引き続き岩出市公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第34号 岩出市公平委員会委員の選任についてであります。現委員の山中典朝氏が、平成27年3月22日をもって任期満了となりますが、同氏を引き続き岩出市公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第35号 岩出市公平委員会委員の選任についてであります。現委員の大西三郎氏が、平成27年3月22日をもって任期満了となりますが、同氏を引き続き岩出市公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○井神議長 これより質疑に入ります。

議案第33号から議案第35号までの議案3件に対する質疑の通告はありません。

これをもって、議案第33号から議案第35号までの議案3件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第33号から議案第35号までの議案3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号から議案第35号までの議案3件は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は、議案ごとに行います。

議案第33号 岩出市公平委員会委員の選任の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案第33号に対する討論を終結いたします。

議案第33号を採決いたします。

この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井神議長 起立全員であります。

よって、議案第33号は、原案のとおり同意されました。

議案第34号 岩出市公平委員会委員の選任の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案第34号に対する討論を終結いたします。

議案第34号を採決いたします。

この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井神議長 起立全員であります。

よって、議案第34号は、原案のとおり同意されました。

議案第35号 岩出市公平委員会委員の選任の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案第35号に対する討論を終結いたします。

議案第35号を採決いたします。

この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井神議長 起立全員であります。

よって、議案第35号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~○~~~~~

○井神議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。次の会議は3月6日金曜日、午前9時30分から開くことに
ご異議ありませんか。

(異議なし)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は、3月6日金曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。
どうもご苦労さまでした。

散会

(10時45分)

議 会 定 例 会 会 議 録

平 成 2 7 年 3 月 6 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第2号）

平成27年3月6日

| | |
|-------|---|
| 開 議 | 午前9時30分 |
| 日程第1 | 諸般の報告 |
| 日程第2 | 報告第2号 平成27年度岩出市土地開発公社予算について |
| 日程第3 | 議案第2号 岩出市公告式条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第3号 岩出市行政手続条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第4号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第5号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第6号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第7号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第8号 岩出市教育委員会委員定数条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第9号 岩出市立保育所設置条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第10号 岩出市保育の実施に関する条例の廃止について |
| 日程第12 | 議案第11号 岩出市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第12号 岩出市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第13号 岩出市介護保険条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第14号 岩出市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第15号 岩出市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第16号 岩出市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第17号 ねごろ歴史資料館設置及び管理条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第18号 旧和歌山県議会議事堂管理条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第19号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第5号） |

- 日程第21 議案第20号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第21号 平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第22号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第24 議案第23号 市道路線の認定について
- 日程第25 議案第24号 那賀老人福祉施設組合規約の変更に関する協議について
- 日程第26 議案第25号 和歌山県と岩出市の旧和歌山県議会議事堂の管理に関する事務の受託について
- 日程第27 議案第26号 平成27年度岩出市一般会計予算
- 日程第28 議案第27号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計予算
- 日程第29 議案第28号 平成27年度岩出市介護保険特別会計予算
- 日程第30 議案第29号 平成27年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第31 議案第30号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計予算
- 日程第32 議案第31号 平成27年度岩出市墓園事業特別会計予算
- 日程第33 議案第32号 平成27年度岩出市水道事業会計予算

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、報告第 2 号につきましては、質疑、議案第 2 号から議案第 25 号までと議案第 27 号から議案第 32 号までの議案 30 件につきましては、質疑、常任委員会への付託、議案第 26 号につきましては、質疑、特別委員会の設置、付託及び委員の選任です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 1 諸般の報告

○井神議長 日程第 1 諸般の報告を行います。

3 月 4 日開催の議会運営委員会で正副委員長を選出を行い、委員長に吉本勸曜委員、副委員長に三栖慎太郎委員が選出されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 報告第 2 号 平成 27 年度岩出市土地開発公社予算について

○井神議長 日程第 2 報告第 2 号 平成 27 年度岩出市土地開発公社予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は、自席でお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 報告第 2 号について、質疑を行いたいと思います。

まず、この開発公社の予算についてであります。従来からも私は常にこの議場において申し上げておるところですけれども、この公社の活用の実態がほとんどありません。ここ数年ゼロという状況の中で、公社を存続する必要性があるのかという点であります。

それと、第 2 点目は、この公社における繰越金が約 2,000 万ぐらいあるんですけれども、この 2,000 万については、過去からずっと移動しないまま現在に至っております。半減して 1,000 万ぐらいは一般会計に戻して、市民サービスに利用すべきであると思うんですが、それについて繰り入れる考えがあるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

土木課長。

○田村土木課長 皆さん、おはようございます。

尾和議員のご質疑についてお答えします。

公社を存続する必要性についてですが、将来、市が用地の先行取得する場合に必要であると考えております。また、繰越金を一般財源に繰り入れる考えはございません。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきましたが、公社が存続する将来の土地の購入等について、公社の存続は必要であるということであります。しかしながら、存続する公社として、土地先行取得の予定はあるのかどうか。それがないにもかかわらず、存続する必要性というのは、その理由はないと思うんでありますが、先行取得する予定についてお聞きをしたいと思います。

それから、繰越金の問題であります。これは従来から申しておりますが、公社にその金額を残しておくということになりますと、市民の税金が使われてない予定のある財源を使えることができないということになりますので、半額という考え、これについては考えていないということであります。そういう考えについて検討をされたことがあるのかどうか、再度、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

土木課長。

○田村土木課長 尾和議員の再質疑についてお答えします。

今後、公社で取得する計画があるのかについてですが、市道根来安上線、押川根来線、都市公園等、完了によりまして、現在のところ、計画はありませんが、京奈和自動車道の開通に伴い、今後も都市基盤整備を推進する上で、機動性が高い土地開発公社による先行取得という手法は必要不可欠であると考えてございます。また、一般財源に繰り入れる考えの検討につきましては、今後、そういった事案につきまして、必要であると考えていますので、考えはございません。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○井神議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、報告第2号に対する質疑を終結いたします。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第3 議案第2号 岩出市公告式条例の一部改正について～

日程第26 議案第25号 和歌山県と岩出市の旧和歌山県議会議事堂の管理に関する事務の受託について

○井神議長 日程第3 議案第2号 岩出市公告式条例の一部改正の件から日程第26 議案第25号 和歌山県と岩出市の旧和歌山県議会議事堂の管理に関する事務の受託の件までの議案24件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いします。

日本共産党議員団、増田浩二議員。質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 皆さん、おはようございます。質疑通告に基づきまして、質疑をさせていただきますと思います。

まず、議案第4号から行きたいと思います。

この議案では、議案提出、そもそも出てきた要因というのが、政府において教育委員会制度を変えるための法案、これが出されてきたものによるものです。いわば一言で言えば、今の教育委員会に問題があるからと。政治権力が教育を支配しようというものであります。今回でのこの法案では、教育委員会を代表する教育委員長をなくし、自治体幹部である教育長に教育委員長の役割も与えて、文字どおり教育委員会のトップに据えようとしています。

教育長は、今は教育委員会が任命をし、罷免もできるという形になっていますが、今度は、首長が議会の同意を得て任命するように変えられると、こういうふうになるわけです。また、教育委員会は、教育長に対する指揮監督の権限、こういうものなども奪われるというようになります。教育委員会と教育長との関係、これを逆転をさせて、教育委員会を首長任命の自治体の幹部である教育長の支配下に置くものになっていきます。

教育委員会としての独立性というのが大きく損なわれると、そういうふうになっていきます。こういう点においては、教育への政治支配、これを許さないという立場で臨むことが非常に重要になるのではないかと。教育委員会が、教育の自由、自主性を守る本来の役割を果たすことが重要だと思います。

そういう点では、教育委員の方たちが、保護者や子供、教職員、住民の不安や要求、こういうものなどをしっかりとつかんで、自治体の教育施策をチェックし、改善する。会議の公開や教育委員会の待遇改善支援、教育への見識や専門性を持つ人物の確保、教育委員会の役割が実際に果たせる、そういうような体制なんかが求められると思うんです。

また、教育委員会の公選制などを初めとして、抜本的な改革なんかを国民的な合意で進めるということなんかが大切になるわけなんですけど、今回、この条例を提出するに当たって、今後独立していた、これまでの点では、今後どのように市として対応していくのか、考えなのかという点、これをお聞きしたいと思います。

以上です。

○井神議長 増田委員、質疑ですので、自分の意見を述べないでください。簡潔に質疑をお願いします。

答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 増田議員の質疑につきまして、この議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の職務に専念する義務が規定されたことから、その特例について必要な事項を定めるものです。

質疑の内容は、議案とは離れていますが、ご質疑の今後の対応についてですが、総合教育会議を設置し、教育行政の大綱の策定、教育の条件整備など、重点的に講ずべき施策、児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行います。

なお、総合教育会議では市長と教育委員会で協議・調整は行いますが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されています。

以上でございます。

○井神議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第5号。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、議案第5号について質疑を行います。

今回、この条例では、選挙管理委員会、また、監査委員の報酬というもののなんかが引き上げをされるわけなんですけど、今回、この条例で改定される基準ですね、こういう基準額というのは、どのような判断基準、これでされてきたのかという、金

額そのものの自身が非常に大きく変わるものです。そういう点で、この提案されたこの議案の中で、基準額という部分についての考え方、これをお聞かせいただきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○木村行政委員会事務局長 増田議員ご質疑の特別職の報酬の審議の基準についてでございますが、選挙管理委員会、監査委員ともに、報酬額は各自治体に違いがあり、統一されたものではございません。そのことから、委員の事務内容及び県内の各市の報酬額などを総合的に勘案し、今回の報酬額を算定しております。

○井神議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 ちなみに、県内の自治体の主だったところで結構なんです、金額なんか、もしわかっていれば教えていただきたいと思います。

○井神議長 行政委員会事務局長。

○木村行政委員会事務局長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

選挙管理委員会につきまして、委員長、県内の市のみをお答えさせていただきます。選挙管理委員会の委員長、和歌山市、月額10万円、海南市、月額2万3,700円、橋本市、年額23万1,000円、有田市、年額14万6,000円、御坊市、年額14万5,000円、田辺市、月額3万1,200円、新宮市、月額1万2,000円、紀の川市、月額3万1,000円。

選挙管理委員会の委員につきましては、和歌山市が月額6万8,000円、海南市、月額1万9,500円、橋本市、年額17万3,000円、有田市、年額11万3,000円、御坊市、年額9万7,000円、田辺市、月額2万8,000円、新宮市、月額1万円、紀の川市、月額2万3,000円。

監査委員につきましては、代表監査、和歌山市につきましては、この方は常勤となつてございます。月額25万円、海南市、月額11万円、橋本市、月額11万円、有田市、月額4万5,000円、御坊市、月額6万3,000円、田辺市、月額8万2,800円、新宮市、月額6万円、紀の川市、月額10万5,000円。

議会選出の委員につきましては、和歌山市が月額5万5,000円、海南市、月額2万3,700円、橋本市、月額3万4,000円、有田市、月額2万1,000円、御坊市、月額2万4,000円、田辺市、月額3万2,300円、新宮市、月額2万5,000円、紀の川市、月額3万9,000円となつてございます。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第11号。

増田浩二議員。

○増田議員 議案11号については、子ども医療費の部分について、これまでの制度を変えていくというものになっています。その中で保護者負担ありという形の施策を岩出市ではとろうとしているわけなんです、これはどのような理由からなのかという点が、まず1点です。

それと、提出されるのは保護者負担ありという形なんです、これが保護者の負担なしで行う場合との差額、これはどのように算定を市としてされてきたんでしょうか。一切されていないのか、それとも、そういう算定されたようなものが当然あると思うんですが、その金額について聞かせていただきたいと思います。

もう1点は、施行期日なんです、条例では8月の1日施行という形になっていますが、これはどういう理由からなのかという点、この3点をお聞きしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 増田議員の質疑1点目、保護者負担ありの施策の理由についてですが、先般、議会から助成対象拡充や自己負担の軽減措置についての要望があったことなどを踏まえ、通院については各家庭がふだんから子供の健康に留意するとともに、家族全員がいつまでも健康で過ごしてもらいたいという思いから、自己負担を1割残したものであります。

なお、今後も、この制度につきましては、国に対し、子ども医療費助成制度の創設を働きかけていきたいと考えてございます。

2点目の負担なしとの金額差についてであります、小・中学生に係る自己負担割合は3割となっております。この3割を基礎として保護者負担額などを算定したものでございます。

3点目の施行日についてですが、制度拡充によるシステム改修など、準備期間等を勘案したことによるものでございます。

以上でございます。

○井神議長 再質問はありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員　今回提案されるのは、負担がありというようなことなんですが、市として、今後の方向性としては、どのようなことを考えているのかという点が１点です。

もう１点は、私、以前に当局のほうに試算をしていただいたものがあるんですが、中学校まで通院・入院、無料にした場合の市としての支出予想金額というものを、所得制限ありの場合なんですが、市に出していただいたものがあります。その中では、人数は就学前の通院・入院で3,386人と。以下、いろいろ計算していただいたんですが、平成24年度当初の時点で、岩出市としての医療費負担額というのが１億8,416万9,972円というもので計算をしていただいたものがあるんですが、２点目に聞いた保護者負担がない場合、それについては、市として、今回条例提案するこの時期においては、算定というのはどのようにされたんでしょうか。先ほどの中ではお答えなかったと思うんで、再度、お聞きをしたいというふうに思います。

もう１点、時期なんですが、橋本なんかは、４月から制度そのものの自身を改善するというようなことなんかも聞いているわけなんですけどね。岩出市では、それが年度当初からでなく、８月というふうになったのは何か特別な理由があったのか、その辺のところ、再度、なぜ８月というふうにならざるを得なかったのか、そういう点、ちょっと改めて、再度、お聞きをしたいと思うんです。

○井神議長　答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長　増田議員の再質疑にお答えをします。

まず１点目、方向性ということですが、本市といたしましては、このような一部負担金を設けての助成ということで、今後、実施していく予定でございます。

それから、２つ目の金額、保護者といいますか、保護者が支払う金額、市が支払う金額、それ合わせましたら３割ということになるわけですが、今回、予算計上しています８月診療分からということで、扶助費について5,500万円を計上してございます。それが市の３分の２の助成額になりますので、３分の１となりますと、2,700万余りの金額になる予定でございます。

それから、８月１日にするのは、どういう理由かについてでございますが、先ほどもお答えさせていただいたように、システム改修など、市民への周知も図っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○井神議長　再々質疑ございませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第17号。

増田浩二議員。

○増田議員 17号について、ねごろ歴史資料館に関して、お聞きをしたいと思います。

この17号では、新たにねごろ歴史資料館を建設していくという部分の中での絡みなのですが、これまでは根来寺に関係した資料展示というものは、民俗資料館では無料で行って来ました。そんな中で、今回のねごろ歴史資料館という部分で、そもそも入館料を取るというのは、どのような理由からなのかという点をまずお聞きをしたいと思うんです。

その上で、岩出は300円という入館料を取るわけなんですけどね。そうすると、当然、いろんな展示する内容についても、歴史的価値とか根来寺に関係した部分で、秘蔵の品物とか資料というものなんかを含めて、展示される内容の充実というんですか、そういうものなんかも求められて、やっぱり資料館に入ってよかったなと感じていただくことが非常に大事になると思うんです。そういう点では、市としては、展示される内容については、どのようなものを想定されているのかという点をお聞きしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 ねごろ歴史資料館は、管理運営の財源として入館料を定めておりますが、実際の運営に当たりましては、条例第7条第3項及び第4項により、指定管理者と協議して定めます。

次に、展示につきましてでございますが、発掘調査で出土した考古資料を用いて、遺構検出状況の再現や映像を用いた根来寺の軌跡の紹介など、根来寺の起こりから現在に至るまでの歴史を伝え、一般の方にもわかりやすい展示を行う予定でございます。

○井神議長 再質問ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、入館料を取るのは、委託するから入館料を取る必要があるということの答えだったんですが、2点目とも絡むんですけどもね。実際には、今のお話でしたら発掘されるそういう部分だけの展示というふうにしか聞こえなかったんですが、このねごろ歴史資料館の中では、根来寺に関しての秘蔵品というんですか、そういう部分の展示なんかは一切なしに、発掘して出てきたつぼとか、根来塗とか、

そういうものだけに限定されて展示されるような形になるのでしょうか。

今、民俗資料館なんかに展示されている部分の中では、根来寺に関してのいろいろな文書関係なんかの展示なんかもされてきているわけなんですけど、根来寺に関しての部分なんかは一切なしで、発掘された部分だけを展示して、そして、お金を300円取っていくという、そういうふうに捉えていいのでしょうか。再度、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 展示につきましては、先ほどもお答えいたしましたとおり、出土した考古資料を用いて、遺構検出状況の再現や映像を用いて、根来寺の軌跡の紹介、また、根来寺の起こりから現在に至るまでの歴史を伝えるように、一般の方にもわかりやすい展示を目指しております。

展示内容、根来しかないような秘蔵のものというものにつきましては、その当時、根来寺の交流域を示すような、輸入陶磁器でありますとか、備前焼の大がめ、そういったものを実物を交えて、参考資料等も含めて展示を行っていきます。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第18号の質疑をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案18号については、旧県会議事堂の関係する条例です。この中では、今年度予算とも絡んでくるわけなんですけど、今年度予算において、管理関係なんかで観光拠点の指定管理委託料というのが875万円、委託されているわけなんですけど、先ほどのねごろ歴史資料館と、今回の旧県会議事堂（一乗閣）をあわせた、そういう形での管理という部分の額というふうに捉えていいのか、その点を1点お聞きしたいと思うんです。

もう1点は、条例を見ても、第8条関係で、後ろのほうに書いている部分なんですけど、その中ではこういうふうに書かれています。4ページのところの4、「使用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合及び商業宣伝若しくは営業又はこれらに類する目的をもって無料で入場させる場合の使用料」は、以下、500円とか500円を超えて3,000円までの部分で各書かれているんですけど、この規定はわかるんです。それについては、3ページのところの2のところの使用料、この額についての応分の負担額を徴収しますよということなんですけど、ただ、私が思うのは、実

際には、ここにも書かれているんですが、本来ならば入館料というのが、大人で300円、子供で100円というのがかかりますと。

例えば、4の関係でいうと、「入場料又はこれに類するものを徴収する場合」の商業宣伝者という方たちが、例えば、100名の方をそれに該当する形で、イベントなんかをやるという形になると、それで、例えば、入場料が無料の場合なんかは、本来だったら100名分のこの入館料というのが、本来は市に入らなければならないんじゃないかと思うんですが、その場合、イベントする会社なんかが無料で行った場合なんかも、金額1万800円とか2万1,600円なんかの100分の150とか170とか、そういう部分だけしか、この条例では取れないんじゃないかなというふうに思うわけなんですね、私としては。

その場合、例えば、100人分やったら100人分が入った、その入館料分というのは、イベント会社なんかとはどのような形で、市として入館料分をもらうのかと、収入として得るのかという、この点だけ、ちょっとお聞きをしたいと思うんです。

○井神議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 増田議員ご質疑の根来寺周辺観光拠点指定管理委託料のことにつきましては、これは、ねごろ歴史資料館に関するものでございまして、旧県会議事堂につきましては、管理の詳細について、今、県と協議中であります。

次に、第8条における使用料等の規定でございしますが、第8条では、旧議事堂に入館しようとする者、すなわち、これ入館者でございします。入館者は、入館料を払わなければならない。一方、使用許可を受けて施設を使用する者、これ使用者と申しますが、これは、いわばイベント等の主催者になります。これは、使用料を納付しなければならないということになっておりますので、したがって、入館する者は、入館料をお支払いいただくことになります。

○井神議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○井神議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

公明党議員団、田畑昭二議員。質疑時間50分以内で、通告した議案の質疑をお願いします。

田畑昭二議員。

○田畑議員 公明党市議団代表、田畑でございます。

私のほうから、議案第19号 平成26年度岩出市一般会計補正予算の国庫補助金に

ついて、お尋ねいたします。

国庫補助金 1 億 2,775 万 3,000 円の補正がなされております。これは国のほうで、2 月に地域住民生活等緊急支援のための交付金ということで、全国で 4,200 億、補正がなされました。その絡みということで、今回、市のほうで補正されたものだと思いますが、具体的に、この 1 億 2,700 万円の使途、使い方ですね、どのようになされるのか。また、その影響について、当市はどのように見込まれておるのか、お願いいたします。

○井神議長 答弁願います。

財務課長。

○小倉財務課長 田畑議員の質疑にお答えします。

地域住民生活等緊急支援のための交付金については、消費喚起・生活支援型及び地方創生先行型から成り、本市では、消費喚起・生活支援型を活用し、プレミアム付き商品券の発行事業、事業費 8,400 万円を予定しております。

消費喚起・生活支援型においては、地域における消費喚起が図られると見込んでおります。また、地方創生先行型については、平成 31 年度までの地方創生計画である、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定事業、事業費 832 万 2,000 円、子どもの医療制度の拡充、事業費 5,781 万 9,000 円、地域子育て応援環境促進事業、事業費 48 万円を予定しております。地方創生先行型においては、市の地方創生に向けた取り組み方針が定められるとともに、市内子育て世帯への医療費などの金銭的な補助と子育て相談の窓口となるソフト事業のより一層の充実が図られるものと考えております。

○井神議長 再質疑ありませんか。

田畑昭二議員。

○田畑議員 今、答弁いただきました件ですが、まず最初のプレミアム付き商品券の発行を今回考えておるということで、岩出商工補助金として 8,400 万円計上されておりますが、このプレミアム付き商品券につきまして、非常に好評でして、抽せんするぐらい、皆さんが非常に期待されている事業であります。この 8,400 万円を使って、プレミアム付き商品券を今後どのように具体的に実施をなされるのか。また、何枚ですね、また、いつからどのように周知徹底をなされるのか、その辺を詳細に教えていただきたいと思います。

もう一つは、子ども医療費について、扶助費が 5,500 万円計上なされてますが、これは単純に考えまして、今年度、26 年度の補正で、恐らく国が補正かけましたの

で、市もこの補正という考えでいったのだろうとは思いますが、単純に考えますと、27年度事業として、今回、条例改正がなされるわけですが、27年度の実施は8月からの実施ということで、先ほども質疑なさっていましたが、27年度当初で、本来であれば計上されるべきもののようには思うんですが、あえて26年度の補正で3,500万ほど、国庫の交付金として計上なさったという、これ、いろんな理由があるかとは思いますが、その辺、ちょっと理解しづらいところがありますので、説明をお願いしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 プレミアム商品券につきまして、現時点では、8,400万のうち8,000万円分をプレミアム分として附帯しまして、商品券を発行する予定であります。商品券の発行に係る詳細につきましては、現在、岩出市商工会と協議中でございまして、地域振興に貢献する商店等において使用できるプレミアム付き商品券ということにより、地元消費の拡大を図っていきたいと考えております。

○井神議長 保険年金課長。

○坂口保険年金課長 田畑議員の再質疑にお答えをします。

子ども医療費助成制度の拡充を予定してございます。制度の概要につきましては、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、入・通院による医療費の助成を行うことにより、子供の健康の保持と福祉の増進を図るなど、子育て支援の充実と子育て世帯が安心して暮らせるまちづくりを進めるものでございます。

この内容につきましては、保護者の所得制限を撤廃した上で、現行の未就学児の入・通院及び小学生の入院に係る医療費負担から、小・中学生の通院、中学生の入院にまで制度を拡充します。通院については、各家庭が、ふだんから子供の健康に留意するとともに、家族全員がいつまでも健康で過ごしてもらいたいという思いから、自己負担を1割残しております。また、高額となる入院医療費については、全額助成としてございます。

この2点目の国の補助金を活用して実施するものでございまして、平成26年度の予算に計上しているものでございます。議員ご指摘の平成27年度でということですが、国の補助金に合わせた形で事業計画をしてございます。この措置につきましては、27年度に繰り越して予算を執行していきたいと、そういうように考えてございますので、よろしくお願いします。

以上です。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○井神議長 これで、公明党議員団、田畑昭二議員の質疑を終わります。

尾和弘一議員。質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、質疑通告に従いまして、質疑をさせていただきます。

議案第4号 条例改正についてであります。

教育長の職務に専念する義務の改正条例についてであります。まず第1点は、従来との比較についてであります。どのようなことになるのか、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、3項目の記載あるものについて、専念義務を外すということですが、具体的にどのようなことを想定されているのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

それから、3点目に、任命権者は誰になるのか。

この3点について、質疑を行います。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 質疑の1点目につきましては、このたびの法律の一部改正により、教育長の職務に専念する義務が規定されました。

質疑の2点目につきましては、各種研修会や講習会、健康診断などが想定できます。なお、教育委員会が定める場合としては、今後、教育委員会において協議されます。

質疑の3点目につきましては、任命権者は市長です。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 2点目の件なんでありますが、今後、教育委員会で具体的に決めていくんだという内容であります。想定される事案について、これは当然検討されていると思いますので、それについて、再度、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

教育総務課長。

○秦野教育総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

教育委員会で定める場合の想定でございますが、国または他の地方公共団体の審議会、委員会、協議会等の職務に従事する場合、２点目として、教育委員会の業務と関連を有する公益に関する団体、または市の教育行政上、特に必要が認められる団体の事業に従事する場合などを想定してございます。

以上です。

○井神議長 再々質疑はありませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第５号。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第５号 特別職の報酬についてであります。

今回の改正については、長年、私が、この議場において執行部に対して質問をしてきた内容でありまして、一定の前進があるということで評価をしたいと思います。ただし、選挙管理委員及び監査委員のその報酬の引き上げの理由について、この時点でどういう理由で引き上げをしたのかについて、確認をしていきたいと思います。

それから、２点目の鳥獣被害対策実施隊員という、新たに設けられておりますが、この方の業務について、どういうことをされる隊員なのか、お聞きをしたいと思います。

３点目は、選管と監査委員の報酬の引き上げは、この提案の中にあるんですが、他の非常勤の報酬の見直しについては、なぜしなかったのかについて、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○木村行政委員会事務局長 尾和議員ご質疑の１点目と３点目について、お答えいたします。

選挙管理委員会委員及び監査委員の報酬の引き上げの理由についてでございますが、選挙管理委員については、適正な選挙の執行など、ますます選挙管理委員の責務が重大となっております。また、監査委員については、例月出納検査や定例監査などに加え、住民監査請求による監査の実施、平成27年度からは工事監査も予定しており、事務内容も複雑・多様化している状態にあります。このことから、県内の市、和歌山市を除く７市の報酬額を参考に改正するものでございます。

３点目、他の非常勤の報酬の見直しについてでございますが、各種行政委員の報酬につきましては、県内各市の報酬額の状況を比較・検討し、本年度においては、

選挙管理委員会委員及び監査委員の報酬額について改正するものです。

以上です。

○井神議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 鳥獣被害対策実施隊につきましては、農作物の被害防止を適切に実施するため、有害鳥獣の捕獲、被害防護措置、被害地区の調査、巡回などを業務としております。

○井神議長 再質疑はありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 選挙管理委員会の委員長、それから、監査委員ですね、選挙管理委員会の委員長については、6万円が年額で24万円、15万円のアップということになります。それから、選挙委員については5万4,000円が、年間19万2,000円、約14万円からのアップになります。監査委員の内容、委員については36万円が98万4,000円と、約60万ぐらいのアップになるのでしょうか。それから、議会から選出された委員については、年間12万が33万円に、約3倍近く上がるわけであります。

いずれも、今、ご答弁をいただきましたように、職責の重要性やその問題については、私たちも十分理解をしているつもりであります。選挙管理委員会として、公平・中立な立場で運営をしていただく。いろいろな諸問題について、積極的に取り組みをしていただくことになるわけですが、それになう体制づくりというのが、一面で報酬を引き上げたが、従来どおりの業務であるということでは、これは市民に対して理解が得られないわけでありますから、そこら辺の対策をどのようにされようとしているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、監査委員については、これは第三者機関で、公平・中立な立場で監査請求があったときに、判断をする重要な機関でありますので、その点についても公平・中立の立場で、果敢に、市行政の各分野において切り込んでいくということが求められると思います。そういう点で、質的な向上を含めて、どのように対応されるのか、今後の方針をお聞きをしたいと思います。

それから、隊員についてであります。これについては、今、被害の調査等ということですが、何人ぐらいを想定して、それから、月何日ぐらいを想定をされているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、他の非常勤の報酬についてであります。これについては、今、答弁がありませんでしたが、今後、他の非常勤の職員についても見直しをするということなのか、それとも現時点は、この選管と監査のみで、それ以外については見直し

をしないということなのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○木村行政委員会事務局長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず、選挙管理委員会、こちらのほうもいろいろ、高松市など事件が起こっておるところもございますので、そういう面からも適正な選挙執行という重大な責務があると考えてございます。今後も適正な選挙事務が行えるよう、委員としても十分に検討などしていきたいと考えてございます。

監査委員につきましては、先ほどもお答えさせていただいたとおり、工事監査など、あらゆる監査、いろんな視点から、市の執行について、検査または監査をしていきたいと考えてございます。

次に、他の非常勤につきまして、非常勤職員の中でも、今回につきましては、各種の行政委員について着目した中での改正となっております。教育委員につきましては、現在は新制度への移行段階でございまして、移行までには検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○井神議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 鳥獣被害実施隊におきましては、隊員51名を予定しております。

失礼いたしました。実施隊につきましては51名で、年間5日の出動を想定しております。

○井神議長 再々質疑はありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 他の非常勤の報酬については、移行時に検討するということで、ぜひこれは実施をしていただきたい。

それから、隊員の件ですが、今、51名で、年間5日で、51掛ける5日という理解でよろしいのか。あとの予算との絡みもあるんですが、これは51名をどのような配置で、51名は全て一気にということでもないでしょうから、被害のあった時期を想定して組んでいくということになると思うんですが、そういうことでよろしいのか、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、監査委員についてであります。これは私は前から意見を申し出ておりますが、外部監査委員を導入する時期に来ているのではないだろうかというように考えているんですが、これについて一言だけ答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 失礼いたします。先ほどお答えいたしました5日でございますが、51名に訂正させていただきたいと思えます。申しわけございません。

51名掛ける5日は、出動の述べ人数でございます。

鳥獣被害実施隊につきましては、前もって決まった配置をするのではございません。必要に応じて、こちらから命令を出して、その都度、出動していただくようになります。

○井神議長 行政委員会事務局長。

○木村行政委員会事務局長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

監査委員ですけれども、外部監査の導入については、考えはございません。

○井神議長 続きまして、議案第6号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第6号 条例改正についてであります。

臨時職員の給与に関して、地域包括支援センター専門職員、保健師、助産師及び看護師の人数について、お聞きをしたいと思えます。

それとあわせて、和歌山県下の実態との比較について、現状はどのようなになっているのか、お聞きをしたいと思えます。

○井神議長 答弁願います。

保健推進課長。

○福田保健推進課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

保健師、助産師及び看護師の人数と和歌山県下の自治体との比較について、8市の保健衛生部門に係る人数をお答えいたします。

まず、保健師ですが、正職員が、岩出市7人、橋本市14人、紀の川市14人、海南市10人、有田市8人、御坊市9人、田辺市13人、新宮市8人です。

常勤の臨時職員は、橋本市1人、紀の川市1人、海南市1人です。

非常勤の臨時職員は、岩出市5人、橋本市3人、紀の川市1人、有田市3人、御坊市9人、田辺市5人です。

次に、助産師は、正規職員と常勤の臨時職員は、いずれの市もございません。

非常勤臨時職員は、岩出市5人、紀の川市2人です。

次に、看護師の正規職員は、田辺市1人です。

常勤臨時職員は、紀の川市1人、田辺市3人、新宮市1人です。

非常勤臨時職員は、岩出市４人、紀の川市２５人、田辺市３人と伺っております。

以上です。

○井神議長 長寿介護課長。

○明渡長寿介護課長 尾和議員のご質疑にお答えします。

地域包括支援センター専門職員の人数ですが、現在、岩出市地域包括支援センターの３職種の配置状況は、保健師１名、社会福祉士１名、主任ケアマネジャー１名の計３名となっております。

なお、平成２７年度は、代替職員として、保健師１名の任用を予定しております。

和歌山県下の自治体の状況ですけれども、県下の他市の３職種の状況ですが、海南市８人、紀の川市５人、橋本市５人、御坊市４人、田辺市４人、新宮市５人と聞いております。

以上です。

○井神議長 再質疑はありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきましたが、内容を見てみますと、精査をしなければならないんですが、岩出市のこの方々の体制、非常に貧弱だと言わざるを得ません。また、支援センターの専門職員にしても、それから助産師、看護師、ここら辺についても、他市に比べて人員も少なく、この体制でいけるのかなという気はしますが、ぜひこれについては充実をしていただきたいというように思っておりますが、いかがなものでしょうか。

○井神議長 答弁願います。

保健推進課長。

○福田保健推進課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

それぞれの市におきまして、人口規模や面積、また保健業務量等の状況に違いがありますので、一概に人数だけを比較できるものではございませんが、当市では、現状の中、市民が元気で生き生きと暮らせ、また、健やかに産み育てることができるよう、課内で協力し合い、また、他課や関係機関とも十分連携をし、大きな効果を上げるべく努力してまいりたいと考えます。

以上です。

○井神議長 長寿介護課長。

○明渡長寿介護課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

地域包括支援センターにつきましても、人口の規模や包括支援センターの委託等、

他市の状況に違いがあるため、一概に比較できるものではございません。

しかし、今後の地域包括ケアシステムの構築に向けまして、業務量の中で、また考えていきたいと思います。

以上です。

○井神議長 再々質疑はありませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第7号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第7号 条例改正、特殊勤務手当に関してであります。

この特殊勤務手当に関して、過去、支給した件数と金額の実態について、お聞きをしたいと思います。

今回、この勤務手当について、削除するという大きな理由、これについてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の1点目の質疑ですが、税務課の過去5年間の特殊勤務手当の支給件数と金額につきましては、平成21年度、327件、65万4,000円、平成22年度、498件、99万6,000円、平成23年度、390件、78万円、平成24年度、614件、122万8,000円、平成25年度、581件、116万2,000円でございます。

○井神議長 福祉課長。

○寺西福祉課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

福祉課において、保育料の差し押さえに係る手当支給件数と金額については、平成26年度において、1件、2,000円です。

○井神議長 保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の質疑にお答えをします。

保険年金課の関係につきまして、手当支給件数、金額については、平成21年度、支給件数33件、金額6万6,000円、平成22年度、174件、34万8,000円、平成23年度、258件、51万6,000円、平成24年度、468件、93万6,000円、平成25年度、481件、96万2,000円でございます。

○井神議長 総務課長。

○藤平総務課長 2点目についてですが、特殊勤務手当については、個々の職務内容や、国、他団体の状況などの変化を踏まえ、適時、見直しを行います。今回の条例

改正については、差し押さえは一般的な行政事務と比較すれば、困難かつ緊張を強いられる職務内容であります。住民の税に対する意識も浸透する中で、差し押さえに対する考え方も変化してきていることから、今回、改めるものでございます。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。いずれもこの件数については、押しなべて増加をしてきておるという状況にあります。当然、職員については、差し押さえの手段をするということについては、市民との間のあつれきも生じますし、そこにおける不安定な要因もあるということについては重々理解をするんですが、基本的には、特殊勤務手当については、なくしていくということについては、私も賛成をいたします。

今日の状況の中で、この特殊勤務手当をなくしたことによって、職員が行動する場合にどうなのかなと、一面不安も感じておるわけですが、そこら辺についての対応ですね、カバーですね、これをどのように今後されようとしていくのか、お聞きをしておきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の再質疑についてですけれども、先ほども申しましたように、個々の職務内容、また、他団体の状況などを踏まえて、今後、適時見直しを行ってまいりたいと考えてございます。職員につきましても、この件につきましても、住民の税に対する意識も浸透する中で、今回、削除させていただくということでございますので、職員は一人一人頑張っていただけるものと考えてございます。

以上でございます。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これに関しては、水道料金関係の差し押さえとか、この件数については把握をされておりますか。税と年金と保育料、給食ですね、ここら辺について、どのような実態にあるのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 尾和議員のご質疑にお答えします。

水道のほうでは、実績はございません。

○井神議長 教育総務課長。

○秦野教育総務課長 給食についても同様でございます。

○井神議長 再々質疑お願いします。

(なし)

○井神議長 しばらく休憩します。

午前11時から再開します。

休憩 (10時45分)

再開 (11時00分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

議案第11号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第11号 条例改正についてお聞きをしたいと思います。

子ども医療費に関してであります、これに関して、対象者数についてありますが、小学生・中学生別に何人になるのか。

それから、この条例案に対して、条例改正後の費用対効果について、どのように計算をされてきたのか。

それから、所得制限をなくした理由について、お聞きをしたいと思います。

それから、3分の1の保護者負担にする理由について、お聞きをしたいと思います。

それから、最後に、医療機関で、この条例案では3分の2は岩出市が負担しますよと。3割のうちの3分の1は個人で負担をしてくださいという内容であります。その2割の窓口でどういような手続をするのか。一旦、3割を保護者が払って、その後、岩出市に2割分を返還を請求するのか。それとも、1割負担で窓口で払って、それで医療費の助成にするのか、そういう形にするのか、そこら辺の方法についてお聞きをしておきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の質疑にお答えします。

1点目、対象数は何人かについてですが、小学生は3,400人、中学生は1,800人を想定してございます。

2点目の費用対効果はどうかについてでございますが、子どもの医療費助成事業

の対象年齢を拡充することにより、子育て世帯における経済的な負担を軽減するとともに、子供の健康の保持と福祉の増進を図るなど、子育て支援の充実と子育て世帯が安心して暮らせるまちに寄与できるものと考えてございます。

3点目の所得制限をなくした理由についてですが、今回、制度拡充に合わせて、子供が親の所得に関係なく、平等に医療費助成が受けられる環境を整えたもので、全ての子育て家庭の医療費負担を軽減するものでございます。

4点目の3分の1の保護者負担にする理由についてですが、増田議員にお答えしたとおり、先般、議会から助成対象拡充や自己負担分の軽減措置についての要望があったことなどを踏まえ、通院については、各家庭がふだんから子供の健康に留意するとともに、家族全員がいつまでも健康で過ごしてもらいたいという思いから自己負担を1割残したものであります。なお、今後も国に対し、子ども医療費助成制度の創設を働きかけてまいります。

5点目の医療機関で3割負担し、その後、その2割を返還する手続方法はどうかについてですが、現時点では、受給者が医療機関の窓口で3割となる自己負担分を支払い、市に領収書とともに申請した後、市は金額等を確認した上で、助成額を申請者の口座に振り込む方法を考えております。

以上でございます。

○井神議長 再質疑はありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この制度そのものについては、一步前進だなということなんですが、100%ではありません。我々は完全無料化ということをして、地方創生のお題目の中には定住者の促進と、それから、子育て支援、地方再生の方針の中に出てきておるわけではありますが、中でも、今回のこの制度そのものについては、まだまだ不十分な点があるというふうに思っております。

先ほど質疑をしました医療費の3割負担をした後のその3分の2の還付、いわゆる返還についての手続についてであります。今、課長が答弁をいただきましたが、この制度は非常に複雑になると思います。一旦、窓口で払って、また市役所に領収書を添えて申請をせなあかんということになりますと、窓口の負担も増加しますし、窓口の職員の対応も、非常にこれは煩雑になってくるというふうに思います。

こういう制度については、もうすぱっと割り切って、医療機関、医師会等の協議をした上で、3分の2を市が負担をします。3分の1だけ保護者に負担を求めるといような形に変えないと、大変な業務になろうと思うんですが、これについては

8月の1日までに成案を得て、市長を中心に、これは変えていただきたいというふうに思いますが、それについての今後の取り組みについてどうされるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の再質疑にお答えをします。

議員からのご指摘がありますように、医療機関の窓口で3割を支払っていただいて、その領収書を持ってきていただいて、2割を払い戻すということになれば、事務が複雑になる。これはそうすると、市としても考えてございます。

そのことにつきましては、現時点では償還払いということで行く予定としておりますが、今後、市民の利便性も考えた上で、議員おっしゃるような方法にできるように取り組んでまいりたい、そういうふうに考えてございます。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この制度については、1割負担、ある面では医療費の抑制の手段に使われているのかなという思いがするんですけども。早期に完全無料化に向けて取り組みを進めていただきたいことを重ねて求めておきたいと思います。

これで11号の質疑は終わります。答弁は結構です。

○井神議長 続きまして、議案第12号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第12号について質疑を行います。

今回の条例改正で、ひとり親家庭の医療費等ということで、「等」ということが文章上、記入されたわけですが、この理由について説明を求めたいと思います。

それから、対象者についてですが、具体的にどのような事例を想定しておるのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の質疑にお答えをします。

1点目のひとり親家庭等とした理由についてですが、市では、これまで県に準じた名称を表記していましたが、市条例のひとり親の定義で規定しているとおり、必ずしも受給対象者がひとり親に限定したものではなく、また、平成27年4月から県の交付金要綱が見直され、新たにDV保護命令を受けた児童等も対象になることか

ら、ひとり親家庭等に改めるものでございます。

2点目の対象者は、具体的にどのような事例を想定しているのかについてですが、配偶者から既に身体に対する暴力を受けた者や大きな危害等を受けるおそれがある者で、裁判所から保護命令を受けた児童等を想定してございます。

以上です。

○井神議長 再質疑はありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁いただきましたが、対象者についてですが、DVとか、その配偶者からの執拗な暴力・暴言、これについては、現在把握されているのは、何人ぐらい岩出市であるのか、これについてお聞きをしておきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の再質疑にお答えをします。

関係課から聞いてございます現時点での人数につきましては、2名というふうに聞いてございます。

以上です。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○井神議長 引き続きまして、議案第13号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第13号 条例改正について、介護保険に関する条例改正であります。今回、保険料率を細分化した理由は何なのか。それから、各段階に該当する人員はどのように把握されているのか。1から11段階ということになりますが、その人員。それから、現行と改正後の保険料総額の金額はどういうように推移をしているのか、現行が幾らで、改正後は幾らになると想定をしたのかということでありませう。ご答弁をお願いをいたします。

○井神議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○明渡長寿介護課長 尾和議員のご質疑にお答えします。

まず、保険料率を細分化した理由は何かについてであります。第6期の介護保険料の段階設定につきましては、国が所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行う考え方を示したことから、本市においても、国のこうした段階設定の趣旨を踏

まえ、所得の高い階層をより細分化し、11段階設定としたものであります。

次に、各段階に該当する人員はどうか、1から11までについてであります。各段階人数は、平成27年度においては、被保険者見込み総数1万790人のうち、第1段階2,082人、第2段階626人、第3段階669人、第4段階1,068人、第5段階2,018人、第6段階1,597人、第7段階1,403人、第8段階712人、第9段階264人、第10段階165人、第11段階186人を見込んでいます。

次に、現行と改正後の保険料総額はどうかについてですが、現行である平成26年度当初予算において、第1号被保険者の保険料収入見込み額は6億6,166万7,000円、改正後の平成27年度当初予算においては6億6,339万2,000円を見込んでおり、平成27年度は172万5,000円の増額となります。

以上です。

○井神議長 再質疑はありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 細分化することによって、高額所得者については負担が増大すること、その分が100万余り収入して上がってくるということでしょうけども、その負担について、これは高額所得者に対しては、非常に負担増になるということですが、これについての考え方について、お聞きをしておきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○明渡長寿介護課長 高額所得者の方につきましても人数的に多いことから、負担を少なくしております。第5期より保険料が多くなっているのは、11段階のみとなっております。

以上です。

○井神議長 再々質疑はありませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第17号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第17号 条例改正について、ねごろ資料館に関する質疑を行いたいと思います。

今回、資料館にはどのようなものを展示をされるのか、具体的にご答弁をいただきたいと思います。

それから、この条例案には、指定管理者を想定した条文が入っているわけですが、

移管するという方向なのか、そこら辺についてお聞きをいたします。

それから、入館料の徴収についてですが、当初の入館者数をどのように見積もっているのか、これについてお聞きをいたします。

○井神議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 展示につきましては、発掘調査で出土した考古資料を用いての遺構検出状況の再現や映像を用いた根来寺の軌跡の紹介など、根来寺の起こりから現在に至るまでの歴史を伝える展示を行う予定でございます。

管理につきましては、指定管理者による管理を考えております。

入館者数は、近隣施設の入館の状況から、年間約2万人を見込んでおります。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 資料館の展示の件であります。近隣から出土したということですが、これは本会議場でも議題になりました根来断層の展示については想定をされているのか、どこにするのかということで、このねごろ資料館に展示をされるのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、指定管理者の制度についてですが、今後、そういうことでやるということですが、日程、スケジュール、ここらについてどのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 断層の展示につきましては、ねごろ歴史資料館では予定してございません。

指定管理の日程につきましては、ねごろ歴史資料館、国体までの供用開始ということを目指しておりますので、それまでに指定管理者を選考いたしまして、また、議会のご承認を受けたいと考えております。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 指定管理者の供用開始というのは、この前もありましたが、完成を待つということではありますが、具体的にいつごろを目途にしているのか。

それから、根来断層については、歴史的な遺物でありますので、これは民俗資料館ということでもないと思うんですが、ぜひ、根来断層の資料があるわけですから、

根来の歴史の中の1ページとして、ぜひ展示を検討をお願いしたいと思うんですが、これについてどうでしょうか。

○井神議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 指定管理の選定について、いつごろかということですが、9月の供用開始を考える上で、6月の議会でご承認いただけるように、早急に進めていきたいと考えております。

それから、断層の件につきましては、ねごろ歴史資料館は、史跡根来寺に関する資料の展示を主眼としておりますので、断層の展示については考えておりません。

○井神議長 続きまして、議案第18号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第18号 条例改正についてであります。

県会議事堂に関してですが、資料館には、どのようなものを展示をしていくのか。魅力あるものにすべきであるというふうに思いますし、そこら辺について、具体的に現時点で検討されているものがあれば。

それから、2番目に、これも指定管理者を想定した上での条例案になっているわけですが、これについての、いつごろスケジュールとあわせて、どうされるのか。

それから、入館料の徴収についてであります。現行では、大人と小人という限定しかついておりません。私は、徴収に関しては、岩出市民がより多く入館をしていただくためには、例えば、70歳以上については無料にするとか、65歳は半額にするとか、また、障がい者の入館については減免をするとか、そういうような割引制度を設けるべきであるというふうに考えておりますが、これについては検討されてきたのか、お聞きをしておきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 旧和歌山県議会議事堂につきましては、展示については、県議会に関する展示を主とするものでございます。

管理につきましては、指定管理者による管理を考えております。

また、入館料の徴収について、高齢者及び障がい者等々の免除、割引制度などににつきましては、検討中でございます。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 県議会の資料ということですが、あそこの旧一乗閣には、過去、夏目漱石が来て講演をしたということも聞いております。そこら辺も含めて、今回、この県議会の中に含まれるのか、これについてお聞きをしておきたいと。

それから、高齢者及び障がい者については、現在、検討中であるということですが、供用開始までには結論を得られるのか、これについて、供用開始とあわせて質疑をさせていただきます。

○井神議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 展示の内容につきましては、県と県議会事務局のほうで、現在、検討中でございます。

なお、割引制度につきましては、供用開始までに指定管理者と市とが協議して定めるものでございます。

○井神議長 再々質疑はありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 １点だけ、割引制度については、導入をするという理解でよろしいんでしょうか。その点だけ、ちょっとお聞きをしておきます。

○井神議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 割引制度につきましては、条例によりまして、使用料、入館料等につきまして、指定管理者となった場合、指定管理者が市と協議して定めることができるとなっておりますので、検討をいたします。

○井神議長 続きまして、議案第19号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第19号 26年度補正予算について、８項目お聞きをしたいと思います。

今回の退職手当の積算の根拠について、まず、第１点お聞きをします。

それから、創生事業の作成についてであります。方針と日程計画についてお聞きをしたいと思います。

それから、青年就農給付金に関してであります。実績についてどうなっているのか、お聞きをしたい。

それから、商工会の補助金についてであります。具体的にどのようにするのか。これ商品券というのは一過性でありますので、持続可能な振興政策が片方ないと、

私は余り効果を出さないんじゃないかなというふうに思っておりますが、具体的に、その日程、スケジュール、いつぐらいに商品券を発行するのか、ここら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、捕獲後のイノシシなり、そういう捕獲した後の有効利用、ジビエの問題であります。ここら辺については、今、捕獲したら、捕獲者だけで処分をしているというのが実態であるんですが、ここら辺について、有効利用ということで考える必要があるんじゃないかと思いますが、これについてお聞きをしたいと。

それから、工事請負費の1億1,500万円の減額についてであります。なぜこのような莫大な金がマイナスになったのか、この理由についてお聞きをしたいと思います。

それから、消防事業についてであります。その理由についてお聞きをしたい。

それから、減災基金への補正について、どういう理由で補正をしたのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 質疑の1点目につきましては、和歌山県市町村総合事務組合退職手当支給条例に基づき算定をしております。

それと、質疑の7点目につきましては、地域整備事業で実施する防火水槽設置工事請負費ですが、地元で設置場所が確定が進まず、やむなく減額補正するものでございます。

以上でございます。

○井神議長 市長公室長。

○湯川市長公室長 創生事業の策定についての方針と日程計画はどうかということについて、お答えいたします。

地方創生の目的、理念につきましては、まち・ひと・しごと創生法に規定されているとおりでございまして、本市の策定方針といたしましては、法の趣旨に沿ったものとしたいと考えております。

策定に当たっては、岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進会議を設置したいと考えてございます。

日程計画につきましては、推進会議のほうは3回程度を予定しておりまして、本年12月末までには素案を作成し、素案策定後は、パブリックコメントを実施する予定でございます。

○井神議長 土木課長。

○田村土木課長 工事請負費 1 億 1,500 万円の減額についてですが、社会資本整備総合交付金の交付決定が 4,649 万 7,000 円の減額のほか、17 件の道路改良工事の確定によるものでございます。

なお、交付決定額の減額に伴い、社会資本整備総合交付金事業の全体工事費が 6 億 4,321 万 3,000 円となり、9,199 万 8,000 円の減額になりましたが、事業最終年度であります市道根来安上線に予算を充て、2 月入札にて全ての工事を発注し、平成 27 年 8 月末の完成に向けて取り組んでおります。

○井神議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 青年就農給付金の実績につきまして、平成 26 年度では、個人が 2 件、夫婦が 2 件、合わせて 4 件の給付を実施しております。

次に、商工会補助金につきましては、プレミアム付き商品券の発行に係る詳細について、現在、岩出市商工会と協議中でございます。

次に、有害鳥獣につきましては、捕獲した鳥獣の有効利用は考えておりません。

○井神議長 財務課長。

○小倉財務課長 質疑の 8 点目につきましては、今回計上させていただいた基金積み立ては、後年度での事業実施を考慮し、今後の財政調整を円滑に行うため、補正予算での歳入歳出差額の範囲内において、それぞれの基金に積み立てを行うものであります。

減災基金については、年度当初の取り崩しに対する積み戻し、下水道事業の地方債償還に伴う繰り出し、臨時財政対策債の償還による公債費負担を緩和するため、積み立てを行うものであります。

○井神議長 再質疑はありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 退職手当の積算根拠については、条例に基づくということですが、今回、岩出市で退職される人員については何名なのか。その具体的な内容について、どのような計算をされたのか、再度、お聞きをしたい。

それから、商工会の補助金についてであります。これは 8,000 万でしたかね。商品券の発行で協議中であるということですが、いつぐらいに結論を出そうとされているのか。商品券の配布については、いつから販売するということになるのか、そこら辺も全てまだわからないのか、ここら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、捕獲後の有効利用については考えてないということですが、私

は、食品衛生法の立場からいって、捕獲後、そういうものの殺処分した後の衛生管理というのは非常に重要な課題であります。

養豚業者でも、勝手に殺傷しては、その後の環境整備も含めてやらないと、食中毒とか、いろいろな弊害が出てくる可能性から、食品衛生法の関係で、そこら辺を十分勘案して進めているわけでありましたが、今回、イノシシについても、捕獲した後の処理については、捕獲者が、いわゆるそういう手続も踏まないで食用に回すということがあるというふうに聞いております。ここら辺についても、十分、保健所との絡みで検討する必要性がありますので、市としても、その点、十分検討しておくべき問題ではないかというふうに思っておりますので、再度、質疑をさせていただきます。

それから、消防事業については、これは用地の選定ができなかったということですが、これでいいのかなと。当初の予算で努力をされたというふうに思いますが、予算を組むときには、両面を見て予算を組んでおかないと、こういうような事態になるということが想定されますので、十分検討した上で予算化をしていくということが大切であろうというふうに思うんですが、これについて、反省点なり、どういう理由で、主な要因についてお聞きをしておきたいと思います。

それから、工事請負費の問題であります。私は、確定によるということで、いつも説明をいただくんですが、やはり余りにも大きい差額については、これは十分精査をする必要があるというふうに思っておりますので、再度、そこら辺の反省を含めて、今後どうしていくのかについて、お聞きをしておきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の再質疑についてでございます。

今回、退職手当特別分担金を支出すべき人数は、24人分を計上してございます。それで、退職手当の計算方法につきましては、先ほど申しましたように、支給条例の中で算出をしてございますけれども、それぞれの職員の在職の年数等で算定が変わってまいりますので、その条例の内容に基づきまして算定をしてございます。

それと、消防事業費の地域整備の防火水槽の件でございますけれども、先ほども話をさせていただきましたけれども、地元の要望で設置場所のほうが確定がしなかったということでございますので、今後も引き続き、地元と話し合いを続けてまいりたいと、そういうように考えてございます。

○井神議長 土木課長。

○田村土木課長 尾和議員の再質疑についてお答えします。

交付金事業につきましては、交付金を活用して事業を推進していきたいと考えてございます。

それと、市単独事業も含めてなんですけども、県統一の総合積算システムを使用していますので、今後とも、こういう形になるかと思われます。

○井神議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 プレミアム付き商品券の発行につきましては、現行のプレミアム付き商品券の制度を活用して実施したいと考えておりますが、その時期につきましては、プレミアム付き商品券、28年3月末までの消費が条件としてつけられておりますので、できるだけ早急に商工会と協議を進めて、発行いたしたいと考えております。

続きまして、有害鳥獣の件でございますが、イノシシ等につきましては、もともと狩猟法に基づく狩猟対象の鳥獣でございますが、個人が任意で狩猟したものを自分で食べたり、また、市場に流通するということも十分考えられます。これにつきまして、国では鳥獣の食肉処理に関するガイドラインというものを出しまして、衛生上、また、品質を確保するようなそういう取り組みをしております。

○井神議長 再々質疑はありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 イノシシの処理の問題であります。今、ご答弁いただきました。実質的には加工場ありませんし、各人おのこの、捕獲した後は自由勝手に処理をしているという実態ではないかなと、岩出市の場合ですね。それによる弊害というのは、必ず問題点が発生をしてきます。ここら辺については、保健所でよく勉強しながら、その処理方法についても十分な指導していくべきだと考えておりますが、ここらについて、再度、お考えをお聞きをしておきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 岩出市内には鳥獣の食肉加工場は、現在ございません。

先ほども申しましたように、国で示されている鳥獣の食肉利用に関するガイドライン、これを国・県、また保健所などと連携して、市でもこれを加工していきたいと考えております。

○井神議長 続きまして、議案第20号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第20号 国保補正予算についてお聞きをしたいと思います。

まず第1点は、一般被保険者療養給付費の増加要因について、どのように分析されているのかについて、お聞きをしたいと思います。

2番目に、一般被保険者高額療養費の主な疾病については、どういうものが岩出市であるのかということについて、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の質疑にお答えします。

一般被保険者に係る療養給付費は、昨年同時期の比較において、直近の11月診療分までの実績から、調剤費用が件数にして1,478件の増、金額にして3,468万6,260円増額し、また、入院に係る費用額が4,984万1,340円の増額となっていることが主な増加要因であると考えております。

2点目の一般被保険者に係る高額療養費となる主な疾病については、胃、肺などの悪性新生物や高血圧症、心筋梗塞、狭心症などの循環器系の疾患、また、脳性麻痺やアルツハイマー病などの神経系の疾患が高額な疾病として挙げられます。

以上です。

○井神議長 再質疑はありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 要因については、件数が増加したということではありますが、件数が増加しただけでは、これらの問題解決になりませんので、市として、そこら辺についてどのような対策を打つかというのが大切な課題であります。

それから、高額療養費についても、現実的には疾病が起きて、それに対する対策、ここら辺についてどのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の再質疑にお答えをします。

まず、1つ目の増加要因に係るところでございますが、調剤件数等の増加についてでございます。これにつきましては、現在、その原因分析等について、現時点では、まだきちんと調べられている状況ではありません。しかしながら、6月診療分に係る分で増加をしており、その後は横ばいの状態となっておりまして、市としましては、このような状況を踏まえ、内容等の把握に今後努めていきたいというふう

に考えてございます。

それから、高額療養費の主な疾病の件でございますが、これにつきましても、生活習慣病というもののからの疾病が多く見受けられます。そういうようなことから、特定健診など健診事業を充実するとともに、市民の健康を見守っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○井神議長 再々質疑はありませんか。

(なし)

○井神議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第2号から議案第25号までの議案24件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号から議案第25号までの議案24件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

しばらく休憩します。

午後1時15分から再開します。

休憩 (11時45分)

再開 (13時15分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

~~~~~○~~~~~

日程第27 議案第26号 平成27年度岩出市一般会計予算～

日程第33 議案第32号 平成27年度岩出市水道事業会計予算

○井神議長 日程第27 議案第26号 平成27年度岩出市一般会計予算の件から日程第33 議案第32号 平成27年度岩出市水道事業会計予算の件までの議案7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いします。

日本共産党議員団、増田浩二議員。質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 通告に基づきまして、質疑を行いたいと思います。

27年度の一般会計予算の点については、大きくわたっては5点について、質疑をしたいと思います。

市のほうからいただいた平成27年度一般会計予算の概要という部分の中の、開いてもらったら1ページのところ、2ページにわたって書かれているんですが、主な点については、ここの部分に関連して質疑をさせていただきたいと思います。

この中では種々いろいろ書かれているわけなんですけど、予算編成に当たって、さらに都市のインフラ整備の充実が必要ということを言われています。この点においては、ことしを初めとして、今後どのように取り組もうとしているのかという点が1点です。

2点目は、社会保障費の増加に関連して、大胆な事業費の見直しを行っていく必要があるとしているわけなんですけど、27年度予算において、今年度予算における事業の見直しとはどのように行ってきたのかと、こういう点をお聞きしたいと思います。特に、廃止された事業と、そして、今年度、各部において見直した事業について、個々、どのような部単位で見直しを行ってきたのかという点について、お聞きをしたいと思います。

3点目は、下水道事業においても、償還期間の短縮を含めた見直しが必要なんだということも書かれていますが、この点についての市の考え方はどうなのか、どのように考えているのかという点をお聞きをします。

そして、4点目については、人口増という形で、今も岩出市は人口増というような形になっているわけなんですけど、この中にも書かれているように、住民ニーズの多様化・複雑化による新たな行政課題が発生しているというふうに市は認識をしてくれています。その上で、こうした住民ニーズに応えていく上では、27年度予算では職員減という、そういう予算となってきました。この点では、市民のニーズに応えられる条件とその要因、こういう人員配置の中で応えていけるんだという点においては、予算上ではどのようにあらわしているのか、また、市としての考え、お聞きをしたいと思います。

最後に、今、ごみの減量化ということが非常に重要になってきているわけなんですけど、岩出市として、特に、その中でも事業系ごみ、この対策が急務とされてきている中で、市としての昨年度までの対策と、そして、今年度、どのような施策を講じて、こうしたごみ行政に対して取り組んでいくのかという点、この5点について、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

財務課長。

○小倉財務課長 1点目につきましては、「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向け、平成27年度予算では、防災・災害対策事業として市道押川根来線、また、交通安全対策事業としては市道山水栖線などの歩道設置事業や、高瀬地区における浸水対策事業を実施していく計画であります。特に、都市インフラの根幹となる下水道整備については、第3期事業認可区域の完了を目指すとともに、第4期事業認可区域の整備に新規着手し、市内63ヘクタールの整備を進めていく計画であります。

次に、2点目につきましては、近年、人口増加や社会環境の変化、国の制度改正等により、社会保障関連費はもとより、各施策の事業費負担が増加してきております。そのような状況の中、住民サービスの低下を来すことのないよう、事業計画や予算編成において、PDCAサイクルを活用し、目的や費用対効果などを基準に、事業見直しを行い、より効率的な行財政運営に取り組んでいるところでございます。

次に、4点目につきましては、平成27年度予算は、予算編成方針に基づいて編成し、重点事業として、防災・災害対策、浸水対策、下水道整備、国民体育大会開催、観光振興、学力向上に取り組むほか、第2次岩出市長期総合計画の5つの大綱に基づき、養育支援訪問事業、生活困窮者自立相談支援事業、公共施設等総合管理計画策定事業などの新規事業を計上したところでございます。

また、職員減というご指摘でございますが、一般会計の中では、一般行政職が1名減となっておりますが、特別会計を合わせますと1名の増員となっております。

○井神議長 上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 3点目の質疑についてでございますが、下水道事業につきましては、償還の据置期間をなくすことで、償還期間の短縮と償還額の抑制を図ってまいります。

○井神議長 生活環境課長。

○居谷生活環境課長 次に、5点目、事業系ごみの対策につきましては、岩出クリーンセンターにおいて、毎年、事業所説明会や新規登録時にごみの減量に対する指導を行うとともに、不定期ではありますが、搬入時に展開検査を実施し、必要に応じて排出指導を行っております。

また、昨年度から岩出市エコショップ・エコオフィス認定制度を創設し、市内5店舗を認定し、ごみの減量化や資源化等についてご協力いただいております。

今年度は、市が直接収集を行っている大量排出事業所のごみ量の把握を行い、減

量化や資源化の徹底指導を行うとともに、エコショップ・エコオフィスの認定の登録店舗拡大を進めてまいります。

以上です。

○井神議長 再質疑はありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 再質疑を行いたいと思います。

せっかく質疑通告を出して、きちんと答えていただけないというのが、非常に私は残念です。特に、２点目の点については、わざわざ廃止した事業、そして、市として見直した事業について、この予算上ではどのようにあらわれているのかと、これを私は求めてきて、実際には、当局のほうからそういう部分についても説明されると思っていました。廃止した事業についても一言もありません。26年度と比べても、27年度は予算上こういうふうに変わってきたんだと。見直した事業についてはこうなんだという、そういう説明は、私は求めているにもかかわらず、それは一切ありませんでした。改めて、どういう事業を廃止したのか、そして、どのような事業を見直してきたのか、この点を改めてお聞きをしたいと思います。

２点目は、下水道関係についても、再度お聞きをしたいと思います。

今、るる説明をされましたが、繰上償還ということも含めて、この償還期間の短縮を見直すんだという部分の中には、こうした繰上償還というものも当局として考えておられるのかどうか、この２点について、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

福祉課長。

○寺西福祉課長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

福祉課につきましては、新規事業につきましては、地域型保育運営事業、認定こども園運営事業、一時預かり事業、養育支援訪問事業、利用者支援事業、生活困窮者自立相談支援事業を実施する予定としてございます。

それから、拡充する事業につきましては、ファミリーサポートセンター事業、それから、障害者総合支援事業でございます。

それから、続いて、廃止する事業でございますけども、岩出市保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金、それから、私立保育園保育事業補助金でございます。

それから、縮小する事業といたしましては、心身障害児在宅扶養手当事業でございます。

以上でございます。

○井神議長 上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

下水道事業債につきましては、5年間の据え置きをしておりましたけども、その据え置きをなくし、償還金の抑制を図ってまいりたいと考えております。繰上償還につきましては、考えてございません。

○井神議長 保健推進課長。

○福田保健推進課長 保健推進課における事業では、20歳・30歳代健診を廃止し、見直し事業として、個別肺がん検診においてCT検査を導入しました。

以上です。

○井神議長 長寿介護課長。

○明渡長寿介護課長 長寿介護課としての新規事業は、在宅医療推進協議会設置事業です。在宅医療推進協議会では、医療・介護の関係者から構成されるメンバーで、地域の医療・介護サービス資源の把握等を行い、地域の実情に合った医療と介護の連携体制の構築と在宅医療の推進を図るための検討を行っていきます。

もう一つの新規事業として、老人福祉施設建設整備事業です。平成28年4月、那賀老人福祉施設「白水園」の民営化に伴い、受け入れ法人が老人福祉施設を建設するに当たり、白水園施設建設補助金交付要綱に基づき、建設事業費の一部を補助するものです。

以上です。

○井神議長 再々質疑はありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、福祉部関連なんかは、昨年と廃止されたものなんかも含めてご答弁をいただきましたけれども、そのほかの事業部関係、教育委員会、これについては、27年度予算について、何を廃止して、何をどう見直したのかという説明はできないんでしょうか。

例えば、今、私の頭の中にあるだけでも、少なくとも商工会関係の補助金、これなんかも、昨年度800万円から、今年度450万まで、約半減されてきているんですね。だから、そういう点でいうたら、そうした商工会関係なんかについての補助なんかもなぜ削減されたのか。また、そうした理由はどういうことなのかという点、そういう点なんかもあわせて、今年度予算の中で、各部において、去年とはここがこう違うんだと。そういうようなことを説明していただきたいと、私は思うんです。

だからこそ、質疑通告の中で、廃止した事業についてはどういうものがあるんで

すか、そして、見直した事業については、去年からこのようにして改善したんだというような説明を、具体的にどうなっているんですかという通告を出しているんです。にもかかわらず答えられないというのであれば、何のための通告なのか、私はわかりません。説明できないんでしょうか。改めてお聞きをしたいと思います。

以上です。

○井神議長 答弁願います。

市長公室長。

○湯川市長公室長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

平成27年度の予算編成方針の中で、社会保障関係費の増加傾向が続く見込みのため、本市においても大胆な見直しを行っていく必要があると、こう記載をしております。

何書いてるかといいますと、先ほど財務課長が申し上げたとおり、現状の社会保障関係費の増加については、今後も続く傾向が見込まれることから、限られた予算の中で、住民サービスの低下を来さない、より効率的・効果的な手法の構築と事務事業の整理・合理化ということでございます。ここで言うております大胆な見直しというのは、今申し上げましたように、整理・合理化あるいは廃止・縮小を示すものでございまして、市が行っております各事業につきましては、全ての事業でPDCAサイクルを回しておりますので、当然、前年度の予算との比較におきましては上下が出てくると、こういうことでございます。

そういうことですから、答弁させていただいたのは、廃止事業、縮小事業ということでございます。

○井神議長 続きまして、議案第27号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 27年度の国保会計について、4点お伺いしたいと思います。

27年度の国保会計では、国保税の税額、この税額については、昨年比で2.25%の減額を見込んでいるんだということになっていますが、なぜ、減額というふうに見込んだ想定をされたのか。

それと、被保険者数においては、昨年、何名を見込んでいて、今年度は何名を見込んでいるのかという点をお聞きしたいと思います。

3点目については、共同安定化事業の拠出金と、これが大きくふえているわけなんです、これはレセプト関係なんかにおいて大幅な見直しがされたために、こうした額がふえるというのはわかるんです。その中で、予算ではこうした共同安定化

事業関係の費用というのを14億2,200万円と市は予測をしています。しかし、医療費実績50%、被保険者割50%、所得割ゼロという、こういう部分の中で、県の試算においても、岩出市においては拋出の超過額、これがマイナスになる見込みなんだということで、交付額よりこうした拋出額は低くなる、こういうふうに予測もされてきています。しかし、実際には、岩出市の国保会計の予算では、逆に約4,000万円近くも、こうした共同安定化事業に対する拋出金、これが高くなっています。交付額より拋出金額が多くなる理由、これはどうしてなのか、この説明をいただきたいと思います。

それで、4点目は、国保会計において、一般会計から法定外という部分で1,416万円が繰り入れされています。国保会計においては、国保税算定、この部分についても、こうした法定外で繰り入れた額で、この国保税が算定し、計算されているはずなんですね。今回、この部分における法定外で繰り入れる1,416万円、この金額は何のために使われるのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 増田議員の質疑にお答えをします。

国保税に係る当初予算額で、昨年比2.25%の減額を見込んでいる理由については、一般被保険者数及び退職被保険者数の減少分と、平成27年度税制改正に伴う低所得者に対する軽減判定基準所得の引き上げにより、軽減措置の対象が拡充されることにより、減収分を見込んだものでございます。

2点目の平成27年度被保険者見込み数でございますが、一般被保険者数を1万3,180人、退職被保険者数を794人とそれぞれ見込んでおり、被保険者総数で1万3,974人と想定してございます。

3点目の共同安定化事業拋出金についてでございますが、当初予算において、本市が交付金よりも拋出金が多い拋出超過と見込んでいる理由につきましては、共同安定化事業拋出金は、被保険者1人当たりの拋出金額を県内30市町村同額にして、被保険者数の割合に応じて各市町村が拋出し合うものであります。本市は、1人当たりの医療費が県内では低いほうにあることから、当初予算の積算においても、本市以上に医療費が高い市町村の財政負担をカバーする形になると見ており、拋出金が交付金を上回る拋出超過を見込んだものでございます。

4点目の法定外繰入金に該当するその他一般会計繰入金1,416万円は、地方単独事業として、老人医療費助成及び重度心身障害児者医療費助成制度の現物給付の実

施による国庫減額分について、一般会計から繰り入れを行うものであり、国保会計の安定化を図るものでございます。

以上です。

○井神議長 再質疑をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 県のほうでいただいた資料、この部分では、岩出市そのもの自身が被保険者数1万3,353人という計算で、交付額については13億5,437万293円と、これが交付されると。それに対して、拠出額については12億6,277万2,578円と。要するに拠出超過額、これについての影響額が、9,100万円以上の部分が影響されると。そういう部分については、岩出市においては非常に拠出する額が減っていく、そういうふうには計算もされてきています。

そういう点において言うと、若干、今、保険者数の見込みが1万3,900人ぐらいということを見込んでいるわけなんですけど、実際には1万3,353人というこの人数との関係で見ても、現実的には拠出額というそのもの自身が、額の決定という部分において出てくる中で、岩出市そのもの自身の国保会計において、拠出額がそもそも交付額よりも上回るということ、そのもの自身については、これ当初から、そういうことは想定されたんじゃないんでしょうか。

それが、総額というんですか、それで言うと、むしろ、なぜ、そういうふうな形で、県の試算と市の見込みというのが違うのか、その辺がよくわからないんです。その点について、1人当たりのそういう部分で計算した額だということなんですけど、そういう点でいうと、拠出というのが上回るということはあるんでしょうか。それが1点です。

もう1点は、今、法定外で繰り入れる1,416万円、これは老人医療費の関係で、現物給付という部分に相当する部分だから、これはどうしても必要なんだというお答えでした。だとすれば、一般会計からお金を借りている、そういう性格のものではありませんね。この点だけ、再度、お聞きをしたいと思います。

以上です。

○井神議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 増田議員の再質疑にお答えをします。

まず、1つ目の保険財政共同安定化事業の件でございます。

議員おっしゃっておりますのは、拠出の額が県の試算の段階において低かったの

に、なぜかということかと存じます。その件につきましては、この事業については議員もご承知のことだと思われそうですが、この事業において、県の試算では、交付金よりも拠出金が少ない交付超過となっておりますが、これは平成25年度確定ベースで試算した結果でございます。

一方、平成27年度当初予算におきましては、平成25年度の数値ではなく、平成27年度見込み数値を算定して出しておりますので、このような形になっているものでございます。

2点目の法定外の繰り入れとして1,416万円、現物給付に相当するということで、一般から借りているものではありませんねということについてでございますが、この繰入金につきましては、先ほども申しましたように、地方単独事業を実施しています。老人医療と重度心身障害者医療、これに係る助成した経費が、現物給付の場合は、補助金がカットになるわけです。その分を補填するために、市は相当額の2分の1をここで繰り入れてございますので、市から借り入れているというものではないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○井神議長 再々質疑はございませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今の説明では、借りているという部分ではないというお答えでした。となると、今年度の国民健康保険税、国民保険会計ですね、ここで黒字が生まれた場合、当然、今のお話であれば、一般会計に返す必要はどこにもないと、そういうふうになるわけなんですけど、その認識でよろしいですね。

今までは、一般会計からお金を借りていたんだというようなことを盛んにおっしゃられているわけなんですけど、今年度予算においては、そういう必要な部分について、当然、市として出している部分だということですので、借りている部分ではないと。だから、そういう点でいうと、今年度予算、お金が余った場合、黒字になった場合、市としてどのように対処されるのかという点、この点だけ最後にお聞きしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 増田議員の再々質疑にお答えをします。

この1,416万円につきましては、先ほどから答弁させていただくように、助成した額、国庫補助金が減額になった分を補填している分でございますので、この分に

つきましては、赤字補填という財源のものではないというふうに考えてございますので、よろしくお願いします。

○井神議長　これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

しばらく休憩します。

執行部職員の入替えのために、午後２時から再開します。

休憩 (13時50分)

再開 (14時00分)

○井神議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

尾和弘一議員。質疑30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いします。

尾和弘一議員。議案第26号。

○尾和議員　議案第26号の質疑を行います。

新年度、27年度の一般会計予算でありますので、一般会計154億、特別会計を含めると305億の予算案であります。私は、市民の立場から、この予算が市民サービスに向上するのかどうかについて質疑をしたいと思います。説明責任を果たしていただきたいと思いますので、前もって申し上げておきたいと思います。広範囲にわたりますので、具体的に質疑をしたいと思いますんですが、まず、市財政についてであります。

今回の固定資産税に関して、完全に補足をされている予算なのかどうか。その中で、土地、家屋、償却資産の内訳についてどうされたのか、お聞きをしたいと思います。

それから、軽自動車税の見積もりについてであります。増額になっております。しかし、この見積もりについて、どのように算出されたのか。

それから、都市計画税の内訳について、どう判断をされたのか。

それから、地方消費税交付金の増額についてであります。この根拠についてどう見ておられるのか。

それから、小・中学校の給食費の積算の根拠について、お聞きをしたいと思います。

それから、住基カードの交付実績、また交付見積もりについてはどういうことなのか。

それから、督促手数料の過去の実績について、お聞きをしたいと思います。

それから、犬の登録の実績について、これも聞きたい。

それから、ふるさと納税の一環である寄附金の増額、増加に向けての取り組みについて、どのような対策をされようとしているのか、どうするのかということであります。

次に、27年度予算作成に当たって、基本的な要綱というのを岩出市のほうから出されておりますが、経費のゼロベースで見直すということですが、それはどのような成果をもって、この予算書の中に反映されているのかということでもあります。

それから、次に、決算審査特別委員会及び監査委員の指摘事項等について、どこに反映をしているのかということでもあります。

それから、歳出の部分についてですが、まず第1点は、議会費に関してであります。本来、議会費については、議会で議論して、全員協議会あるいはその中で議論をして予算を組み立てるとというのが基本であります。昨年も求めてまいりましたが、本会議をロビーで放映していますが、質問者及び答弁者がわからないと。この改善について、どうされようとしているのか。

それから、本会議をリアルタイムで、市民の皆さん、あるいは全国の皆さんに放映をするという取り組みが全国的に行われておりますが、この件について、岩出市としてどうしていくのかということでもあります。

それから、先ほども議案の中でもめましたが、各種行政委員の報酬についてであります。検討した結果についてお聞きをしたいと思います。

それから、職員の健康等を守るためにも、超過勤務について、どのように具体的に改善をしていくのか、目標設定をして、超過勤務を減らしていくのかという施策についてお聞きをしたいと思います。

それから、光熱水費に関してであります。削減目標をどのように設定をして、どのように取り組みをしていくのか。

それから、岩出市を、前々から意見を申しておりますが、再生可能エネルギーのまちとして、東北の福島原発以来、3月11日で4年目を迎えておる中で、再生エネルギーをまちとした岩出市にどう変革をしていくのか。

それから、太陽光発電設置への補助金制度の創設について検討されたのかどうか。

それから、メガソーラーを紀泉高原に計画についてありますが、遠くから見ると、今は、あそこの京奈和フルインターの上に既に設置をされたんかなと。その現場を見ておりませんが、こちらから見る限り、太陽光発電みたいなものが設置され

ているという実態があるんですが、岩出市として、この計画を考えてこられたのか。

それから、障がい者の表示についてであります。これは前々から、私が常に申し上げているんですが、変更すべきであると考えておりますが、どのように検討されてきたのか。

それから、ときめき交通講師謝金ということで計上されておりますが、これは誰に支出をする予算なのか。

それから、顧問弁護士委託料についてであります。これは、他の市町村と比較してどうなのか。

それから、職員資格取得助成金による今年度も予算が組まれております。実績についてお聞きをしたいと思います。さらに、今年度の目標について、何名、そういう機会を与えるのかということをお聞きをしたいと思います。

それから、和歌山県市長会分担金の根拠について、お聞きをしたいと思います。

それから、番号制度に伴うシステム改修について、今後のスケジュールをお聞きをしたいと思います。

それから、公有財産購入費で750万を計上されておりますが、どこの部分を計上されたのか。

それから、交際費100万円の計上についてであります。過去の実績、これほどのように推移をしているのか、予算化についての検討事項をお聞きをしたい。

それから、国民体育大会、これについての内訳をお聞きをしたい。

それから、市税過年度分の還付金1,000万円ということで計上されておりますが、これはどういう支出なのかということでもあります。

それから、コンビニ取り扱い手数料、過去と、これからの推移、どのように推移をしているのか、見積もりの根拠についてお聞きをしたい。

それから、地方税の申告利用料についてであります。これはどういう趣旨で計上したのか。

それから、県議選職員手当760万円余りを計上しておりますが、この超過勤務手当の積算根拠についてお聞きをしたい。

それから、監査委員の工事委託料7万円が計上されておりますが、これは何の委託料なのか。

それから、住居確保給付金120万円余りが計上されておりますが、これはどういう支出なのか。

それから、成年後見人申立手数料の20万余りを計上されておりますが、これは何

人分ぐらいのために支出計上されているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、シルバー人材センターの補助金について、その根拠をたじたいと思います。

それから、老人クラブ連合会助成金について、この積算根拠をお聞きをしたい。

それから、緊急通報委託料に関して、1件の委託料については幾らなのか。

それから、ひとり親家庭医療費扶助費の積算根拠についてお聞きをしたい。

重度心身障害者医療費の対象者はどうなのか。障がい者別にご説明をいただきたいと思います。

それから、心身障害児在宅扶養手当の内訳についてお聞きをしたい。

それから、養護老人ホームの入居措置費、これは何人分を計上されておるのか。

それから、あいあいセンターの公共下水道接続の計画はされたのか。

それから、その他公共下水道接続に対する計画、立案についてお聞きをしたいと思います。

それから、臨時福祉給付金5,400万、この仕組みと手続方法についてお聞きをしたい。

それから、（仮称）子ども支援課についてであります、これについては新年度からということで、行政報告、施政方針がされましたが、どのような業務を行おうとする課なのか、お聞きをしたいと思います。

それから、臨時保育士賃金であります、8,200万円計上されております。現在、何人で、及び平均賃金についてお聞きをしたい。

それから、臨時調理員賃金についても同様に、現在何人で、平均賃金は幾らなのか、お聞きをしたいと思います。

それから、私立保育園の運営費5億4,000万計上されておりますが、この内訳と支出先。

それから、鑑定料で32万円余りを計上していますが、どこの鑑定料なのか。

それから、保育所駐車場借上料370万については、どこの予算なのか。

それから、生活保護の過去5年間の推移についてお聞きをしたいと思います。

それから、予防接種委託料1億5,000万の詳細についてお聞きをしたいと。

予防接種費用助成補助金とは何なのかについて、お聞きをしたい。

それから、外国人通訳委託料4万円を計上されておりますが、どういう想定をされておるのか。

それから、放置自転車等整理委託料についてお聞きをしたいと。

それから、那賀環境組合負担金 1 億 2,000 万の内訳とその積算根拠について、お聞きをしたいと思います。

臨時職員賃金 6,300 万、平均賃金と職員数についてお聞きをしたいと。

それから、大池作成業務委託料について、570 万についてお聞きをしたいと思います。

それから、地籍調査費に関して、今後の方針、地籍が完了して、今後どのような方針で取り組まれようとしているのか。

工場設置奨励金の計上について、これは予定があるから計上されておると思うんですが、どういう予定があるのかということであります。

それから、根来寺周辺整備工事の具体的な内容について、お聞きをしたいと思います。

それから、さぎのせ公園委託料に関してですが、駐車場の手狭になっておるところで、市民の皆さんが大変気苦労されているんですが、拡張する予定については検討されたのかどうか。

それから、自主防災補助金に関して、この実績と今後の予定についてどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、那賀消防分担金の根拠と高層マンションへの消火活動についてどうか。

それから、委員長報酬、これは教育費の中の 36 万円の計上ではありますが、委員長というのは 4 月 1 日からなくなるのにもかかわらず、委員長報酬として計上することについて理解ができませんので、この点についてお聞きをしたいと思います。

それから、臨時介助員賃金の平均賃金と人員数は何人か。

それから、ピアノ調律料に関してですが、年間、実施件数はどのような回数で実施をされているのか。

それから、遠距離通学費補助金の対象者は何人おられるのか。

それから、成人式記念品代の対象者数及び支給方法についてはどうなのか。

それから、各種教室講師謝金の詳細について、お聞きをしたい。

それから、公民館避難所工事の内容について、どうなのか。

図書館長の勤務実績については、どのようになっているのか。

それから、若もの広場時計設置工事に関して、何カ所設置するのか、その具体的な費用についてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

市長公室長。

○湯川市長公室長　たくさんの質疑がございますので、市長公室から、順次、課別にお答えさせていただきます。

まず、岩出市を再生可能エネルギーのまちにする考え、それから、紀泉高原にメガソーラーをとということですけども、この質疑は議案には関係ないと思いますが、あえてお答えいたしますと、岩出市におきましては計画はございません。

それから、今、根来地内に設置しておりますのは民間施設でございます。

それから、次に、和歌山県市長会分担金です。一般会計のほうで89万2,000円、特別会計のほうで106万1,000円、合計195万3,000円ということになります。

一般会計分につきましては、均等割としまして46万3,000円、人口割で42万9,000円となります。特別会計分分担金につきましては、県市長会におきまして、全国軽自動車協会連合会からの車両情報の提供に関する事務を行っております。その負担金としまして、1件当たり負担金69.92円、それから、取り扱い件数に乗じた額で106万1,000円ということになります。

それから、交際費の過去の実績でございますが、過去3年間で申し上げますと、平成23年度決算額が71万9,450円、平成24年度決算額で87万3,187円、平成25年度決算額で68万8,300円、予算の計上につきましては実績に基づいて計上してございます。

それから、国民体育大会2億3,274万8,000円の内訳でございます。これにつきましては岩出市実行委員会への補助金でございまして、総務関係費としまして1,941万5,383円、各競技の運営費ということで、ハンドボール競技について5,125万3,150円、ボウリング競技が9,332万5,833円、バドミントン競技で6,875万3,145円の合計でございます。

○井神議長　総務課長。

○藤平総務課長　尾和議員ご質疑の歳出の関連でございます。

まず、議会費に関する質疑につきましては、平成26年3月27日付で、質問者、答弁者にテロップをつける対応はできないが、発言席に質問者の名札をつける方向で検討するという報告をいただいています。その後、平成26年第2回市議会定例会から発言席に質問者の名札をつける等、議会事務局で対応されています。

また、本会議をリアルタイムで放映することにつきましても、平成26年3月27日及び11月10日付で、議場はアナログ放映であるため、本会議をリアルタイムでインターネット上において放映することについて、対応できないという報告をいただいています。

次に、超過勤務に関する質疑につきましては、ボーダレス、オーバークロスで削減に努めているところですが、平成27年度におきましては、紀の国わかやま国体の開催があることから、平成26年度と比較しますと、増加しております。

次に、ときめき交通大学に関する質疑につきましては、岩出自動車学院において、教習車による路上教習や車両日常点検要領の教習所講習を行っていますので、その際の講師謝金です。

次の顧問弁護士委託料に関する質疑につきましては、県内各種の状況としまして、和歌山市が180万円、海南市が185万1,429円、橋本市も同額でございます。有田市が142万5,600円、御坊市が64万8,000円、新宮市が64万8,000円、同額です。紀の川市が129万6,000円、田辺市は顧問契約せず、事案が発生した場合に個別契約となっております。

次の職員資格取得助成金による実績につきましては、平成25年度は8件の助成で、助成額14万2,500円、今年度は2月末で14件の助成を行い、助成額は63万9,000円です。なお、今年度においても、あと6件の申請がございます。平成27年度につきましても、職員の資質向上のため、職務に関連した資格の取得を推進してまいります。

次に、番号制度に伴うシステム改修に関する質疑につきましては、総務省分として、住民基本台帳システムや地方税務システムなど、それと厚生労働省分として、国民年金システムや国民健康保険システムなどに係るシステム改修を行います。

公有財産購入費に関する質疑につきましては、岩出市東部へ交番設置のための公有財産購入費です。

次に、自主防災組織補助金に関する質疑につきましては、現時点で46組織が結成しています。なお、現在、組織結成についての相談を数件受けているところです。平成27年度におきましても、結成に向けての説明や相談等に取り組んでまいります。

それと、那賀消防組合負担金に関する質疑につきましては、那賀消防組合に係る経費負担であり、岩出市と紀の川市の両市で負担しているものでございます。

また、高層マンションの消火活動につきましては、那賀消防組合において、中高層建物に関する警防対策運用指針に基づき対応していると伺っております。

以上でございます。

○井神議長 行政委員会事務局長。

○木村行政委員会事務局長 尾和議員ご質疑の各種行政委員の報酬についてでございますが、これは先ほどの議案第5号でもお答えしたとおり、各種行政委員の報酬につきましては、県内各市の報酬額の状況を比較・検討し、本年度においては、選挙

管理委員会委員及び監査委員の報酬額について改正しております。

続きまして、県議会議員選挙の職員手当につきましては、積算根拠につきましては、職員の平均的な時間給1,800円をもとに計上しております。

次に、監査委員の工事委託料7万は何かということですが、この委託料につきましては、工事技術検査業務委託料を計上したもので、市が発注する工事が計画、設計及び施行が法令等に準拠しているか、工事が適切かつ効率的・経済的に執行されているかを確かめるもので、工事技術の監査を含み、専門的知識を要するため、委託する費用でございます。

○井神議長 財務課長。

○小倉財務課長 地方消費税交付金の根拠はどうかにつきましては、地方消費税交付金は、平成26年度の額が確定していないため、平成25年度の決算額及び平成26年度、平成27年度の地方財政計画における伸び率をもとに計上しております。

次に、経費のゼロベースで見直すとあるが、その成果はどうかにつきましては、既定の経費についてはゼロベースの観点に立ち、行政の責任分野を明確に見きわめ、経費の徹底した見直しを行いとしているのは、予算編成方針に基づき、予算編成要領として各課に配付しているものでございます。既定の経費の見直しに関しては、現在、継続して取り組んでいるところでございます。平成27年度予算の成果としては、経常的な消耗品費において、対前年度比、マイナス4.4%、546万7,000円の減額となっております。

次に、決算審査特別委員会及び監査委員の指導事項等はどこに反映しているのかにつきましては、予算編成に関して、特別な指導事項はございませんが、補助金の見直しにおいては、子ども・子育て支援新制度に伴う各種施策の実施により、市単独補助金であった私立保育園保育事業補助金及び私立幼稚園補助金の廃止を行っております。

次に、光熱水費に関して、削減目標はどうかにつきましては、電気使用量については、クリーンセンターと水道施設を除く全ての施設で、平成22年度比、15%減の317万6,083キロワットアワーを目標とし、節電に努めているところでございます。しかしながら、光熱水費の予算額は、電気料金改定に伴い増加傾向にあります。また、平成27年4月以降、さらなる電気料金の値上げが予定されていることから、対前年度比1,599万3,000円、11.3%増の1億5,765万7,000円を見込んでいます。今後も料金下落を見込むことは困難であるため、経常経費の削減に向け、引き続き節電に取り組んでまいります。

○井神議長 税務課長。

○松本税務課長 まず1点目、固定資産税に関して、完全に補足しているのかについてであります。固定資産税の評価は、固定資産評価基準に基づき、公平・公正な課税業務に努めているところであります。まず、償却資産につきましては、未申告者に対して、申告指導を行うとともに、税務調査等を実施し、適正な課税に向けた取り組みを行っているところであります。また、未評価家屋につきましては、平成25年度で現地調査を行い、平成26年度で家屋評価を完了し、平成27年度課税の予定でございます。今後も適正かつ均衡のとれた課税に努めてまいります。

次に、2点目、固定資産税の土地、家屋、償却資産の内訳についてであります。土地は8億543万9,000円、家屋は9億8,846万8,000円、償却資産は1億9,796万2,000円であり、基本的には、平成26年度の調定見込み額に、国が示す地方財政計画の伸び率と見込み徴収率を乗じて算出しております。

次に、3点目、軽自動車税の見積もりについてであります。平成27年度につきましては、維持費の割安感等から、登録台数は増加するものと見込んでおります。当初予算編成に当たっては、平成26年度の調定見込み額に、国が示す地方財政計画の伸び率と見込み徴収率を乗じて算出しております。

次に、4点目、都市計画税の内訳についてであります。土地は1億4,775万5,000円、家屋は1億4,711万1,000円であり、基本的には、平成26年度調定見込み額に国が示す地方財政計画の伸び率と見込み徴収率を乗じて算出しております。

次に、飛びまして8点目、督促手数料の過去の実績についてであります。平成21年度は222万1,689円、平成22年度は201万3,356円、平成23年度は186万6,891円、平成24年度は180万4,232円、平成25年度は177万6,063円となっており、年々減少している理由は、徴収強化により納期内納付が増加したことによるものと考えております。

次に、10点目、寄附金の増加に向けた取り組みはどうかについてであります。市ウェブサイトで、ふるさと岩出市を応援したいという方へのPRに努めております。

続きまして、歳出に関してお答えします。

市税過年度還付金1,000万円とは何かについてですが、主な還付内容といたしましては、法人市民税における予定納税の減によるもの及び個人住民税における確定申告等により、税額が減額となるものでございます。

続きまして、コンビニ手数料の過去の実績はについてですが、平成21年度、1万

9,828件、126万6,136円、平成22年度、2万5,586件、162万2,848円、平成23年度、2万7,996件、177万2,150円、平成24年度、3万226件、191万299円、平成25年度、3万2,437件、204万7,264円となっており、見積もり根拠につきましては、1件当たり59円に、平成27年度の見込み件数4万1,000件を乗じたものと、毎月の基本料金3,000円に12カ月を乗じたものに、消費税率を乗じて見積もっております。

次に、地方税電子申告利用料は何かについてですが、これにつきましては、地方税における手続をインターネットを利用して電子的に行うeLTAXシステムへ接続するための利用料でございます。

以上でございます。

○井神議長 市民課長。

○福田市民課長 市財政の住基カードにつきまして、住基カードの交付実績は、平成27年3月3日現在、累計で1,424件であります。また、平成27年度の交付見積もりは40件と予想しております。

以上です。

○井神議長 福祉課長。

○寺西福祉課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

障害の漢字表記については、平成22年度に内閣府に設置された障がい者制度改革推進会議の検討結果として、法令等では、当面、漢字を用いることとされたことから、漢字とされているものです。

次に、住居確保給付金については、生活困窮者自立相談支援事業として実施するものであり、離職により住宅を失った、またはそのおそれが高い生活困窮者で、所得等が一定水準以下の者に対して、有期で住宅確保給付金を支給するものです。

次に、心身障害児在宅扶養手当につきましては、障害児手当等の他の手当を受給していない障がい児及び難病の児童の養育者等に対し、月額5,000円を71名に支給することを想定しています。

続きまして、臨時福祉給付金につきましては、平成26年度は、市民税均等割非課税の方、1人当たり1万円が支給され、年金受給者等には5,000円が加算されましたが、平成27年度は、1人につき6,000円で、加算はなしとなります。手続等の詳細につきましては、平成26年度と同様と思われますが、詳細は、今後、国から示されることとなりますので、これを踏まえて検討してまいります。

続きまして、（仮称）子育て支援課の創設につきましては、本議案と関係ございません。なお、（仮称）子育て支援課は、現在の福祉課児童福祉系の全ての事務、

教育委員会の学童保育等の事務、子ども・子育て支援新制度により新たに発生する事務をあわせて行う予定としてございます。

続きまして、臨時保育士賃金について、臨時保育士は37人を予定しており、賃金は、岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例により、一律、日額8,210円となっております。

次に、臨時調理員賃金について、臨時調理員は10人を予定しており、賃金は岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例により、一律、日額7,040円となっております。

続きまして、私立保育園運営費につきましては、しらゆり保育園に1億3,883万9,880円、さくら保育園に1億521万7,800円、おひさま保育園に1億3,616万5,580円、山崎北保育園に1億6,158万6,460円を計上してございます。

次に、鑑定料につきましては、市の保有する保育所建物の資産価値の評価を行うものです。

続きまして、保育所駐車場借上料の内訳につきましては、山崎保育所102万5,856円、根来保育所190万2,600円、上岩出保育所79万2,528円となっております。

最後に、生活保護費の過去5年間の推移について、扶助費の決算額で申し上げますと、平成21年度、4億6,116万3,516円、平成22年度、4億5,990万4,659円、平成23年度、3億7,958万381円、平成24年度、4億4,112万4,984円、平成25年度、4億7,452万7,285円となっております。

以上でございます。

○井神議長 生活環境課長。

○居谷生活環境課長 畜犬登録の実績について、過去3年間の新規登録は、平成23年度、219頭、平成24年度、177頭、平成25年度、193頭で、平成27年1月末現在の総登録頭数は2,470頭でございます。

次に、太陽光発電設置の補助金創設については、現段階では、助成金については検討してございません。

次に、放置自転車等整理委託料については、岩出駅、船戸駅、岩出地区公民館及び駅前ライブラリーの自転車等駐車場の利用者の利便性向上のため、整理を委託しているものでございます。

次に、那賀衛生環境整備組合負担金の内訳は、当組合の構成団体である岩出市と紀の川市との協議で定めたものであり、那賀衛生環境整備組合同約第13条の規定に基づき、均等割20%、人口割30%、利用割50%の割合で算出した額を那賀衛生環境

整備組合に負担金として支出しております。均等割は、負担金総額の20%のうち2分の1の2,748万7,000円、人口割は、負担金総額の30%のうち前々年度末の住民基本台帳による人口の比率44.69%、3,685万1,821円、利用割は、負担金総額の50%のうち前々年度の処理実績の比率42.95%、5,902万8,332円、合わせて1億2,336万8,000円を負担することとなっております。

以上でございます。

○井神議長 クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長 臨時職員の平均賃金と職員数につきましては、平均賃金は319万4,800円です。臨時職員数は20名です。

○井神議長 保健推進課長。

○福田保健推進課長 予防接種委託料の詳細について、お答えいたします。

予防接種の種類は、BCG、三種混合、麻疹・風疹ワクチン、日本脳炎、二種混合、水痘、インフルエンザ、成人肺炎球菌、子宮頸がん、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、四種混合、ポリオと任意の風疹ワクチンです。ワクチン接種者の総数は1万9,777人を見込んでおり、委託料の予定総額が1億5,750万8,370円です。

続きまして、予防接種費用助成補助金は、県外での長期里帰り分娩や長期入院、施設入所をしている方を対象に、接種後、償還払いにより費用の助成を行うため計上したものです。

続きまして、外国人通訳委託料につきましては、夫のDVと子供への虐待及び子供の情緒障害による要フォロー家庭にあって、日本語が話せない母親に対して、臨床心理士の発達相談や警察等、他機関との面談の際に通訳を依頼し、意思疎通を図り、指導・支援を行うための予算です。

以上です。

○井神議長 保険年金課長。

○坂口保険年金課長 ひとり親家庭医療扶助費の積算根拠につきましては、平成26年度医療扶助費見込み額に、過去3年間の対前年度伸び率の平均を乗じて算出しております。

次に、重度心身障がい者医療費の対象者はどうか、障がい者別についてですが、重度心身障がい者医療費助成事業の受給者は、2月末現在で1,190人でございます。障害者別の受給者につきましては、身体障害者手帳1級の方で344人、身体障がい者手帳2級が244人、身体障害者手帳3級、212人、身体障害者手帳4級、31人、療育手帳A1・A2、63人、特別児童扶養手当1級、2人、特別児童扶養手当2級、

42人、障害年金１級・２級、149人、精神障害者保健福祉手帳１級・２級、103人、計1,190人となっております。

以上です。

○井神議長 長寿介護課長。

○明渡長寿介護課長 成年後見人申立手数料等20万6,000円とあるのが、どのような支出かについてですが、認知症等により成年後見制度の利用が必要な状態であるにもかかわらず、申し立てができる家族がいないときなど、市長申し立てが必要であると判断した場合の裁判所への申立費用及び医師鑑定料等２名分です。

続きまして、シルバー人材センター補助金について、その根拠は何かについてありますが、シルバー人材センター補助金の根拠については、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第40条の規定に基づき、国の高年齢者就業機会確保事業費等補助金の基準に準じた補助を行うものです。

続きまして、老人クラブ連合会助成金について、積算根拠については、岩出市社会福祉団体等助成金交付要綱に基づき、事業計画や実施状況等の内容を確認した上で交付しております。内容は、連合会への事務費、スポーツ大会等の健康づくり事業、防災研修等防災事業、その他子供の見守り等、各地域で主体的に取り組む事業に対して交付をしております。

続きまして、緊急通報委託料に関して、１件の委託料は幾らかについてですが、月額1,900円で、税込み2,052円です。

続きまして、養護老人ホーム入所措置費2,336万4,000円は何人分かではありますが、10名分であります。

以上です。

○井神議長 土木課長。

○田村土木課長 大池事業計画書作成業務委託料570万円についてですが、県事業で、大池の堤体、余水吐及び緊急放流口の改修工事を国庫補助事業で実施していただくのに必要な事業計画書を作成するものです。

○井神議長 都市計画課長。

○松見都市計画課長 さぎのせ公園委託料に関して、駐車場の拡幅予定はどうかについて、さぎのせ公園駐車場の拡幅予定はございません。

○井神議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 工場設置奨励金につきまして、工場設置奨励金は、藤本食品株式会社の２年目分であり、新規の予定はございません。

次に、根来寺周辺観光促進事業拠点整備建築工事費は、ねごろ歴史資料館に係る建築工事費でございます。内容につきましては、展示棟、木造2階建て、約486平米、便益棟、木造平家建て、約124平米となっております。

○井神議長 地籍調査課長。

○藤田地籍調査課長 今後の方針といたしましては、地籍調査成果をデータ化し、管理してまいります。

○井神議長 下水道工務課長。

○樫本下水道工務課長 あいあいセンターの公共下水道接続の計画はいつか、その他の計画はどうかにつきまして、総合保健福祉センターの地域の下水道整備は第5次以降となる予定です。その他の計画については第4次認可区域は、平成31年度までの整備予定、それ以外は第5次以降となる予定で、順次、各課と調整をしつつ、接続を進めています。

以上です。

○井神議長 教育総務課長。

○秦野教育総務課長 まず1点目、小中学校の給食費の積算根拠についてですが、小学校につきましては、1食230円掛ける小学生の総食数67万5,002食となっております。中学校につきましては、1食250円掛ける中学生の1年間の総食数33万9,461食となっています。なお、食数につきましては、学校、学年ごとの給食実施日数と児童生徒数を乗じたものを合わせて計算しております。

次に、委員長報酬36万円の件でございますが、先ほど、ご質疑の中で、4月1日からは委員長がなくなるというご指摘であったと思いますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正法附則第2条第1項の規定によりまして、現在の教育長の在任期間中は、現行の体制を維持するとなっておりますので、4月1日からも教育委員長報酬を計上している次第でございます。

次に、臨時介助員賃金につきまして、日額7,040円、年額平均値で約143万円を見込んでございます。なお、小学校の介助員の人数は17名でございます。

次に、ピアノ調律料でございますが、ピアノ調律の実施回数は年1回です。

次に、遠距離通学の補助対象者でございますが、来年度、27年度は2名を見込んでございます。

以上です。

○井神議長 生涯学習課長。

○上野生涯学習課長 成人式記念品支給者数は520名です。支給方法は、成人式出席

者については受付で配布し、欠席者については、後日、引きかえ期間を設け、受け取りに来られた方に配布してございます。

続きまして、各種教室講師謝金の詳細は、文化教室で205万2,000円、パソコン教室で46万8,000円、夏・冬の講座9万8,000円、家庭教育学級で8万円、ふれあい学級で37万円、成人講座で11万円となります。

続きまして、公民館避難所対策工事について、山崎地区公民館、根来地区公民館、2館のトイレ改修、点字ブロックやバリアフリー化など、避難所対策工事を行います。

続きまして、若もの広場の時計の設置は1カ所で、価格につきましては、入札を予定してございますので、お答えできません。

○井神議長 図書館次長。

○並松岩出図書館次長 館長の勤務実績についてですが、平成27年度の勤務については、1日7時間45分、1月当たり16日出勤となっています。

以上です。

○井神議長 再質疑はありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 ボリュームが多いものであれんですが、まず、6ページの予防接種の委託料の件なんですが、これについては、同日同時接種についての見直しについては、実際上行われたのか、これについての予算計上はどうなっているのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

それから、根来寺周辺の環境整備の問題であります。これについては、これからの観光シーズンを含めて、根来寺の観光整備についての問題点として、湯屋との問題が前々からあると思うんですが、これについての考えは、この中には入っていないということなのか、お聞きをしたいと思います。

あわせて、大門近くにトイレの設置についても、この工事の中には入っていないということなのか、確認をさせてください。

それから、那賀消防組合の高層マンションでの火災が、ここ最近、外国のドバイでも起きましたし、東京のほうでも発生をしております。岩出市については、高層マンションというのがありますので、今のはしご車、消火活動が可能なのか、これについての那賀消防組合として検討されてきているのか、そこら辺について、わかっておれば、この場所で説明をいただきたいと思います。

それから、委員長の報酬で、そうすると、現行の教育委員会委員長の報酬という

のは4月以降も支給をし、これは、いつ、何年度に、委員長報酬というのは、また委員長報酬と計上されること自体が、私は理解できなくて質疑を入れたんですが、いつまで、こういう形で委員長報酬を支給していくのか、これについてお聞きをしたいなと思っています。

それから、成人式の記念品の問題であります。これは過去にも指摘をしたんですが、出席者については、その場所で渡すことができるんですけども、都合で、万やむを得ず欠席ということになりますと、こちらまでとりに来なあかんということがあるんですが、これは、やはり送りつけるというのが一番いいんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺の検討はされたのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、若もの広場の時計の設置についてですが、これはメインの広場しか、今のところ、検討してないと。設置をしないということでしょうか。これについて確認をさせてください。

それと、予算の立て方についてですが、ゼロベースで経緯を見直すということで、見直しをかけて、どこの部分が、どのように変化をして、この予算上、出ているのか、非常にわかりにくい点があるんですけども、その点について、再度、わかる範囲で結構ですので、どこの部分はこういうように削ったよということがあれば説明をいただきたいと思います。

それから、光熱水費の関係であります。これについては、22年度比、15%減を目標にしているということですが、やはり光熱水費の電気の関係については、抜本的に見直す必要性があるということを指摘をした過去があるんですけども、その検討については行われたのか、これについてお聞きをしておきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の再質疑の那賀消防組合の関係で、消火活動ですけども、この議案には直接は関係ないとは思われますけれども、お答えをさせていただきます。

那賀消防組合、岩出市のほうですね、4階建て以上の建物については83あると聞いてございます。その中で、一部届かない建物があるというのも聞いてございます。

それと、届かないところについての検討の話ですけども、この内容につきましては、那賀消防組合で検討すべきことでありまして、那賀消防組合のほうでは検討してくれているとは思いますが、こちらでは聞いてございません。

以上でございます。

○井神議長 保健推進課長。

○福田保健推進課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

予防接種の初診料二重支払いに関してのご質問ですが、2月の平成26年度予防接種検討委員会におきまして、医師会、紀の川市、岩出市の間で、議員からご意見をいただいた内容について、ご報告はさせていただきました。また、市長会への要望におきまして、全国的な委託料単価統一基準を示していただけるよう、国への要望してございます。なお、27年度の予算につきましては、例年どおりの積算となっております。

以上です。

○井神議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 根来寺周辺観光促進事業におきまして、平成27年度の予算では、拠点整備というところで、現在建築中の旧県会議事堂、また、ねごろ歴史資料館周辺に係る予算を計上しております。議員ご質疑の湯屋、大門トイレについては、現在のところは検討しておりません。

○井神議長 教育総務課長。

○秦野教育総務課長 教育委員長がいつまでいるのかというご質疑についてですが、現在の教育長の任期が平成29年3月31日までとなっております。したがって、現教育長の任期までは、教育長、それから、教育委員長、この体制で行きますので、28年度末、29年3月31日までということであります。

○井神議長 生涯学習課長。

○上野生涯学習課長 まず、成人式の記念品の件でございますが、成人式終了後、先ほども申しましたが、一定期間を設けまして配布してございますので、現時点で、受け取りに來なかつた方に対して、書留等で送るということについては考えてございません。

それから、若もの広場の時計の件でございますが、設置につきましては、若もの広場のみとなっております。

○井神議長 財務課長。

○小倉財務課長 経費のゼロベースの見直しにつきましては、前例にとらわれることなく、市民サービスの向上を目指して、PDCAサイクルにより見直しをしているところでございます。平成27年度の成果としては、経常的な消耗品費において、4.4%減、546万7,000円の減額となっております。

次に、光熱水費の電気の購入先の関係でございます。電力関係の情報については注視しているところでございます。

○井神議長 再々質疑はありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 再質疑のところでやればよかったんですが、ちょっと漏れておりましたので。超過勤務の改善についてであります。先ほどの答弁では、27年度は増加するかもわからんと。国体関係で増加する傾向にあるということなんですが、やはり、これは基本的に、減らしていくという基本がなければならないと思うんですね。だから、超過勤務手当を減らしていくために、どのようにしていくのかということをあわせて考えていくと。さらに、職員の健康を守るためにも、有給休暇の消化率を上げていくと。消化率を向上させていくという取り組みも、これはあわせてやっていくということが大切だろうと思うんですが、ここら辺について、予算計上には出ておりませんが、そこら辺を含めた体制づくりというのは求められるというように思うんですが、そこら辺について聞かせてください。

それから、図書館長の勤務についてですが、これは、今聞きますと、1カ月16日で、報酬が25万円でしたかね、予算計上がね。そうしますと、1日当たりの賃金というのは、月でいけば25日、土曜・日曜、週2日にして二十四、五日ですけども、それに比べたら、1日当たりの手当というか、報酬というのは高くなっていると。これはいつから実施をされてきているのか、これについて、再度、確認をさせていただきます。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の再々質疑についてでございます。

超過勤務のことですけれども、先ほど答弁させていただきましたように、平成27年度においては、紀の国わかやま国体が開催があることから、26年度と比較しますと、増加しております。尾和議員も健康の面のことを心配をしてくれておりますが、我々も健康のためには、超過勤務はできるだけ減らす方向でいつも取り組んでおります。

また、有給休暇の件ですけれども、最近、ニュースのほうでも、企業のほうで有給休暇の取得について報じられたところですので、我々といいたしましても、有給休暇の取得については向上するように努めてまいります。

以上でございます。

○井神議長 図書館次長。

○並松岩出図書館次長 館長の報酬についてお答えします。

館長の報酬につきましては、月額25万円ということになってございます。これにつきましては、図書館開館18年の4月以降、変わってございません。

○井神議長 しばらく休憩します。

執行部職員の入替えのため、午後3時15分から再開します。

休憩 (15時05分)

再開 (15時15分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

議案第30号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第30号について質疑を行います。

27年度下水道事業会計予算についてであります。まず、排水設備工事指定・登録・更新の状況について、お聞きをしたい。

それから、一般会計繰入金増、昨年に比べて増加をしているんですが、その理由について。

それから、破傷風ワクチン接種費用と人員について、昨年も同様の質疑をしたんですけれども、実際に接種をした方、これ接種した場合の有効年数、ワクチン接種をして、これは毎年しなければならないものなのか、それとも、数年にわたって、そのワクチンの接種の効用があるのか、ここら辺についてもあわせてご答弁をいただきたいと思います。

それから、派遣職員給与等の交付金860万なんですけれども、これはどこに派遣をしているのかということでもあります。

それから、那賀処理区分担金の明細、それから、建設負担金について、それから、超過勤務手当の積算根拠について、支障物件移転補償費の内訳について、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 まず、1点目の排水設備指定工事店につきましては、排水設備指定工事店3件、責任技術者登録3名、責任技術者更新114名でございます。

続いて、2点目、一般会計繰入金増の理由につきましては、下水道事業元利償還

金 1 億 181 万円の増、下水道事業費 418 万 1,000 円の減、流域下水道建設負担金 4 万円の増によるものでございます。

3 点目、破傷風ワクチンの接種につきましては、接種費用につきましては 3,000 円の 4 名分でございます。昨年は 8 名受けまして、有効期間は 10 年になってございます。

4 点目の派遣職員給与等の交付金の内訳につきましては、給料が 439 万 2,000 円、期末勤勉手当が 188 万 3,139 円、扶養手当等で 78 万 2,400 円、共済負担金等で 155 万 8,924 円でございます。

5 点目、那賀処理区負担金の明細はどうかについてでございますが、社会資本整備総合交付金対象事業費 6 億 2,600 万円のうち岩出市負担分は 5,978 万 5,000 円、単独事業費としまして 4,886 万 1,000 円のうち岩出市負担分は 977 万円でございます。

6 点目、超過勤務手当の算出につきましては、過去の実績を考慮し、超過勤務を要する時間にそれぞれの職員の時間単価を乗じて算出しております。

以上でございます。

○井神議長 下水道工務課長。

○樫本下水道工務課長 支障物件移設補償費の内訳につきましては、上水道管の移設補償費が 11 件で 1 億 8,400 万円、ガス管の移設補償費が 3 件で 3,700 万円、これらの合計で 2 億 2,100 万円を計上しています。

以上です。

○井神議長 再質疑ありませんか。

( な し )

○井神議長 続きまして、議案第 31 号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案 31 号について質疑を行います。

27 年度墓園事業特別会計についてであります。販売基数の実態について、現在、どのような状況にあるのか。

それから、墓地返還還付金について、過去から何基分あるのか。

それから、予測として、27 年度、何基あるのかということですね。

墓地の完売の予定年度については、いつと定めて取り組みをされようとしているのか。

それから、もう 1 点は、無縁墓石、少子高齢化とあわせて、岩出にも無縁仏さんというのが多々聞いております。合葬して無縁墓石に入れていくということも 1 つ

の考えであるんですけども、ここら辺について、どのように考えておられるのか、お聞きをしたいと。

それから、紀の川市との販売についてですが、その後の経過と、どのような推移で、今後どうしていくのかということについて、お聞きをしておきたいと思います。

○井神議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 墓園の平成27年2月末現在では、販売区画数は973区画、累計でございます。

次に、返還区画数でございますが、過去からということでございますので、平成19年に1件、平成20年に2件、平成21年に3件、平成22年で1件、平成23年で1件、平成24年で4件、平成25年で4件、平成26年で5件、平成27年度では2件を想定しております。

次に、完売の予定でございますが、予定年度につきまして、年間販売目標40区画といたしまして、完売は平成54年度になる見込みでございますが、早期完売に努めてまいります。

次に、使用者が不明になった墓地について、無縁墓石につきましてですが、使用者が不明になった墓地については、将来的に納骨施設を設置しまして、遺骨を保管する予定でございます。

続きまして、紀の川市の販売でございますが、紀の川市の販売につきましては、平成26年度紀の川市打田地区の販売数は3件でございました。平成28年4月1日以降の対応については、現在、検討しているところでございます。

以上でございます。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 販売個数の実績については973区画ということで、完売の予定年度が平成54年度、ことしが平成27年ですから、あと十七、八年、いや20年か、20数年かかるということになりまして、これは予測として正しいのかどうかという問題がありますが、完売は難しいんじゃないかなと私自身も思うんですけど、そこら辺について、市はどのようなお考えを持っておられるのか。

それから、紀の川市、旧の打田町との関係ですね、28年4月以降については検討中ということで、過去、これについては、紀の川市は権利を放棄して、岩出市にという考え方も一方でちらっと聞いたこともあるんですけど、そこら辺も含めて検討し

ていくということなのか、それについてお聞きをしておきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 まず、完売の見込みでございますが、現在、年間販売区画数を40区画として予算計上を続けさせていただいております。その中で、年間40区画ずつ販売していくと、54年の見込みであると、今の実績からの予測でございます。

それから、紀の川市につきましては、紀の川市の協定におきまして、平成28年3月31日まで紀の川市が申し込みをできる、旧打田地区が申し込みができるとなっております。その以降について、どのような形で販売するのか、岩出市民だけにしてしまうのか、もしくは紀の川市さんに販売することを延長するのか、そういうことも含めまして検討しているところでございます。

○井神議長 再々質疑はありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 紀の川市の予定基数について、現在、何基、紀の川市の割り当ての分で、何基が売却されて、何基残っているのか、その数をお聞きをしておきたいと思います。

販売基数973ですから、あと残りあるのか、ちょっと40基で54年ですから、残り、残数、ちょっとこれも重ねてお聞きをしておきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 紀の川市に、当初、協議で割り当てられている区画数は400区画でございます。現在、平成27年2月末時点で、紀の川市からのお申し込みは126件でございます。

それから、全体の区画数から現在販売されております973区画を差し引きますと、残り1,071区画が残っております。

○井神議長 続きまして、議案第32号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第32号について質疑を行います。

27年度水道事業特別会計予算についてですが、予算の中の借地料57万7,000円というのは何なのか。

それから、4条特定収入分として1,379万計上していますが、4条特定収入というのはどういう概念のものなのか、教えていただきたいと思います。

それから、加入施設分担金の積算の根拠ですね、これについてお聞きをしたい。

それから、工事請負費の具体的な内容について。

それから、量水器の内訳ですが、700万から計上されているんですけども、これは何基分なのか。量水器1基は幾らとなるのか。

それから、超過勤務手当増の要因について、どのような理由でこういう計上をされたのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁をお願いします。

上水道工務課長。

○岩見上水道工務課長 尾和議員の質疑にお答えします。

まず1点目、借地料57万7,000円とは何かでございますが、これにつきましては、民有地に設置した水道施設の借地料や通信線の電柱共架料でございます。

次に、4点目、工事請負費でございますが、その内訳といたしまして、配水管等布設工事ですが、4件で1億4,812万8,000円、配水管等布設替工事が4件で1億9,232万6,000円、施設整備工事費が7件で5億1,343万68円、上水道管移設工事が11件で4億8,686万円であります。

5点目、量水器の内訳でございますが、口径別に個数、単価を申し上げていきます。13ミリが1,900個、3,024円となります。13ミリの電子メーター、遠隔用になりますけども、これにつきましては15個、単価にしまして2万3,868円、20ミリにつきましては115個、4,125円となります。25ミリにつきましては5個、4,715円、30ミリにつきましては、これにつきましても5個で1万2,420円、40ミリにつきましては3個で2万520円、50ミリにつきましては1個で12万2,040円、75ミリにつきましては1個で22万6,800円となっておりましてございます。

以上でございます。

○井神議長 上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 2点目の4条特定収入分につきましてはですけども、4条予算（資本的収入）の他会計負担金である特定収入に係る課税仕入れに係る消費税額でございます。

4条収入というのは、資本的収入及び支出でございます。

特定収入といいますのは、補助金、交付金、寄附金等でございます。

3点目、加入分担金についてでございますが、加入分担金が、口径13ミリ、194個、口径20ミリ、10個、施設負担金が1平米当たり180円で3,000万円を計上してございます。施設負担金、済みません、1平米当たり1,080円でございます。

6 点目、超過勤務手当の増につきましては、要因といたしましては、超過勤務対象者が 1 名増加したことによるものでございます。

○井神議長 再質疑はありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 超過勤務に絡んで、これは 1 名増員だということなのですが、やはり水道事業の職員もあわせて、本体のほうもあわせてなのですが、やはり超過勤務をいかにして減らしていくかのか。それから、有給消化を向上していくのか。これも水道事業に課せられた課題やと思うんですが、そこら辺についての取り組み、方針を説明をしてください。

○井神議長 答弁をお願いします。

上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 再質疑にお答えいたします。

超過勤務につきましては、職員の協力を得まして、お互いの仕事を助け合いながら、鋭意努力してまいりたいと考えております。

また、有給休暇につきましても、お互いの仕事を助け合いながらとれるように努力してまいりたいと考えております。

○井神議長 再々質疑はありませんか。

( な し )

○井神議長 これで、尾和弘一議員の質疑は終わります。

以上で、議案第 26 号から議案第 32 号までの議案 7 件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 27 号から議案第 32 号までの議案 6 件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 26 号につきましては、委員会条例第 6 条の規定により 8 人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号につきましては、8 人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま予算審査特別委員会に付託いたしました議案第26号の審査につきまして  
は、3月18日水曜までに審査が終わるよう期限をつけることにご異議ありませんか。

(異議なし)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会に付託いたしました議案第26号の審査につきまして  
は、3月18日水曜までに審査が終わるように期限をつけることに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員  
会条例第8条第1項の規定により、宮本要代議員、田中宏幸議員、西野 豊議員、  
松下 元議員、田畑昭二議員、吉本勸曜議員、福山晴美議員、市來利恵議員、以上  
8人を指名いたします。

この際、ただいま選任いたしました委員の方に通知いたします。本日、本会議終  
了後、予算審査特別委員会を招集いたしますから、委員会室において正副委員長の  
互選をお願いいたします。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長の互選結果につきましては、選出され次  
第、各会派室及び議員室に文書にて報告いたします。

~~~~~○~~~~~

○井神議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議は、3月23日月曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は、3月23日月曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

散会

(15時40分)

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 7 年 3 月 2 3 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第3号）

平成27年3月23日

| | |
|-------|---|
| 開 議 | 午前9時30分 |
| 日程第1 | 諸般の報告 |
| 日程第2 | 議案第2号 岩出市公告式条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第3号 岩出市行政手続条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第4号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第5号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第6号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第7号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第8号 岩出市教育委員会委員定数条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第9号 岩出市立保育所設置条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第10号 岩出市保育の実施に関する条例の廃止について |
| 日程第11 | 議案第11号 岩出市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第12号 岩出市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第13号 岩出市介護保険条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第14号 岩出市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第15号 岩出市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第16号 岩出市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第17号 ねごろ歴史資料館設置及び管理条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第18号 旧和歌山県議会議事堂管理条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第19号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第20 | 議案第20号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3 |

号)

- 日程第21 議案第21号 平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第22号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第23号 市道路線の認定について
- 日程第24 議案第24号 那賀老人福祉施設組合規約の変更に関する協議について
- 日程第25 議案第25号 和歌山県と岩出市の旧和歌山県議会議事堂の管理に関する

事務の受託について

- 日程第26 議案第26号 平成27年度岩出市一般会計予算
- 日程第27 議案第27号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計予算
- 日程第28 議案第28号 平成27年度岩出市介護保険特別会計予算
- 日程第29 議案第29号 平成27年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第30号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計予算
- 日程第31 議案第31号 平成27年度岩出市墓園事業特別会計予算
- 日程第32 議案第32号 平成27年度岩出市水道事業会計予算
- 日程第33 発議第1号 岩出市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第34 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第 2 号から議案第 32 号までの議案 31 件につきましては、各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告、委員長の報告に対する質疑、討論、採決、発議第 1 号の委員会提出議案につきましては、提出者の趣旨説明、質疑、討論、採決、それと委員会の閉会中の継続調査及び審査の件です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 1 諸般の報告

○井神議長 日程第 1 諸般の報告を行います。

本日の会議に議会運営委員会から提出のありました議案は、配付のとおり、発議第 1 号であります。

次に、各常任委員会の正副委員長の選出結果につきましては、配付のとおり、総務文教常任委員会委員長に福山晴美議員、副委員長に宮本要代議員、厚生常任委員会委員長に三栖慎太郎議員、副委員長に吉本勸曜議員、建設常任委員会委員長に玉田隆紀議員、副委員長に上野耕志議員、議会広報常任委員会委員長に田畑昭二議員、副委員長に市來利恵議員が選出されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 議案第 2 号 岩出市公告式条例の一部改正について～

日程第 32 議案第 32 号 平成 27 年度岩出市水道事業会計予算

○井神議長 日程第 2 議案第 2 号 岩出市公告式条例の一部改正の件から日程第 32 議案第 32 号 平成 27 年度岩出市水道事業会計予算の件までの議案 31 件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案 31 件に関し、各常任委員会及び予算審査特別委員会の審査の経過と結果につきまして、各委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長、福山晴美議員、演壇でよろしくお願いします。

○福山議員 おはようございます。

総務文教常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

3 月 6 日金曜日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第 2 号 岩出市公告式条例の一部改正のほか議案 6 件でありました。

当委員会は、3月13日金曜日、午前9時30分から開催し、正副委員長の互選を行いました。

正副委員長の互選に引き続きまして、付託議案について審査を行いました。

議案第3号 岩出市行政手続条例の一部改正について、議案第5号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第7号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、議案第19号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第5号）の所管部分、以上4議案については、討論はなく、全会一致で可決しました。

議案第2号 岩出市公告式条例の一部改正について、議案第4号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、議案第8号 岩出市教育委員会委員定数条例の一部改正について、以上3議案については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第2号 岩出市公告式条例の一部改正については、質疑は、ありませんでした。

議案第3号 岩出市行政手続条例の一部改正についてでは、今回、処分等の求めが追加されていますが、これまでどのようにやってきて、今後、どのようなのかについて。

議案第4号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、教育長の職務に専念する義務は、これまでどのようにされていたのか。首長が総合教育会議を開催し、大綱を策定するとなっているが、教育長の権限がなくなって、首長の権限で全て動くという考え方でよいのかについて。

議案第5号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでは、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進会議委員の人員は、何人を想定しているのか。まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進会議、指定管理者選定委員会、在宅医療推進協議会、鳥獣被害対策の4項目の委員と隊員が新たにつくられているが、それぞれの目的は。また、どのような理由で、日額2,500円になっているのかについて。

議案第7号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてでは、これまでの差し押さえの件数は、どれだけあったのか。また、今回、物件の差し押さえと差し押さえ物件の引き上げ手当をなくす理由はについて。

議案第8号 岩出市教育委員会委員定数条例の一部改正については、質疑は、ありませんでした。

議案第19号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分については、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定について、パブリックコメントの手续と周知の方法はどのようにするのか。監視員賃金が減額されているが、定員を満たした中での減額かについて。

以上が、総務文教常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで総務文教常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

続きまして、厚生常任委員長、三栖慎太郎議員、お願いします

○三栖議員 おはようございます。よろしくお願いします。

厚生常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

3月6日金曜日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第6号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正ほか議案15件でありました。

当委員会は、3月16日月曜日、午前9時30分から開催し、正副委員長の互選を行いました。

正副委員長の互選に引き続きまして、付託議案について審査を行いました。

議案第6号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正について、議案第11号 岩出市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正について、議案第12号 岩出市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正について、議案第13号 岩出市介護保険条例の一部改正について、議案第14号 岩出市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、議案第15号 岩出市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、議案第16号 岩出市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、議案第19号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分、議案第20号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第21号 平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）、以上10議案については、討論なく、全会一致で可決しました。

議案第9号 岩出市立保育所設置条例の一部改正について、議案第10号 岩出市保育の実施に関する条例の廃止について、議案第24号 那賀老人福祉施設組合規約の変更に関する協議について、議案第27号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会

計予算、議案第28号 平成27年度岩出市介護保険特別会計予算、議案第29号 平成27年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算、以上6議案については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第6号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正については、地域包括支援センターの職員体制はどうなっているのか。地域包括支援センター専門職員と介護認定調査員の金額に違いがあるが、その根拠はについて。

議案第9号 岩出市立保育所設置条例の一部改正については、保育料について、規則で定めることになっているが、なぜ、条例で定めないのか。その理由はについて。

議案第10号 岩出市保育の実施に関する条例の廃止については、この条例の廃止により、市として、公的責任を果たしていく保障はどこにあるのか。また、何をもって後退しないという認識をされているのかについて。

議案第11号 岩出市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正については、岩出市の場合、一部負担となり償還払いとなるが、事務手続は、どのような対応策、方向性を考えているのかについて。

議案第12号 岩出市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正については、質疑は、ありませんでした。

議案第13号 岩出市介護保険条例の一部改正については、附則の追加、第11条に「その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、市長が定める日の翌日から行うものとする。」とあるが、いつごろをめどにしているのかについて。

議案第14号 岩出市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定については、第4条で「指定介護予防支援等の事業を行う者は」とあるが、事業所に対しての条例という解釈でよいのかについて。

議案第15号 岩出市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改められているが、名称変更だけの条例改正であるのかについて。

議案第16号 岩出市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める

条例の制定については、この条例は、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めることになっているが、今までは、どのような考え方で人員の配置を決めてきたのかについて。

議案第19号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分については、繰越明許費で子ども医療費助成事業5,781万9,000円が計上されているが、そのうち地方創生交付金に該当するのは幾らか。環境衛生費の浄化槽設置整備事業補助金が2,334万4,000円減額されているが、平成26年度は、希望者全員に補助されたのかについて。

議案第20号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、一般被保険者療養給付費5,683万5,000円が補正され、当初見込みよりも医療費が多くなっているが、その要因は。前期高齢者交付金4,873万4,000円については、額の決定により計上されてきたのかについて。

議案第21号 平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）については、介護基盤緊急整備等臨時特例補助金168万3,000円が減額になっているが、事業所の廃止理由は。事業所廃止に伴い、入所されていた方のその後の対応は、どのようにされたのかについて。

議案第24号 那賀老人福祉施設組合規約の変更に関する協議については、この議案は、民営化によるものであるが、経済的な理由で生活できない方の対応について、今後、どうするのか。

以上が、厚生常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

なお、議案第27号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計予算、議案第28号 平成27年度岩出市介護保険特別会計予算、議案第29号 平成27年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算、以上3議案の質疑内容につきましては、後日、委員会記録が作成され次第、全議員に配付いたします。

これで厚生常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

次に、建設常任委員長、玉田隆紀議員、演壇のほうでお願いします。

○玉田議員 建設常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

3月6日金曜日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第17号 ねごろ歴史資料館設置及び管理条例の制定のほか議案8件でありました。

当委員会は、3月17日火曜日、午前9時30分から開催し、正副委員長の互選を行いました。

正副委員長の互選に引き続きまして、市道路線の認定の議案がありましたので、現地調査を行うため、議長に対して委員派遣承認要求を行い、現地調査を行いました。

現地調査終了後、付託議案について審査を行いました。

議案第17号 ねごろ歴史資料館設置及び管理条例の制定について、議案第18号 旧和歌山県議会議事堂管理条例の制定について、議案第19号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分、議案第22号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第23号 市道路線の認定について、議案第25号 和歌山県と岩出市の旧和歌山県議会議事堂の管理に関する事務の受託について、議案第30号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計予算、議案第31号 平成27年度岩出市墓園事業特別会計予算、以上8議案については、討論はなく、全会一致で、議案第17号、議案第18号、議案第19号所管部分、議案第22号、議案第25号、議案第30号及び議案第31号は可決、議案第23号は認定しました。

議案第32号 平成27年度岩出市水道事業会計予算については、討論の後、賛成者多数で可決いたしました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第17号 ねごろ歴史資料館設置及び管理条例の制定についてでは、ねごろ歴史資料館の設置場所はどこか。また、駐車場のスペースは何台あるのか。供用開始が9月ごろと聞いているが、指定管理者の公募はどのように行うのか。ねごろ歴史資料館の入館料は、どのくらいの入館者を想定して、この金額になったのかについて。

議案第18号 旧和歌山県議会議事堂管理条例の制定についてでは、入館料について、高齢者または身体障がい者に対する免除及び割引制度を現在どのように考えているのか。使用料については、どういう算定方法で行うのかについて。

議案第19号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分については、歳入について、地方創生事業の補助金を受けているのか。商工会補助金の中で、商品券をどのような形で発行するのか。道路新設改良費の工事請負費1億1,500万円の減額の主な要因はについて。

議案第22号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、繰越明許費13億1,000万円の具体的理由は。また、何件分なのかについて。

議案第23号 市道路線の認定についてでは、宮12号線・宮13号線の道路認定につ

いて、手前の道路は市道に移管されているのか。また、公共下水道との関係で、早期に市道の移管の整備をしたという理解でいいのかについて。

議案第25号 和歌山県と岩出市の旧和歌山県議会議事堂の管理に関する事務の受託についてでは、事務委託によって、市はどのような条件になるのか。土地・建物の所有権はどのようにになっているのか。また、維持管理は、どの程度の管理かについて。

以上が、建設常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

なお、議案第30号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計予算、議案第31号 平成27年度岩出市墓園事業特別会計予算、議案第32号 平成27年度岩出市水道事業会計予算、以上3議案の質疑内容につきましては、後日、委員会記録が作成され次第、全議員に配付いたします。

これで建設常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

予算審査特別委員長、田中宏幸議員、お願いいたします。

○田中議員 おはようございます。

委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

3月6日金曜日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第26号 平成27年度一般会計予算、1件でありました。

3月6日金曜日、本会議終了後、正副委員長の互選を行いました。

正副委員長の互選に引き続きまして、総務部長に、議案第26号 平成27年度岩出市一般会計予算の概要説明を求めました。

概要説明に引き続きまして、付託議案の審査方法について協議を行い、歳入歳出ともに、総務部門、文教部門、厚生部門、議会部門、建設部門の順に質疑を行うことに決定いたしました。

3月10日火曜日、午前9時30分から委員会を開催し、総務部門の歳入全般と、歳出の2款総務費、7款6項の消防事業費、8款消防費、11款公債費、12款諸支出金、13款予備費について質疑を行い、総務部門の質疑終了後、文教部門の歳入全般と、歳出の9款教育費の質疑を行いました。

3月11日水曜日、午前9時30分から委員会を開催し、厚生部門の歳入全般と、歳出の3款民生費、4款衛生費について質疑を行い、厚生部門の質疑終了後、1款議会費の歳出について、質疑を行いました。

3月12日木曜日、午前9時30分から委員会を開催し、建設部門の歳入全般と、歳

出の５款農林業費、６款商工費、７款土木費、１０款災害復旧費について質疑を行いました。

建設部門の質疑終了後、議案第２６号 平成２７年度岩出市一般会計予算に対する討論を行い、反対討論、賛成討論の後、賛成者多数で、議案第２６号 平成２７年度岩出市一般会計予算を可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

委員会における質疑、答弁の内容につきましては、後日、委員会記録が作成され次第、全議員に配付いたします。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長及び特別委員長の報告は、終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第３号 岩出市行政手続条例の一部改正の件、議案第５号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件、議案第６号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正の件、議案第７号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件、議案第１１号 岩出市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正の件、議案第１２号 岩出市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正の件、議案第１３号 岩出市介護保険条例の一部改正の件、議案第１４号 岩出市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定の件、議案第１５号 岩出市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正の件、議案第１６号 岩出市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定の件、議案第１７号 ねごろ歴史資料館設置及び管理条例の制定の件、議案第１８号 旧和歌山県議会議事堂管理条例の制定の件、議案第１９号 平成２６年度岩出市一般会計補正予算（第５号）の件、議案第２０号 平成２６年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の件、議案第２１号 平成２６年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第３号）の件、議案第２２号 平成２６年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第４号）の件、議案第２３号

市道路線の認定の件、議案第25号 和歌山県と岩出市の旧和歌山県議会議事堂の管理に関する事務の受託の件、議案第30号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計予算の件、議案第31号 平成27年度岩出市墓園事業特別会計予算の件、以上議案20件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案20件に対する討論を終結いたします。

議案第3号、議案第5号から議案第7号、議案第11号から議案第23号、議案第25号、議案第30号及び議案第31号の議案20件を一括して採決いたします。

この議案20件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号、議案第5号から議案第7号、議案第11号から議案第22号、議案第25号、議案第30号及び議案第31号の議案19件は原案のとおり可決、議案第23号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第2号 岩出市公告式条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、市來利恵議員。

○市來議員 議案第2号 岩出市公告式条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

この議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正することに伴い改正するものとなっています。日本共産党は、これまでの教育委員会から、新しい教育委員会へつくり直すことには、反対の立場であります。

今回の国の法改正は、これまでの教育委員会が独自に持っていた教育委員長指揮監督をなくし、行政のトップである市長が、教育委員長を任命する新制度になります。教育政策の大もととなる大綱の決定権を首長に与え、教育委員長を廃止し、教育長の任命権も首長に与えます。これは教育委員会と教育長との関係を逆転させ、教育委員会を首長任命の教育長の支配下に置くものです。

もともと教育委員会は、終戦直後に、「お国のために血を流せ」と子供たちに教えた戦前の中央集権型の教育行政を改め、教育の自主性を守るため教育行政を首長から独立させたものです。

教育は、子供の成長・発達のための文化的な営みであり、教員と子供との人間的な触れ合いを通じて行われるもので、そのためには教員の自由や自主性が欠かせま

せん。だからこそ、憲法は政治権力による教育内容への介入・支配は厳しく戒められているのです。

教育の政治的中立は守らなければなりません。政治が教育に果たすべき責任は、条件整備などによって教育の営みを支えることです。政治が教育内容に介入し、教育をゆがめることは絶対あってはならないことです。教育委員会が、教育の自由、自主性を守る本来の役割を果たすことが大切です。このような教育の政治的中立を侵すおそれのある法改正に伴う関係条例案には賛成できませんので、反対いたします。

○井神議長 次に、賛成討論、梅田議員。

○梅田議員 議案第2号 岩出市公告式条例の一部改正について、賛成討論をいたします。

この議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用する条項にずれが生じたため、条ずれを改めるために改正するものです。

このことから、この議案については、賛成いたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第2号に対する討論を終結いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、市来利恵議員。

○市来議員 議案第4号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

2号議案で反対いたしましたように、これまでの教育委員会から、新しい教育委員会へつくり直すことには反対の立場であり、政治が教育内容に介入し、教育をゆがめることは絶対あってはならないことだと考えております。教育委員会が、教育の自

由、自主性を守る本来の役割を果たすことが大切です。このような教育の政治的中立を侵すおそれのある法改正に伴う関係条例案には賛成できません。

よって、反対いたします。

○井神議長 次に、賛成討論、福山晴美議員。

○福山議員 議案第４号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、賛成討論をいたします。

この議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、法律の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項を定めるために条例制定するものです。

このことから、この議案については、賛成いたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第４号に対する討論を終結いたします。

議案第４号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第４号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第８号 岩出市教育委員会委員定数条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、市來利恵議員。

○市來議員 議案第８号 岩出市教育委員会委員定数条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

２号議案、４号議案でも反対いたしましたように、これまでの教育委員会から、新しい教育委員会へつくり直すことには反対の立場であり、政治が教育内容に介入し、教育をゆがめることは絶対あってはならないことだと考えております。教育委員会が教育の自由、自主性を守る本来の役割を果たすことが大切です。このような教育の政治的中立を侵すおそれのある法改正に伴う関係条例案には賛成できませんので、よって、反対いたします。

○井神議長 次に、賛成討論、宮本要代議員。

○宮本議員 議案第８号 岩出市教育委員会委員定数条例の一部改正について、私は

賛成の立場から討論いたします。

この議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されることに伴い、教育長が教育委員会の委員ではなくなり、構成員となることから、本条例を改正するものであり、条例を整備する上で必要な手続であると考えます。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴って、首長の権限が増大し、教育委員会の独立が保てないという意見を耳にしますが、改正法第1条の3第4項の規定により、教育委員会の職務権限を首長に与えるものではないことが明記されており、教育委員会の独立は担保されています。

さらに、この法律改正の趣旨は、教育に関する予算の編成、執行や条例提案など、重要な権限を有している市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることであります。

以上のことから、私は本条例の改正案に賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第8号に対する討論を終結いたします。

議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議案第9号 岩出市立保育所設置条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、増田浩二議員。

○増田議員 議案第9号 保育所設置条例の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

この議案は、子ども・子育て支援法に関して改定される条例です。子育て支援法そのものが国・自治体の公的責任を後退させるものです。公的保育制度を崩し、基準がさまざまな保育サービスの導入、営利企業参入の拡大、公立保育所の廃止や強引な幼稚園との統合など保護者の願いに逆行する保育制度そのものになっています。

しかも、第3条で、利用者負担額、保育料を徴収することが記載されていますが、

規則で定めるとし、岩出市としての保育料基準額が条例に反映されていません。

負担額の徴収根拠、上限額を定めるとしながら条例に反映しない対応には納得しがたいものがあります。規則で行えば、行政側で臨機応変に対応できるからという点では、議会軽視と言わざるを得ない面もあることも指摘をし、反対討論といたします。

○井神議長 次に、賛成討論のある方、西野 豊議員。

○西野議員 議案第9号 岩出市立保育所設置条例の一部改正について、私は賛成の立場から討論いたします。

この条例は、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行されることに伴う児童福祉法の改正により、公立保育所を利用する場合の利用者負担額の徴収根拠及び上限額を定めるため、改正されるものです。

保育料に係る子ども・子育て支援新制度における利用者負担の方針については、岩出市子ども・子育て会議において検討されており、公立保育所において保育を行ったとき、利用者負担額を保育料として徴収するために徴収根拠を定め、政令で定める額を限度として、市が世帯の所得状況等を勘案し、保育料を規則で定めることが規定されるものであり、適正であります。

よって、賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第9号に対する討論を終結いたします。

議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 岩出市保育の実施に関する条例の廃止の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、増田浩二議員。

○増田議員 議案第10号 保育の実施に関する条例の廃止について。

この議案も、子ども・子育て支援法に関連して出されてきたものです。先ほどと同様に、公的責任の後退につながるものであるため、反対といたします。

○井神議長 次に、賛成討論、吉本勸曜議員。

○吉本議員 岩出市保育の実施に関する条例の廃止について、私は賛成の立場で討論いたします。

この条例は、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行されることに伴う児童福祉法の改正により、保育の必要性に係る事由については、子ども・子育て支援法施行規則に規定される基準によることとされたため、廃止されるものであります。

保育の必要性の認定については、岩出市子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援法施行規則に規定されるもののほか、就労時間の下限等の必要事項や利用調整に係る保育の優先基準等についても検討された上での条例廃止であり、適正であります。

よって、議案第10号 岩出市保育の実施に関する条例の廃止については、賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第10号に対する討論を終結いたします。

議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 那賀老人福祉施設組合規約の変更に関する協議の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、増田浩二議員。

○増田議員 議案第24号 那賀老人福祉施設組合規約の変更に関する協議についての反対討論を行います。

この議案は、まさに白水園の解散議案というようなものだと思うんです。

そもそも養護老人ホームとは、環境的、経済的な理由から、自宅で生活することができない65歳以上の高齢者を受け入れる施設です。もともとは生活保護法の養老施設の流れをくんでいるもので、主に生活困窮者を対象としています。また、公的機関の判定に基づいて入所が決定される措置施設に当たります。入所後は、対応に

関する計画に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、利用者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる施設として、特養施設も含め、この間、白水園は存在してきました。

那賀地域における自治体が責任を持って、身寄りのない方などの最後のとりでとして対応できる施設としてきたのが白水園の歴史です。

民間に移管すれば、経済的理由などで、新たに入所の必要があったとしても、その保証は約束されるというものではありません。この点では行政としての公的責任の後退につながると言わざるを得ません。

また、現在の白水園労働者においても、労働形態や労働条件を初めとした雇用面などの面でも、身分保障を初めとして懸念される点があると考えます。

よって、この議案には反対いたします。

○井神議長 次に、賛成討論、田中宏幸議員。

○田中議員 議案第24号 那賀老人福祉施設組合規約の変更に関する協議について、私は賛成の立場で討論いたします。

この組合規約の変更は、平成28年4月、白水園の民設民営化を進めていく上で必要となる事務承継規定を追加するもので、組合が解散した場合の事務処理が適正に行われるためのものであります。

よって、議案第24号について、私は賛成いたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第24号に対する討論を終結いたします。

議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第26号 平成27年度岩出市一般会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、市来利恵議員。

○市来議員 議案第26号 平成27年度岩出市一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

今、地方は、住民の暮らしの困難、福祉・医療の危機、地域経済の衰退など深刻な問題に直面しています。

昨年4月の消費税8%増税と円安誘導による物価高が、暮らしと地域経済を直撃し、社会保障への国庫負担の削減は、医療崩壊、介護難民を深刻化させ、重い社会保険料の負担に市民は悲鳴を上げています。

安倍政権は、これら国民の声に背を向け、反省もなく、地方創生やアベノミクスの地方への波及を声高に叫びますが、しかし、その中身は、消費税の再増税、社会保障切り捨て、雇用破壊、TPP推進であり、この道は地方の衰退をさらに加速させるものにほかなりません。

国の政治がひどいときだけに、市政が市民の暮らしと福祉を守る防波堤の役割を果たさなければなりません。

岩出市民の暮らしに応える予算となっているのか。地方自治体の本来の役割として、市民の暮らしを守り、雇用の安定、教育・福祉の充実策が図られているかが問われることになります。

私たちは、市民の願いを、市民の暮らしを守る立場から、本年も予算要望書の提出をいたしました。住民の福祉の増進、地方自治法にあるという原点を踏まえ、5万人都市にふさわしいまちづくりと市民生活を守るための対策、福祉・教育・暮らし優先を貫くよう強く求めました。

こうした角度から見ても、今年度の予算、市民の暮らしを守る市民サービスの向上といった積極的予算の編成、施政方針でも見受けられません。

子どもの医療費助成事業については、長年の市民の要望である声を反映させ、一歩前進し、評価もできますが、しかし、医療機関窓口では、これまでと同様、お金を一旦支払うということになり、市民にとって使いやすい制度になるのかと課題も残っております。

そして、いまだに中学校の建設計画が示されていないことは、子供に温かい行政とは言えません。

そして、この予算を見る限り、誰もが望むお金の心配をしないで、必要な介護・医療を受けられる制度への改善・展望についても見えません。

市は、年々多様化する市民ニーズに対応していかなければならないと言っておりますが、職員体制はどうでしょうか。必要な部署には、正規での人員配置をすることこそが市民ニーズに応えることができ、それこそが市民サービスへの向上へとつながります。

住民の生活向上のための財政を使うことこそ求められています。

岩出市には、住民の願いに応える財源は十分にあります。子供からお年寄りまで全ての市民が健康で豊かな生活を送る、岩出市に住んでよかったと言えるまちづくりをしなければなりません。

しかし、この予算はそうなっていません。これでは住民の皆さんの納得は得られないと考えますので、よって、この議案には反対といたします。

○井神議長 次に、賛成討論、田畑昭二議員。

○田畑議員 私は、議案第26号 平成27年度岩出市一般会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

平成27年度一般会計予算は、対前年度比1億8,138万円、1.2%増の積極型予算であり、市の将来像の実現に向けて行う重点事業に充実した予算となっております。

また、市当局においては、消費税率引き上げの延期や地方創生関連事業への対応など国の動向を注視しながらの予算編成状況の中、財政の健全化を根本に、市の将来像の実現に向け、諸施策を着実に推進していくための予算に配慮され、評価できるものと考えております。

歳入につきましては、市税等の徴収強化、国・県補助金の確保など、税収の増加が図られております。

歳出につきましては、社会保障関係費の増加に対応しながらも、新たに観光促進や学力向上を図る事業費など、岩出市長期総合計画を推進するための予算が計上されており、市の活性化と市民サービス向上に努める予算となっております。

以上、市の将来像の実現に向けて事業を推進する本予算案について、賛成といたします。

○井神議長 続きまして、反対討論、尾和弘一議員。

○尾和議員 2015年3月23日。

議案第26号 平成27年度岩出市一般会計予算に対する反対討論を行います。

新年度の重点事業として、昨年まで、防災・災害対策、道路渋滞対策、浸水対策、下水道整備及び紀の国わかやま大会の3つの目玉を挙げ、ことしは観光振興、学力の向上を追加して予算を計上したと胸を張っております。

しかし、この方針について見ていきますと、防災対策、災害対策については、従来と何ら変わらず、危機管理監は1名であり、2年が経過しましたが、身分は非常勤職員であり、不安定であります。さらに、組織的には総務課の係としていることから、今後、実質的に機能するかどうかかわからないのが現状であります。

市長の最大のやるべきことは、市民の命と暮らしを守るために、どのような政策を構築するかであり、政の基本であります。

東南海・トラフ地震に備えるためにも、本格的対応ができるものになっておりません。また、地球環境対策についてであります。今年度は政策の課題にすらなっておりません。とりたてて全く予算が計上されていないと同時に、具体的対策もありません。

岩出市民が行政より先行して、どんどん自然エネルギーへ太陽光発電設置が進んでおります。さらに、公平性・効率性・費用対効果等を考え、今まで行ってきた施策についての総括を行い、評価や分析、検証を加えるなど、新年度予算に反映すべきであります。評価または実施していますが、継続するのか、やめるのか、最終判断をされていないこと。また、市民に、事業に対して、総合的にまとめたものはなく、情報公開もありません。

今、岩出市民は何を求めているのか。それに応えるために、どう予算に反映するかが総合的な立場から、広く市民にとって、より有効な施策となるようにすることが極めて重要であります。

この重要な政策は、子育て支援の充実であり、医療費の完全無料化、マンモス中学校の解消等に取り組む意思がないことでもあります。夢ある予算になっておりません。

具体的に指摘しておきたい事項があります。過去、贈収賄、公金の着服事件等々、岩出市民を裏切っており、清潔で公平な行政が最大の課題であります。この点には一言も触れていない。日常ふだんに改善すべきであるにもかかわらず、二度とこのようなことが起きないように、常に肝に銘じて、常に改革を進めていく姿勢ではありません。ゼロベースで経費の見直しを行い、健全財政の堅持といいながら、費用対効果の検証、事務事業の見直し、優先順位を決め、簡素化に努めるとともに、義務的経費を含む歳出抑制に努められたのか疑問であります。

自主財源を確保するために、市税及び使用料等の収納率を向上し、市有財産の有効活用等により歳入確保に努め、新たな収入の獲得に知恵を出し合い、積極的に取り組むとともに、収納目標値が明確でなく曖昧であります。

市民と行政の信頼関係の構築には、市民と行政の協働によるまちづくりを展開する上で欠かせない要素です。そのためには行政の透明性を高め、開かれた市政を推進し、市民への説明責任を果たしていくことが重要です。その経過及び結果の情報を全て公開すべきであります。具体的にどうするのか不明であり、さらに、新住民

への意思疎通はなく、ますます疎遠になる現状を憂うものであります。

市民サービス向上には、職員の健康と安全・安心がなければなりません。しかし、現行の予算では、人材の活用及び活性化のためのスキルアップを全庁挙げて取り組み、職員間の自由闊達な意見を尊重し、市民サービスの向上につなげる予算になっておりません。

また、職員の賃金について、正職員は賃上げをされましたが、市行政の業務を支えている非常勤職員はゼロ回答であり、官製ワーキングプアの固定化をするものであり、決して許されるものではありません。

さらに、超過勤務の削減、有給休暇等々の消化向上に取り組むことも不明確であるとともに、今年度は超過勤務が増加するとも発言することは到底理解することができません。

いかに滞納額及び不納欠損金について、どのように減らしていくのか、目標値も示さず、不明確である点であります。

市所有の行政財産を有効に使用し、総合的に見直しをすべきであります。具体性はありません。

住基カードの普及促進も費用対効果から見て、多くの持ち出しになっていること。マイナンバー法が施行されるに当たり、個人情報情報の漏えいはあってはならないことであり、再度検討すべきものでありますが、具体的方針がありません。

歳入増の一環として、他の地方自治体ではいろいろな特典を設けて、ふるさと納税への具体的取り組みをしておりますが、岩出市として何をしようとするのか不明であること。

光熱水費について、市調査を初め全ての公共施設に関して、節電効果があるLED化計画は積極的ではありません。

同時に、福島原発の事故による未曾有の放射能による被害を受けていることを真剣に考えるならば、脱原発への取り組みを進め、再生可能エネルギー普及に取り組むべきであります。太陽光発電設置への補助金創出がありません。

工事請負費に関して積算根拠を明確にし、予算書の乖離を最小限ですることをたびたび求めてきましたが、予算と決算の乖離があり、いまだに制度が向上していないことであります。

監査委員と行政委員会に対して、一部引き上げがされましたが、まだまだ不十分であり、市にふさわしいものにすべきであります。

児童の医療費助成については、一部保護者の負担を求めており、完全無料化への

取り組みを早急にすべきであります。

将来を担う子供たちの教育環境は、和歌山県下一マンモス中学校の解消に向けて積極的に取り組む意思がないこと。

また、市民サービスの一環として、岩出市庁舎の建設を立案していないこと。

市民サービス向上のため、不安定な臨時職員、非常勤職員から正規職員への登用は、最も重要な課題であります、この点について、具体的方針がないこと。

防災マニュアル作成事業では、土砂災害危険箇所への看板設置する予算はなく、市民への啓発予算となっていないこと。

また、自主防災組織については設立はしたが、実際に開店休業の組織が多くあること。市として、もっと側面的に支援をすべきであること。

さぎのせ公園について、いざというとき、防災上の避難場所としては管理棟ができたが、岩出市内では最も低い地域にあり、災害が発生したとき問題があること。

さらに、駐車場について、拡幅していくべきであります、その予算計上となっていないこと。

予算書、説明書等での表記について、行政みずから障がい者の人権を守るべきでありながら、障害の「がい」と平仮名表示に改める意思がないこと。

公民館使用制限をしながら、勤労者が集える施設等の設備建設計画がないこと。

若もの広場・大門池・新池駐車場に関して、賃貸契約の不当性を主張し、返還を求めると発言していましたが、いまだ市民の税金である約4,700万円を請求せず、この責任を不問にしようとしていること。

塩漬けになっている湯屋跡の利活用には何ら対策・方針はなく、無策であること。

ほかにも指摘する事項は多岐にありますが、最後に強調しておきたい事項について述べたいと思います。

議案提案者であり、そのトップである市長が各常任委員会に欠席して開催していることは、余りにも無責任であること。

執行機関（市長）がいない中で、補助機関のみで審議すること自体異常であり、到底理解できません。

議会が岩出市民の負託に応じて行政を監視し、チェックしていないのが現状であり、この現状を憂うものであります。

議会の公開度は全国的に最低であり、ガラス張りにし、市民に開かれた議会とする必要があるにもかかわらず、いまだ議会運営は公平化を図られていません。これでは市民の信頼と支持を得る議会になることはなりません。

二元代表性の中でチェック機能を高めていかなければならないのに、岩出市議会が行政のこの態度に対して、是認すること自体問題であります。

議会の基本条例の制定を早期に行い、全ての情報を市民に公開しつつ、どこでも、誰でも見ることができるような議会の運営にできるようすべきであると考えております。

よって、私は27年度新予算に反対をいたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第26号に対する討論を終結いたします。

議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

午前10時50分から再開します。

休憩 (10時35分)

再開 (10時50分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

議案第27号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、増田浩二議員。

○増田議員 議案第27号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計予算に反対の討論を行います。

国保財政の赤字の要因として、長引く不況の影響で、収入減による国民健康保険税の収入の落ち込み、医療費の増大、高齢者支援金などへの拠出金なども関係しますが、一番の大きな要因は、国庫負担率が1984年に45%から38.5%に引き下げられたことです。この時期から国民健康保険税の引き上げが各地で行われてきました。この点からは、国に対して負担率を戻すよう強く働きかけが必要なものです。

27年度における特徴面では、保険財政共同安定化事業において、これまでのレセ

プト1件30万円超えの医療費から、1円以上の医療費とされたことについての交付金、拠出金に特徴面があります。岩出市においては交付金より拠出金が低くなると予測されていたものが、27年度予算では、逆に拠出金のほうが多くなるという予算となっています。計算上こうなるという説明でしたが、この点では決算時にしっかりとした検証が求められると考えます。

今年度予算については、以下の理由をもって反対といたします。

第1は、医療費の高騰化につながる資格証明書、短期証明書の発行をやめるべきですが、市の政治姿勢は変わっていません。当局自身が早期発見・早期治療をうたいながら、早く病院に行けば軽く済んでしまう病気も、資格証明書では全額一時負担のため、病院に行くことを控え、結果的に病気を重くしてしまうことが続けられています。

また、早期発見・早期治療に役立つ人間ドックにおいては、滞納者は受けられません。平成16年度と比べ、人間ドック費用は半分以下にまで減額され、制度の後退がされてきています。

27年度は26年度と比べ、さらに人間ドック予算が減らされてきています。昨年から脳ドック検査が導入され、今年度では枠の拡大という前進面はありますが、昨年の申請者数の半分にも満たない状況は、改善の必要性があると考えます。

第2に、特定健診を優遇する対応の強化こそが人間ドックより効果が上がるとしながら、今年度予算では、特定健診事業自体をさらに縮小し、安心して医療を受ける体制、医療費削減を図っていると言いながら、医療費削減につながらない対応をとっていると指摘をせざるを得ません。

第3に、医療費高騰の原因を探り、病状別、年齢別など国保の医療状況の把握や対策を打っていくため、国保会計改善へ向けた職員体制を含めた医療費総額を抑える取り組みの改善方向は、昨年を引き続き、見えない状況があると考えます。

第4に、国保会計における最大の問題は、これだけ高くなっているにもかかわらず、国保税を引き下げるために、一般会計から独自に繰り入れを行わないという点です。しかも、本来、国保会計が黒字になれば、基金への積み立てを行うべきものを一般会計に繰り戻すという、市の姿勢があります。国によるペナルティー分を一般会計から繰り入れている点では、当然の必要な対策であり、借りているという性格のものではありません。国保利用者にとって理解されがたいものだと考えます。

予算説明に当たり、国において健康保険法の改正が予定されており、それを踏まえた岩出市としての内容については、国で可決されていないのでと一切説明も行わ

ず、可決すれば、肅々と専決処分でその内容を執行していくという姿勢は、国保予算を審議する上では、説明責任を果たしていると言いがたいことも指摘をしておきたいと思います。

国保を安定化させる上での国保運営の姿勢、国保利用者の負担軽減の対策面など今年度の国保予算は、利用者に理解が得られないものだと考えますので、平成27年度岩出市国民健康保険特別会計の予算に反対いたします。

○井神議長 次に、賛成討論、山本重信議員。

○山本議員 議案第27号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計予算について、賛成討論をいたします。

地方自治の役割として、市民の暮らしを守るために運営されなければならないとあります。その趣旨にのっとり、新年度予算編成が出されております。

ただいまの討論の中でさまざまなご意見やご指摘がされましたが、本当なのでしょうか。私には絵に描いた餅にしか見えませんでした。討論の中身に指摘した箇所の理由と、どのようにすれば解決できるかのご意見があるべきだと考えます。

ただいま反対者のご意見の中に、国保税引き下げのために、一般会計から繰り入れるべきだとのご意見がございましたが、考えていただきたいのは、なぜ、一般会計と特別会計があるのか。一般会計の歳入は、広く市民の皆様からいただく税金で運営されます。特別会計は、税金以外の目的別収入で、目的別に運営されるのが正常な運営方法です。一般会計よりの一時流用は許されておりますが、ただし、一定のルール分だけです。

国民健康保険は、もともと自営業者や農林水産業で働く人たちのための保険でしたが、現在では無職や非正規労働者、パートやアルバイト等の人たちが加入者の8割近くを占めております。そのほかに退職したサラリーマンも加入しております。このため国保加入者の所得は低く、年齢は高く、構造的な問題を抱えています。平均年齢で申し上げると、会社の組合健保は平均年齢が34歳、国保加入者の平均年齢は50歳と高く、このため医療費が多く出費されると考えられます。

現在、国民健康保険では、多くの市町村が多額の赤字に陥っています。打開策として、国会では、国民健康保険の財政運営を現在の市町村から都道府県へ2018年までに移行すると計画をしています。

参考までに申し上げますと、岩出市の一般会計からの繰入額は、過去10年で約3億になっております。今年度も一般会計からの繰り入れがなされております。財政を破綻させるようなご指摘の一般会計から繰り入れよとの内容が理解できません。

世の中、借りたものは返すというのが常識です。

次の指摘事項、資格証明書、短期証明書の発行をやめるべきとのご意見については、国民健康保険税には、ご存知のように、軽減措置がございます。内容は、所得が低い世帯には、保険税の一部を軽減する制度です。軽減には、2割・5割・7割の軽減措置がとられています。さらに、支払いが困難となった世帯には、弁明書にて保険証が発行される制度もあり、十分な手厚い制度となっております。この制度をやめて、どのようにされるのか、ご指摘の内容が理解できません。1枚の紙にも表と裏がございます。表から、あるいは裏から十分検討していただきたいと思えます。

以上、各ご意見に対して申し上げたように、正しく処理されております。趣旨は少し違いますが、今議会に、私たちの議員提案した、子どもの医療軽減措置の対応策が提案されています。非常に喜ばしいことです。

以上の理由により、本議案に賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第27号に対する討論を終結いたします。

議案第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

議案第28号 平成27年度岩出市介護保険特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、増田浩二議員。

○増田議員 議案28号 平成27年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出予算に反対の立場で討論を行います。

介護保険制度では、該当する介護度別に認定された人が、本当に必要とするサービスが受けられたのかどうか問われなければなりません。この間、政府において在宅介護サービスの利用を制限し、多くの高齢者から、生活の支えとなっているホームヘルパーなどの介護サービスを取り上げてきた経緯があります。サービス利用が、かえって本人の能力実現を妨げているなどと要支援、要介護度1の人への介護

サービスを切り捨ててきたのです。今、新たに介護利用者に対し、介護サービスを受けさせない対応も国は持ち込もうとしてきています。

介護保険の現状は、在宅サービスでは、利用限度額に対する平均利用率が4割から5割程度にとどまり、要介護認定を受けながらサービスを一切利用していない人も多数います。低所得者を中心として、利用者負担が重いがために、必要と認定された介護サービス自体を受けることを我慢せざるを得ない状況も広く存在しています。

そもそも保険料や利用料が高い最大の要因は、介護保険が導入されたとき、政府が介護施策に対する国庫負担割合を50%から25%へと大幅に引き下げたからです。国の責任は重大です。国の負担と公的責任をさらに後退させることは、介護予防に逆行することです。

介護保険は、高齢者福祉の一部でしかなく、介護予防を進め、高齢者の生活と健康を守るには、介護、医療、福祉、公衆衛生などの各分野の連携が必要です。高齢者の健康づくりは、高齢者が生き生きと暮らしていく力となるだけでなく、結果として、介護保険の給付費を抑えることにもなるからです。

今年度予算においては、7階層から11階層へと階層がふやされる前進面も見受けられます。しかし、保険料高騰を抑える対策面で、一般会計からの独自の繰り入れなど対策は十分とはいえず、ヘルパー養成や介護予防を初めとした日常生活における一般施策の充実、事業推進のための体制づくりは、在宅サービス移行へとシフトされていく上で、住民のニーズに応え切れない状況もあると考えます。

また、介護保険料が大きな負担となる中で、減免制度の充実が求められますが、低所得者を初めとした社会的弱者に対する減免制度は、市として制度はあるものの減免制度そのものが、今年度においても不十分なものとなっていると考えます。

介護事業として取り組まれている市単独の任意事業での紙おむつ給付事業も、さらなる制度の拡充や改善策を行い、市民生活を応援する必要性もあると考えます。

平成27年度介護保険特別会計予算については、以上の理由により反対といたします。

○井神議長 次に、賛成討論、山本重信議員。

○山本議員 議案第28号 平成27年度介護保険特別会計予算、賛成討論をいたします。

ただいまの討論の中に、介護予防を進める介護、医療、福祉、公衆衛生の連携ができていないとのご指摘ですが、そうでしょうか。単身高齢者、高齢者世帯や認知症の増加が予測される中、介護が必要となっても住みなれた地域で暮らせるよう、

市長寿介護課が中心となって、介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステム構築に向けて進められております。

現在、地域支援事業の充実として、4つの柱が出されております。

1点目、在宅医療・介護連携の推進については、県では、医療と介護の連携推進協議会が設置、取り組んでおられます。市では、今後、在宅医療推進協議会の設置を推進されます。

2点目、認知症施策の推進。

3点目、地域ケア会議の推進については、市では、定期的に地域ケア会議を開催しておりますが、さらに充実させるため取り組んでおります。

4点目、生活支援サービスの充実強化。

以上4項目で取り組まれております。

今後、制度改正により市町村が介護予防・日常生活支援事業を実施されます。

今までの介護内容を総合事業に移行し、さらに、NPO、民間企業、ボランティア等々を巻き込んだ内容の展開となります。

次の指摘事項の減免制度の充実については、低所得者の方の負担が過重とならないように、減免制度を実施しております。内容は所得に応じて、第1段階から第11段階まで、さらにきめ細かく分類し、過保護と思えるくらい、住民の皆様が過重とならない配慮がされております。

いろいろな角度から十分調査されて討論されたほうがよいと思います。

以上のように、十分な対応がされておりますので、ご指摘の内容が理解できません。

以上の理由により、本議案、賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第28号に対する討論を終結いたします。

議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

議案第29号 平成27年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算の件に対する討論の

通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、増田浩二議員。

○増田議員 議案29号 後期高齢者医療特別会計予算の反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、2008年度に導入がされました。それ以来、多くの高齢者から怒りと将来不安の声が出続けています。年齢で区切り、保険料などの負担をふやし、医療給付に制限を設けるという悪法だからであります。

日本共産党は、老人保健制度に戻すことが最も有益だと提案をしています。それは、保険料の負担のない人はないままに、現役世代よりも低い負担で医療を受けることができ、保険料の際限のない値上げや診療報酬による差別医療への改善が図られるからです。

後期高齢者医療制度は、収入がなくても75歳以上の全員に保険料が課され、全額免除を受けるには厳しい制約があります。保険料は2年ごとに改定され、75歳以上の人口と医療費の増加に伴い、際限なく上昇します。

後期高齢者医療制度そのものが、世界でも類を見ない、お年寄りいじめの制度であります。このような高齢者を差別する制度、後期高齢者医療制度そのものを速やかに廃止することこそ求められているものです。もとの老人保健制度に戻し、国の責任を明確にして、安心してお年寄りが医療にかかれるように制度設計することこそ求められる制度であることを申し述べて、反対討論といたします。

○井神議長 次に、賛成討論、山本重信議員。

○山本議員 議案第29号 平成27年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算に賛成討論をいたします。

ただいまの討論の中に、収入がなくても保険料が取られる、老人いじめの最悪の制度である、もとに戻せとのご指摘がありますが、一括して討論をいたします。

この後期高齢者医療制度は、都道府県単位で設置された、広域連合が運営主体となり、市町村と協力して実施されております。内訳として、4医療者に係る費用の5割、現役世代からの支援金が4割、1割が保険料となっております。ご指摘の保険料は、被保険者の所得及びその世帯主の所得によって計算をされます。所得のない被保険者には所得割はかかりません。均等割は所得のない方にもかかりますが、世帯主の所得に応じて軽減をされます。

したがって、収入のない人たちから、納付相談等で対応しております。

軽減措置で申し上げると、2割から9割までの軽減措置がとられております。ご指摘の老人いじめでもなく、お年寄りに配慮した手厚い制度となっております。牛

の歩みも千里と申します。このように、たゆまず努力すれば、よい結果が出ると思われれます。

以上申し上げたとおり、ご指摘の内容は全く見当たりませんし、十分な対応がなされております。

以上の理由により、本議案、賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第29号に対する討論を終結いたします。

議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

議案第32号 平成27年度岩出市水道事業会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、市来利恵議員。

○市来議員 議案第32号 平成27年度岩出市水道事業会計予算に反対の立場で討論を行います。

地方公営企業法の第3条では、地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないとあります。

日本共産党は、公共料金への消費税上乗せについては、行うべきではないと考えております。消費税というものは、所得が少ないほど負担割合が大きくなるという逆進性の税制である上、大型間接税そのものです。暮らしを圧迫する行為の1つであると考えます。また、使用水量の少ない家庭に対する基準の見直しや低所得者等の負担軽減策を初め、岩出市独自の施策など不十分であると考えますので、よって、この議案に反対といたします。

○井神議長 次に、賛成討論、玉田隆紀議員。

○玉田議員 私は、平成27年度岩出市水道事業会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

水道事業は、日常生活に欠かすことのできない飲料水を安定的に安全で確実に地

域住民に供給する役目を担っております。

平成27年度予算においては、第3次拡張事業の完成に取り組むとともに、水道ビジョン策定に伴う上水道事業運営審議会の開催など、岩出市水道事業の将来計画を具体化し、効率的な運営を図ろうとしていることが見受けられます。

以上の理由で、私は本予算に賛成といたします。

○井神議長 次に、反対討論、尾和弘一議員。

○尾和議員 2015年3月23日。

議案第32号 平成27年度水道事業会計予算について、反対討論を行います。

水道会計の予算について、従来から多額の金額を剰余金として計上しております。その一方で、不条理とも言える20立方メートル以下の使用量を全て切り上げ、一律に2,160円として徴収をしております。

この公序良俗に反し、不合理性をただすべきとして、岩出市監査委員に対して監査請求を行いました。是正するに至りませんでした。25年4月23日に和歌山地裁に提訴し、その後、高裁に控訴して、4月末に第1回口頭弁論が開催をされます。この裁判は、返還請求額を岩出市長に対して、不当な徴収を解消するための返還請求の裁判であります。

他市における上水道の利用料金体系は、実態使用水量に応じて細分化されて、徴収をされつつあります。よって、使用水量に従ったものにすべきであると考えます。

本来、水道料金の支払いは、民法第555条、売買に該当し、「当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。」とあるように、使用水量に応じて請求し、支払うべきものであると考えております。

水道法第1章総則、水道法第1条には、「この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする。」とあります。

さらに、水道法第2節には、「料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。」であります。

2カ月で20立方メートル以下の世帯は、岩出市内で3,800世帯に及んでおります。私は、この民法90条、民法703条に基づいて返還請求をしておりますが、さらに消費税が3%引き上げられて8%になりました。20立方メートル以下は、全て2,160円と上乗せをして、岩出市民の生活に負担を求めるものであります。

水道接続においても、負担金が他市に比べて高額であることについても、是正する意思がないことであります。

現在、内部留保30億円から膨らんでいる岩出市、このお金を市民に還元すべきであると考えております。

さらに、公共下水道事業にも連動し、市民には負担増が、ますます増加をしている現状であります。また、生活保護者等減免措置はなく、生活困窮者への温かい支援制度も求められておりますが、それについても具体的な方針がありません。

よって、この27年度水道予算については、反対いたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第32号に対する討論を終結いたします。

議案第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第33 発議第1号 岩出市議会委員会条例の一部改正について

○井神議長 続きまして、日程第33 発議第1号 岩出市議会委員会条例の一部改正の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発議第1号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第1号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第1号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

発議第1号に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第1号に対する討論を終結いたします。

発議第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第34 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○井神議長 日程第34 委員会の閉会中の継続調査及び審査の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、建設常任委員長、議会広報常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査及び審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることに決しました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

○井神議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議は3月24日火曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は3月24日火曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

散会

(11時20分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 7 年 3 月 2 4 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第４号）

平成27年３月24日

開　　議　　9 時30分

日程第 1　　発議第 1 号　岩出市議会委員会条例の一部改正について

日程第 2　　一般質問

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、発議第 1 号の委員会提出議案につきまして、提出者の趣旨説明に引き続きまして、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 発議第 1 号 岩出市議会委員会条例の一部改正の件

○井神議長 日程第 1 発議第 1 号 岩出市議会委員会条例の一部改正の件を議題といたします。

この件につきましては、昨日の本会議におきまして、提出者の趣旨説明を求めず、審議を行い、議決いたしました。

議員の皆様方には、ご迷惑をおかけまして、大変申しわけございませんでした。

この際、発議第 1 号 岩出市議会委員会条例の一部改正の件に対する提出者の趣旨説明を求めます。

吉本勸曜議員、演壇でお願いします。

○吉本議員 皆さん、おはようございます。

昨日、議決いただきました発議第 1 号につきまして、前後いたしますが、趣旨説明をさせていただきます。

発議第 1 号

岩出市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び岩出市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 27 年 3 月 23 日

(提出者) 議会運営委員会委員長 吉本勸曜

本文につきましては、朗読を省略させていただき、趣旨説明をさせていただきます。

先の第 186 回通常国会において、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置くことなどを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」と併せ、地方自治法第 121 条（長及び委員長等の出席義務）が改正されたため、今回、条例の一部を改正するものであります。

以上です。

○井神議長 ご苦労さまでした。

以上で、提出者の趣旨説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

## 日程第2 一般質問

○井神議長 日程第2 一般質問を行います。

一般質問は、2番、宮本要代議員、15番、増田浩二議員、14番、市來利恵議員、16番、尾和弘一議員、10番、田畑昭二議員、3番、玉田隆紀議員、以上6名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い発言席から順次質問を許可いたします。

通告1番目、2番、宮本要代議員、総括方式で質問をお願いします。

宮本要代議員。

○宮本議員 おはようございます。

2番、宮本要代です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、総括方式で質問をさせていただきます。

1点目は、スクールソーシャルワーカーの全校配置をです。

ことし2月5日、紀の川市において少年が殺害されるという痛ましい事件が起きました。事件の発生が放課後の時間帯で、児童が刃物で切られるという凄惨な事件であり、当時、加害者が逃亡をしておりました。事件の現場は、岩出市に隣接しているということで、市民の方々が非常に心配をしておりました。翌日は、保護者の皆様を初め先生方や、平素、見守りに携わってくださっております地域の皆様など、総出で児童・生徒の登下校の見守りやパトロールをしてくださったとお伺いしております。大変にご苦労さまでした。

岩出市として、登下校の安全性の確保や放課後の過ごし方など、児童・生徒に対してどう取り組まれたのでしょうか、お聞きします。

次に、2月27日、川崎市で中学1年生が殺害される事件が起こりました。少年が中1の男児にカッターナイフで切りつけるという犯行が大変残虐であり、社会に多大な影響を与えました。この事件を受けて、文部科学省は全国の小・中・高校などに在籍する児童・生徒の安全に関する緊急調査を行いました。この調査は、調査の対象を、1、学校がない日を除いて7日間以上連続で連絡がとれず、生命や身体に被害が生じるおそれがある。2、連絡はとれているが、学校外の集団とかかわり、生命や身体に被害が生じるおそれがあると定義して、この2項について、2月27日に調査を初め、3月9日までに報告をまとめました。そして、その結果が3月13日

に公表されております。

文科省は、生命または身体に被害が生じるおそれがある児童・生徒は400人だったと発表しましたが、しかし、定義が曖昧で、学校や教育委員会の捉え方に差があり、文科省は、解釈によって報告数にばらつきが出たと認め、全員が危険な状況にあるわけではないと説明をしております。

新聞によりますと、和歌山県では、1の7日間以上連続して連絡がとれず、生命や身体に被害が生じる恐れがあると回答した人数は2名でした。岩出市の調査の結果はどうであったのか、お聞きします。

新聞によりますと、川崎市の事件では、被害者の母のコメントが反響を呼んでいるという記事が載りました。新聞では、ひとり親家庭の親や専門家からは、母の愛情だけでは子供を守れない。社会の支援が必要であると報じるとともに、厚生労働省の2011年度全国母子世帯等調査によると、母子家庭の母親の8割が働き、その約半数がパートやアルバイトで、平均年収は約180万円であり、生活保護や児童扶養手当などを含めても223万円であるとも発表しています。さらに、ひとり親家庭は親の労働時間が長く、子供と向き合うゆとりが生まれにくいという記事も掲載されていました。

その上、学校の先生方も多忙をきわめておられます。日本教育新聞によりますと、昨年9月から10月にかけて、全国連合小学校長会が実施をした調査と、文科省が平成18年度に実施をした教員勤務実態調査と比べております。勤務時間は、1日当たり20分増加し、10時間52分と報告し、そのうち授業や生徒指導など児童に直接指導する時間は、1日当たり6時間34分で、18年度と比べて1時間17分減少し、反面、成績処理や提出物の確認、学年・学級通信の作成など、児童の教育に間接的にかかわる時間は、1時間3分の増加の1時間55分でした。この調査は、学力向上にかかわる施策への対応やいじめ防止、防災教育など、多様な教育環境と向き合うことによる事務処理の増加などが一因であると分析しております。

以上のことから、近年の子供たちを取り巻く環境等の変化とともに、今までの生徒指導体制では十分対応しにくい事案も増加し、これらに対応するため、家庭や学校、友人関係、地域社会などの児童・生徒が置かれている環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーの役割は、ますますその重要性を高めています。

2012年9月議会での私の一般質問では、スクールソーシャルワーカーは、第二中学校のみに配置をしているとの答弁でした。全校配置に向け、取り組みを願うものですが、お考えをお聞きします。

2 点目は、防災についてです。

3 月 14 日から仙台市で国連防災世界会議が開かれ、18 日閉会を迎えました。兵庫県の井戸知事は、16 日、1995 年の阪神・淡路大震災の教訓や、その後の取り組みなどを報告しています。兵庫県では、阪神・淡路大震災の経験や教訓を踏まえた防災指針「兵庫行動枠組」が採択され、学校や自治会などのコミュニティ単位で防災力を強化する必要が盛り込まれています。この枠組を継承する新たな枠組が仙台会議で採択されました。阪神・淡路大震災は直下型の大地震で、死者の 8 割以上が木造住宅などの倒壊による圧死や窒息死でした。既存不適格の建物に被害が集中したことから、現在、既存不適格の木造家屋を対象に、耐震診断や補強に助成が実施されています。

岩出市は、東日本大震災のような津波の被害より、阪神・淡路大震災の直下型地震の被害のような建物の倒壊や家具の転倒による被害への備えが大切です。岩出市では、家具類の転倒・落下・移動防止対策を進められていると思いますが、多くの人が来場するイベントなどで機会あるごとに、取り付け方法などの実演などを通し、啓発に努めてはどうかと思います。

家具を L 字金具で壁に直接ねじ固定する方法が、最も効果が高いそうです。命を守り、けがをしないためにも、地震に対する備えとして、家具の転倒防止器具を取りつけ、固定率の向上を目指し、周知・啓発を望みます。このことについてお考えをお聞きします。

3 点目は、読書活動についてです。

岩出図書館は、上岩出公民館、中央公民館、総合福祉センター、駅前ライブラリーに分館・分室を持っています。この分館・分室のそれぞれの利用状況はどうなっているのでしょうか、お聞きします。

次に、昨年、総務文教常任委員会で読書活動の視察のため、北海道恵庭市に行ってきました。恵庭市は、ブックスタート事業が国内で 2 番目に開始されたまちで、読書のまち恵庭を目指しています。視察の中で、特に記憶に残ったのは、読み聞かせボランティアの男声読み聞かせ隊のことです。「男声」というのは、「男の声」と書きます。子供たちに女性の声と違った反響があるそうです。岩出市も団塊の世代の元気な方々がたくさんおられます。ぜひとも読み聞かせに携わる方々の養成講座を開催してはどうでしょうか。受講していただき、女性も男性も読み聞かせに携わっていただきたいと思います。そして、青少年の豊かな情操を育てていただきたいと思います。いかがでしょうか。

次に、田辺市の学びの丘に県の建物ですが、B i g ・ Uがあります。昨年8月に視察と研修に行きましたが、夏休みでもあり、中高生が早朝より通路のテーブルに座り学習をしていました。建物の構造が岩出市の公民館と違い、比べることができませんが、B i g ・ Uでは活気のある光景が見られました。駅前ライブラリーや中央公民館など、もっと中高生が活用できるようにできないでしょうか。

現在、辞書や分室・分館での本を借りての学習はできると伺いましたが、自分で学習の用意をしてきて勉強のできるように、分室・分館を開放してはどうかと考えますが、お考えをお聞きます。

○井神議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 おはようございます。

宮本議員ご質問の1点目、子供を守る取り組みについてお答えいたします。

今回、紀の川市で発生した事件は、教育に携わる者の1人として、まさに痛恨のきわみであり、未然に防ぐことができなかったのか、とても残念であります。亡くなられた児童のご冥福を心からお祈り申し上げます。

さて、加害者が逃亡している状況の中で、岩出市内の子供を守る取り組みはどうしたのかについてであります。事件発生の当日、2月5日の木曜日ですけれども、午後5時前に、県教育委員会から、旧那賀町の児童が何者かに刃物で切りつけられ病院へ救急搬送された、犯人は逃走中という連絡が第一報として入り、これを受け、市教育委員会では、各学校へ電話による緊急連絡を行い、注意喚起するとともに、市教育委員会と市の各部局が協力し、青色パトカーによる市内パトロールを実施いたしました。

また、詳細な情報収集を進めるとともに、保護者宛てに、市の配信メールにて事件の概要と翌日の登校時の見守り等の協力を呼びかけました。その後、続いて、保護者宛てに、翌日からの学校の対応や体制について、登校時での全教職員による校区内の見守り、小学校における5時間目までの授業及び教員引率による集団下校の実施、中学校における6時間目までの授業とクラブ・チーム活動の中止及び一斉下校の実施等の内容をメール配信するとともに、青少年育成市民会議にも連絡し、協力をお願いいたしました。

翌日の2月6日、金曜日ですけれども、それにつきましては、市役所、青少年センターの全ての青色パトカー巡回とともに、青少年育成市民会議の皆さんや、わだち会の方々にも青色パトカーの巡回や通学路での見守り等の強化を実施していただ

きました。学校関係では緊急校長会を開催し、強い危機意識を持つての学校の対応や体制の継続を指示するとともに、スポーツ少年団や放課後子ども教室等の中止を決定いたしました。

さらに、翌日の２月７日、土曜日に開催された区自治会長会議においても、この時点では、既に容疑者は逮捕されておりましたけれども、子供の安全確保についてのお願いのチラシの配布して、今後の対応をも含め、協力を呼びかけました。容疑者の逮捕を受け、週明けの２月９日、月曜からは通常の学校活動に戻ることを指示いたしました。

なお、この事件を今後の子供たちの安全確保に向けた取り組みに活かすために、２月の２６日に、教育委員会、市総務課、学校、警察、青少年センターから成る岩出市内児童・生徒を守る協議会の臨時会議を開催し、この事件での対応の報告とともに、紀の川市で発生したことは、岩出市においても、いつでもどこでも起こり得るという危機意識を持って、今後、この種の事件の未然防止等に向け、さらなる連携と各部署での取り組みの強化を図っていくことを協議いたしました。

２点目の緊急調査についてであります。

文部科学省の調査は、１つは、２月２７日時点で、７日以上連続して当人と連絡がとれず、生命または身体に被害が生ずるおそれがあると見込まれるもの、２つ目は、１に、今言ったことですがけれども、該当する者のほか、学校外の集団とかかわりの中で、生命または身体に被害が生ずるおそれがあると見込まれる者の２項目の調査でありましたが、どちらの項目についても、本市では該当者はありませんでした。

３点目のスクールソーシャルワーカーの全学校配置につきましては、現在、岩出市には、県教育委員会から１名が配置されており、岩出第二中学校を拠点として、市内の小・中学校のケースにもかかわることとしております。子供の問題行動や不登校等には、子供の貧困や虐待等が背景にある場合もあり、このようなケースにはスクールソーシャルワーカーの役割が重要になってきております。こうしたことから、今後も県教育委員会に対し、増員を要望してまいります。

以上です。

○井神議長　総務部長。

○佐伯総務部長　宮本議員ご質問の２番目、防災についてお答えをいたします。

家具の転倒防止器具の取り付けは、地震災害の防止対策として大きな効果があり、また、各家庭において、少ない費用で簡単に取り付けできる防災対策であると認識してございます。

ご質問の周知・啓発につきましては、減災対策申し込みの募集チラシを平成23年8月に全戸配布したのを初め、県民の友への随時掲載や、今年度作成し配布した岩出市防災マニュアルへも掲載し、周知・啓発を図っているところで、今後も引き続き、地域防災訓練での啓発や広報紙などへの掲載を行い、周知を図ってまいります。

なお、啓発内容といたしましては、耐震診断やメール配信サービスなどの防災に関する内容も随時掲載するとともに、家具の転倒防止器具の取り付けについては、正しく取り付ける必要があることから、その点も考慮したものとしてまいります。また、イベントなどでの取り付けの方法の実演につきましては、地域防災訓練時に行うのが効果的かと考えておりますので、今後、前向きに検討してまいります。

○井神議長 教育部長。

○谷中教育部長 宮本議員ご質問の3番、読書活動についての1点目、岩出図書館分館の利用状況についてですが、平成25年度の入館者数は、駅前ライブラリー1万1,918人、総合保健福祉センター図書室1万8,388人、中央公民館図書室477人、上岩出地区公民館図書室1,685人で、合わせて3万2,468人となり、貸出冊数は、駅前ライブラリー1万3,433冊、総合保健福祉センター図書室1万220冊、中央公民館図書室571冊、上岩出地区公民館図書室1,669冊、合わせて2万5,893冊となっております。また、総合保健福祉センター図書室では、3カ月に1回、読み聞かせを実施しております。

次に、2点目の読み聞かせに携わる人の育成をについてですが、岩出図書館では、毎年二、三回、本の補修の仕方やエプロンシアターの演じ方など、さまざまな図書館ボランティア養成講座を開催しております。読み聞かせについては、今年度から来年度にかけて基礎的な読み聞かせの講座を開催することになっており、この3月20日に1回目を開催したところでございます。この講座は、岩出図書館ボランティアに加え、学校図書館ボランティアも対象としており、26人が参加されましたが、岩出図書館の読み聞かせボランティアの育成だけでなく、学校図書館支援も視野に入れ取り組んでいます。今後も、後継者育成のため、読み聞かせやその他ボランティア活動に必要なさまざまな技能を習得できるよう講座を実施するとともに、広く周知してまいります。

次に、3点目の公民館と同様に、分館を学習できる場に開放をについてですが、現在、岩出図書館同様、分館・分室においても、その資料を使つての読書、調査・研究目的での閲覧席の利用はしていただいておりますが、限られたスペースの中で資料を閲覧する方の席を少しでも多く設けるために、自習・学習の利用はご遠

慮いただいているところでございます。しかし、今後は比較的利用者の少ない中央公民館図書室において、自習・学習ができるように進めてまいります。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

宮本要代議員。

○宮本議員 児童・生徒が学校を離れた場合、彼らの行動を知ることは大変難しいことです。児童・生徒の行動を見かけ、気にかけてくださる地域の方からの通報は大事な情報であり、時には事件・事故となることを未然に防ぐことにつながる可能性があります。

以前に、住民の方が近くに住む中学校へ通う生徒のことで心配し、私に連絡をくれました。そのことを市にお伝えしたことがあります。その情報がどのような形で保護者に伝わったのかわかりませんが、誰が通報したのかと通報者探しとなり、相談をしてくれた地域住民の方が、その保護者の方と気まずくなり、お隣同士にしこりが残ることになりました。最近もその方とお会いしたとき、「この生徒のことが気がかりであるけど、通報はな」というふうに言っています。DVや児童虐待も通報が市民の大事な務めだと思うのですが、近所つき合いが気まずくなるような結果になると、何のための通報かになってしまいます。

何かしてあげたいけれど、どうしていいかわからないとか、早く解決して、よいほうに行ってほしいという地域の方の思いが伝わり、解決に向かう情報になるために、市として通報をどういうふうに扱っていただけるのか、お尋ねをいたします。

次に、もう一つです。昨年、私たち議員の有志で、小学校の食育菜園のお手伝いをさせていただいた折のことです。畑に出てこられた若い先生方が非常に多かったのが驚きました。団塊の世代が退職され、学校現場が若い先生方にさま変わりしております。若い先生方は情熱と行動力にすぐれ、児童・生徒に向かわれていると思いますが、生徒指導や保護者への対応、教科指導や学級経営の行き詰まりなど、経験不足から来る悩みをお持ちではないかと心配をしております。その若い先生方の悩みなどの相談できる体制がとられるべきだと思いますが、どのようなバックアップ体制がとられているのか、また、平成27年度以降、ますます若くなる学校現場なんです、このバックアップ体制をどのようにとられていくのか、お聞きをします。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 宮本議員の再質問の1つ目、この事件に関連してのことだと思うんで

すが、通報できなかったというふうなこととか、未然防止のために通報者の配慮はというふうなことについてお答えしたいと思います。

この紀の川市の事件につきましても、現在では、まだ詳細な事件内容については判明していないので、それを前提にしての話になりますけれども、この件で、先ほど述べたように、2月26日に臨時で開催した岩出市内の児童・生徒を守る協議会においても、地域において、事前の目撃とか予兆があったにもかかわらず、どうして防ぐことができなかったのかと。また、今回、子供が対象になったけれども、一般住民に起こってもおかしくなかったというふうな、そういう同様の話がなされ、その地域での自治会のあり方とか、つながりとか、そういったことについても大きな話題となりました。

今後、このような事件の再発の防犯とか、それから未然防止に向けては、学校だけでなく、地域、保護者、警察、行政など関係機関が、これまで以上に連携を強化していくことというのを話し合ったところでございます。また、通報先として考えられるのは、児童・生徒が関係する場合は、当然、学校でありますけれども、そのほかにも警察、児童相談所、民生委員等が考えられます。どの機関でも秘密については厳守されるため、安心して通報していただくこと、そのことの周知とか、地域等でそういうことの環境づくりというのが大切であろうかと考えてございます。

それから、2点目、学校現場で若い先生が大変ふえてきて、その先生たちの育成はということでもありますけれども、近年、学校におけるOJT、それが大変希薄になってきて、とりわけ、若年の教員が増加する中においては、大変懸念しているところでございます。教育委員会としても、県主催の初任教員の研修、それだけでなく、各学校において実際の教科指導とか生徒指導を通して、教員同士、特に、ベテランの教員が、また管理職が若手の先生方を指導・育成していくということに、現在取り組んでいるところであります。

1例を紹介しますと、山崎北小学校では、あすなろ会という35歳未満の教員による自主研究グループがつくられております。お互いに授業を見せ合い、放課後に管理職や年配の教員も参加することによって、その授業についての協議とか、授業力の向上に努めておるというふうなことも取り組んでおりますし、もう一つ、県の教育委員会でもフォローアップ事業というのがございまして、すぐれた実践を持つ経験豊かな、これは退職校長を中心にして、学校に派遣が行われているんですけれども、その方々のノウハウとか授業研究などを通して、学校の授業力の向上とか教師力の向上に向けた取り組みが行われておるわけです。

本年度は、山崎小学校、上岩出小学校、岩出中学校で派遣・実施しておりますけれども、市の教育委員会として、これらの取り組みの成果を市内の小・中学校に還元するなどを通して、今後も学校における一層のOJT、とりわけ、若手教員の育成に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○井神議長 以上で、宮本要代議員の一般質問を終わります。

通告２番目、15番、増田浩二議員、一問一答方式で質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 皆さん、おはようございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

今回の質問につきましては、子ども議会について、上岩出児童館について、後期基本計画の位置づけと地方創生についての３点について、質問をしたいと思います。一問一答で行いますが、当局の誠意ある答弁を求めるものであります。

まず最初に、子ども議会から質問を行います。

現在、全国各地で子ども議会が開催をされてきています。子ども議会の開催については、一般的には1980年代から見られるようになりました。しかし、各自治体等の記念行事として実施される、そういうケースが多く占めていました。しかし、1994年に、政府が児童の権利に関する条約、これを批准をいたしました。第12条の意思表明権実現の機会を提供するため、全国の地方議会で子ども議会が開催されるようになり、一部の議会では継続的に実施されるようになってきています。

この子ども議会の実施形態や審議する内容等については、実施する議会で違いはあるものの、議会、行政の意義や仕組みを理解してもらうことを目的に、まちづくりや教育行政など、児童・生徒に身近なテーマについて、一般質問形式で、首長や教育委員会に質問・提案するといった形が多く見られています。

このように全国各地で子ども議会が開催されてきていますが、岩出市の教育委員会として、子ども議会開催ということに対しての見解はどのように捉えているのかをまずお聞きをしたいと思います。

２点目として、この子ども議会、以前、岩出市でも、前町長の時代、平成８年８月21日に子ども議会が開催されてきています。岩出町合併40周年記念事業として開催がされているものです。18名の子供たちが、自分たちのまちをよりよいまちにするためにはどうしたらいいか、自分の考え方や町に将来の構想を聞いたり、要望が出されてきています。このときの子ども議会では、勉強やスポーツに頑張り、社会に役立つ人間になります。いじめや差別を許さないで、仲間とともに明るい学校を

つくります。21世紀を担う私たちは、岩出町をよりよいまちにするため、積極的に協力しますというようなことも決議もされてきています。あすの岩出を担う子供たちに対して、行政への関心を高めてもらうために、実施されてきたものです。

その後、一度も開かれずに今日まで来ていますが、教育委員会として、子ども議会という面では、どのような教訓を学び、どのような子ども議会の位置づけがされてきているのかをお聞きをしたいと思います。

3点目として、この子ども議会というものを通じ、子供たちが行政や社会に対する関心を高めることを初め子供たちが素朴に感じていることや願っていることを行政がしっかり受けとめる施策としても、子ども議会の開催を行うべきではないかと考えます。当局の今後の対応をお聞きしたいと思います。

○井神議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○谷中教育部長　増田議員ご質問の1番目、子ども議会について、一括してお答えいたします。

子ども議会につきましては、議会や行政について、児童・生徒の関心を高める機会の1つになるとともに、参加する児童・生徒にとっては貴重な経験になるものであると認識しております。また、以前、本市でも開催していましたが、同様の認識のもと実施していたものであると考えております。なお、子ども議会を開催すべきであるとのご意見につきましては、岩出市の投票率が低いことや、もっと市の行政運営に関心を持ってもらうという観点から、選挙や議会等について、児童・生徒に関心を持ってもらうことは大切なことでございます。

しかし、子ども議会に参加できる児童・生徒はごく少数に限定されることや、児童・生徒の声を受けとめる手だてとして、長期総合計画の後期計画策定に当たり、児童・生徒にアンケートを実施したりしていることなどに鑑み、開催については、今後、検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○井神議長　再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員　今、答弁をいただきました。岩出市の教育委員会が、まさに子供たちに対して、前段のほうでは、貴重な経験や、また、そういうことをすることは大切なんだと盛んに言いながら、今後そういうことを考えていきますとか、そういうお答えではなしに、あくまでも、今後検討していきますと、そういうお答えでした。そ

ういう点では、非常に残念な答弁だと私は思います。実際、こういう子ども議会の必要性、そういう点なんかについては、例えば、狛江市という、東京のほうに市があるんですが、ここの市なんかでは、次世代育成支援計画、こういう計画の中に、子供たちの権利や意見を表明する機会として、子ども議会の開催をしっかり位置づけている、そういうような自治体もあります。

そして、ここでは2年に1度、そういう子ども議会を開催をしてくれています。岩出市では、このような次世代育成支援計画、そういう中に、私はしっかりとこういうような点を踏まえて、しっかりと、こういうような子供たちの視点、そういう点からも、しっかりした位置づけを行って、次の時代を担う子供たちの意見、また要望、これを岩出市のまちづくりに反映させていく。また、社会の一員としての自覚を培う上での、前は記念行事というような位置づけでしたが、子ども議会を開催もし、そして、これをしっかりと定期的に行っていく、そういうことが必要じゃないかというふうにも考えています。

こういう点では、岩出市として、先ほどは、貴重な経験として必要なんだというふうに認識をしていると言われているんですから、次世代育成支援計画、こういうものへの対応、これをどのように捉えているのか。また、今後検討中ということでしたんであれなんですけど、前向きにこういうような子ども議会、開催をする気があるのかどうか、この点をお聞きをしたいと思います。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○谷中教育部長　増田議員の再質問にお答えします。

先ほども述べたように、子ども議会に参加できる児童・生徒はごく少数であり、また、パフォーマンス的な要素が強くなったり、一過性の行事になりかねないことなども懸念するところでもありますので、この件につきましては、今後の検討課題としたいと考えております。

また、子ども議会を開催する以前の取り組みとして、各学校では、児童会・生徒会役員選挙を初めとする児童会活動や生徒会活動、学級活動等により活性化し、全ての児童・生徒に対して、学校行事や各種行事への参画意識を高めたり、民主的なルールや自主的な活動の重要性を認識させるとともに、社会科などの教科活動や特別活動を通して、市民性を育成するという取り組みをさらに充実させることが重要であると認識しております。そのため、この件につきましては、今後の検討課題としたいと考えております。

以上です。

○井神議長 市長公室長。

○湯川市長公室長 増田議員の再質問ですけれども、次世代育成支援計画、こういう話がございました。現在、後期基本計画を策定しておりますけれども、この策定に当たりまして、市内小・中学生を対象に、子供アンケートを実施してございます。対象としまして、小学生の５年生、中学の２年生を対象としておりまして、学校生活や登下校時、また私生活、それから子供を取り巻く環境、ふるさと岩出をどう感じているか、将来の岩出市への希望、こういう点で調査を行っております。

このアンケート調査の趣旨ですけれども、このアンケート調査を通じて、まちづくりに触れていただくと、次代を担う世代にふるさと意識を持っていただくと、ということでアンケート調査を実施してございます。

○井神議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、教育委員会のほうから、一過性になってはいけないというような答弁がありました。だから開催しないんだと、今のところね。そういうようなことだと思うんです。私は、先ほどでも言ったように、狛江市なんかでは、そういう考えではないんですよ。一過性にならないと。一過性にしてはならない。子供たちがしっかりと行政に、また社会へ参加していく、そういう視点から、２年に１度、こういう子ども議会、これを開催させていく必要がある。岩出市と、まさに考え方、雲泥の違いがあると思うんです。まさに、こういう点では、教育委員会の資質が違うんじゃないかなというふうに私は思います。

そういう点では、今、次世代育成支援の答弁なんかも種々いただきました。それはそれでしっかりと捉えていただきたいと思うんです。私は、教育長自身のお考え、観点、こういうものもお聞かせいただきたいと思うんです。実際には、教育長自身が、この子ども議会というものに対して、どのような考えを持っておられるのか。前回、子ども議会、記念行事というような形だったんですけれども、そういうような対応だったんですけどね。

平成８年の時代、今、議員の中では、その当時のことなんかほとんど、覚えておられる人も含めて、職員の人なんか退職なんかをしていく関係で、その当時のことを覚えておられる職員さんというのは本当に少なくなっていると思います。少なくとも、私の覚えている限り、今、上下水道局長の中井さんが、多分、その当時、担当されて、いろんなことを説明もされていたというふうに私は記憶をしてい

ますし、その当時、道路問題、ごみ問題、岩出市としてふえ続けるごみ、どうするんか、こういうような問題とか、将来の岩出市、どう対応していくんですか。学校の問題なんかについても、子供たちの切実な願い、たくさん出ていました。そのほか、子供たちにとって、多くのことがその議会でも質問をされて、その当時、町の執行部に対して、いろんなことを求めてこられました。だからこそ、先ほど、教育委員会としても、子供たちにとって貴重な経験なんだという考えがあるんじゃないでしょうか。そういう点では、しっかりと今後の検討課題というような後ろ向きなことじゃなしに、前向きに、こういうようなものが必要なんだという考えにならないのかなというふうに私は思うんです。

そういう点では、教育長自身として、こういう子ども議会ということについて、どのようにお感じなのか、最後にお聞きをしたいと思います。

○井神議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長　増田議員の再々質問にお答えします。

子ども議会の開催の意義については、一定理解はしておりますけれども、先ほど部長が言ったように、開催以前の問題として取り組むことのほうが重要であろうと考えております。

各学校では、現在、児童会活動、それから生徒会活動、昔に比べて大変脆弱になってきております。きちっと公民性、市民性を育てる教育というものをいろんな特別活動とか教科活動を通じて育て、地に足の着いた子供たち、そういう民主主義のルールとかを学んでいく、そういう子供たちを育成の充実に、より進めていきたいというふうに考えておりますので、この件につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

○井神議長　これで、増田浩二議員の1番目の質問は終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員　2点目に、上岩出児童館の入り口付近の整備と施設について、3点質問を行います。

上岩出児童館の歴史は、住友金属和歌山工場ができて、当初は岩出市においての住金の中迫団地、水栖や西国分を初めとした住友団地に関係しての集会所的要素を持っていた施設です。その後、管理面の関係もあって、市に寄附、もしくは譲渡されてきた中で、児童館という位置づけで、現在、管理運営が行われてきています。

この上岩出児童館への入り口付近においては、砂利がむき出しの状態となっているような点を初めとして、水道管の関係を埋めたと考えられるコンクリートの部分舗装というものを含めて、道路が非常に傷んでいる状況となっています。この道の横には用水路もその横を通っているんですが、手すりや安全柵もない、こういうような状態にもなってきています。用水路にふたを行うなどの対応を含め、進入路における安全対策を行う必要があるのではないかと考えますが、市としての見解をお聞きしたいと思います。

2点目として、児童館そのものが昭和40年ごろの建物であり、約50年近く経過をしてきています。この間、卓球場として使われている場所なんかを初めとして、床なんかも含めて、この間、改修なんかも行われてきています。しかし、玄関の軒先というものは腐食なんかも非常に進んで、雨漏りなんかも起きてきています。そういう点では、施設の再点検を行って、改善を行うべきではないかと考えますが、この点でも市の見解、これをお聞きしたいと思います。

3点目に、児童館における装備品という点でお聞きをするわけなんですけど、この前、ちょっと行かせていただいたときに、管理人さんの、要するに控室、そこには椅子とか机なんかも十分なものが見当たりませんでした。また、蛍光灯なんかをかえるというんですか、そういうようなときなんかも脚立なんかも要るのかなというふうにも思ったんですが、そのほかのいろんなところを見させていただいたんですが、倉庫なんかにおいても、こういうようなものなんかも見当たりませんでした。今現在、上岩出児童館は、シルバーに委託管理がされていますが、市の施設としての児童館という点では、最小限必要な備品というようなものは、岩出市は備えるべきではないかと考えるんですが、こういう点についての市の認識について、お聞きをしたいと思います。

○井神議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長　上岩出児童館についての一般質問にお答えいたします。

1点目の児童館入り口付近の舗装につきまして、現時点で補修が必要な状態であるとは考えてございません。用水路につきましても、進入路に一定の道幅があり、防犯灯も設置していることから、直ちに対策が必要な状態であるとは考えてございません。

2点目の児童館の建物の管理につきましては、必要に応じ、その都度、修繕を行ってきてございます。上岩出児童館の軒先は屋外であり、使用に支障が出るような

著しい雨漏りではないため、直ちに修繕が必要な状態とは考えておりませんが、その状況を見ながら、今後も、必要に応じ適切に対応してまいります。

3 点目のご指摘のような管理人の執務環境に係る備品につきましては、問題があれば市に報告があつてしかるべきものでありますが、そのような報告等は受けてございません。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、当局から答弁いただきました。要するに、見解の相違というものなのか、それしか考えられないんですが。先ほども言ったんですが、ここに入る道ですね、道路は川に沿って、川に沿ってというか、道路そのもの自身の横に用水路があるんですよ。そして、今、使われているのは、特に、高齢者の方が非常に多く使われているというような状況です。実際、児童館といっても、子供さんたちが使うということは、なかなか少ないと思うんです。

しかし、現実には、そういう道路があつて、用水路があると。そんな中で、実際には、しかも道路幅そのもの自身が非常に狭いというような状況なんですよ。だから、そういう点で、そういうような状況であっても危険ではないんだという認識は、どこから来ているのかなというふうに私は思うんです。

実際に、道路の横に、たとえ、こういう小さい用水路であっても、そういうのが通っているということについては危険じゃないんですか。私は、その辺は、そういう危険性を少しでも未然に防いでいくという意味でも、少なくとも用水路との間には手すりなんかを要するんじゃないかと。あそこの道路の構造から見ると、用水路にふたをする、こういうことは私は十分可能だと思っていますし、実際に用水路にふたをしていくということを行えば、道路幅も含めて、より歩きやすくなりますし、安全性そのもの自身が高まるというよりも、危険性がそうすることによってなくなるんです。そういう点では、市として、あそこの用水路にふたをしていく、そういうお考えというんですか、そういう方向として、そんな対応をとっていく、そういうことはお考えにならないんでしょうか。

もう1点は、備品関係なんかについては、問題がないというようなことをずっとおっしゃられてたんですが、しかし、本来ならば、多分、どこの公民館も含めてそうなんですが、ほかの児童館なんかでもそうだと思うんですが、少なくともスチール机とか、ああいうことなんかも含めて、備品として本来あるべきではないかなと

いうふうに私は思うんです。そういう点では、今、シルバーさんとの関係もあるということなんで、今後、いろんなシルバーさんなんかとも協議をより一層していただいて、調整というんですか、そういうことなんかも私は行っていただければなというふうに思っています。

この２点だけ、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長　増田議員の再質問にお答えいたします。

まず、１点目の溝にふたをとということでございますが、これにつきましては、先ほども申し上げましたように、道幅がまず狭いということもありますが、防犯灯を設置しているということで、道と、それから水路の区別がつかないということではないので、基本的には現時点でふたをするような考えというのはございません。

ただ、施設利用にかかわって、事故防止、安全対策ということについては、これは管理する側として見落としてはいけないということもございますので、この点については、管理人や利用されている方の意見等も聞いていきたいと、このように考えてございます。

それから、備品の関係でございすけれども、上岩出児童館に限って申し上げますと、利用者は、大人以上に子供の方が多くなっているというのが今の状況でございす。当然、子供利用ということは、ホールで卓球をされる子供さんがふえているのかなと、このように思っているわけございまして、管理業務につきましては、確かに事務室でということもありますが、そもそもは、いわゆる、施設自体を次の方が利用していただくに当たって、気持ちよく使っていただくかんといかんということがありますので、座って執務をするような、そういう状況というのは非常に少ないという嫌いがあります。

管理人の椅子・机のお話でございすけれども、当然、必要ということであれば、それはまた受託者であるシルバーと協議はさせていただくつもりではおりますけれども、基本的に市の考え方としては、そういうことございす。事務室ですっと座っていただくということではなくて、気持ちよく使っていただくために、やはり、施設内外についてきっちり管理をしていただくというのが管理人さんの役割かなと、このように考えてございます。

○井神議長　再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 道路との関係、この点では、所管が生活福祉部だから、そういうお答えいただいたんですが、用水路と道路という観点では、事業部との絡みもあると思うんです。私は、生活福祉部では道路は全く傷んでいないと。用水路なんかについての危険性なんかは一切ないんだというような認識なんですが、私は事業部にぜひともこの現地を見ていただいて、実際には今後の対応というものなんかも、ぜひ考えていただきたいなというふうに思うんです。

事業部としての認識として、この現場を見に行かれて、今後の対応を考える。そういうことなんかはされるおつもりはあるんでしょうか。この点だけ最後にお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

現地、事業部の目から見てということなんですけども、道路と言っておりましたけども、通路といったところ、それから水路といったところ、管理者ございます。管理者の意見を尊重するべきだと考えております。現在、事業部から、特にどうするというコメントはできませんので、回答させていただきます。

以上です。

○井神議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

しばらく休憩します。

午前10時55分から再開します。

休憩 (10時40分)

再開 (10時55分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続きまして、3番目の質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 3点目は、後期基本計画の位置づけと地方創生について質問したいと思います。

現在、平成32年をめどにした基本構想、岩出市の第2次長期総合計画が進められてきています。計画には、道路や下水道の整備といったハード事業や福祉の増進、教育の充実、青少年の健全育成、防犯のまちづくりや自主防災組織の育成などといったソフト事業など、バランスよく行うことで、より快適で安全・安心な岩出市が

実現できるものと考えていますとされてきています。現在、5年が経過し、前期の計画期間が終わろうとしています。

後期の基本計画を策定していく上で、前期計画における達成面では、市としてどれくらい達成できたと捉えているのかをお聞きしたいと思います。

2点目として、計画が達成できなかったものがあるとすれば、その要因と今後における課題として何があると考えているのか。

3点目として、将来人口においての見直し面などは、どのように捉えているのかということをお聞きしたいと思います。

4点目として、市の基本計画とも関係してくるものとして、今、新たに国において地方創生という国の方針が打ち出されてきています。この中には、地方中枢拠点都市及び近隣市町村定住自立圏における地域インフラ・サービスの集約、活性化という、公共施設、公共サービス、公立病院等の集約、活性化というものなども盛り込まれ、さらなる合併促進への布石も敷かれてきているわけです。国の進めようとしているのは、地方自治体の解体、合併の促進・推進ですね、道州制というものが基本にあります。岩出市として、この間、単独市制を目指し、合併への方向をとらない姿勢を示してきたわけですが、国の方向性、これをどのように捉えているのか、市の見解をお聞きしたいと思います。

5点目として、今年度、地方創生の名のもとで、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に取り組むことになるわけですが、岩出市として、どのようなまちづくりを視点に置いているのか。

6点目として、後期基本計画を進める上で、このまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、これが12月をめどに策定されると説明がありました。後期の基本計画への取り組みというものが進められる中で、まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係、この点ではどのように進めるつもりなのかをお聞きしたいと思います。

○井神議長　ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　増田議員の3番目、後期基本計画の位置づけと地方創生についての一般質問、まず、1点目と2点目にお答えをいたします。

前期計画の達成面であります。施策として掲げた事業については、未着手事業はありませんが、達成度となりますと、現在、検証作業を行っているのは、平成23年度から平成25年度までの3カ年を対象としており、平成26年度及び平成27年度の2カ年については、本年9月をめどに検証作業を行う予定であります。成果指標と

しての中間目標年度は平成27年度としておりますので、現段階において達成度を判別するのは難しいと考えます。

なお、まちづくりを進める上では、社会経済状況の変化、国・県の動き、市民ニーズなどにより、事業の優先度も変化してまいりますので、当初の予定どおりいかない場合もあるということを申し上げておきます。いずれにしても、本年9月までの成果数値を後期基本計画に反映させてまいります。

次に、地方創生に関する4点目、5点目、6点目についてお答えをいたします。

長期総合計画と地方創生との位置づけについてであります。地方自治体のまちづくりの基本的な指針となるのは、あくまでも長期総合計画であります。

地方創生の目的は、活力ある日本社会を維持していくため、基本的な視点として、東京一極集中の是正、若い世代の就労・結婚・子育ての希望実現、地域課題の解決としており、市町村はこの目的を達成するため、地域の特性に応じた対応策を総合戦略として策定するよう努めることとされ、国においては、地方創生関連事業に対して、財政措置が講じられるということであります。考え方といたしましては、長期総合計画がまちづくり全般の基本方針となるものであり、総合戦略は、法の趣旨からいいますと、対象分野は限定されるものであると考えております。

本市においては、今回の地方創生事業を有効に活用すべき、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進会議を設置し、総合戦略の策定を進めてまいります。

また、議員ご指摘の合併促進、道州制の導入等、国の方針についてであります。これらの問題は、いずれも統治機構改革の問題であり、地方創生はまちづくりのあり方の問題であることから、全く性質の異なることであります。

市といたしましては、住民サービスの向上を目指して、地方創生事業も活用しながら、長期総合計画に基づくまちづくりを計画的に進めてまいります。

あとは市長公室長から答弁をさせます。

○井神議長 市長公室長。

○湯川市長公室長 増田議員の3点目、将来人口の見通しですが、長期基本構想の人口推計においては、一般的に用いられておりますコーホート法に基づきまして、平成32年度の目標人口を5万5,000人と設定してございます。本市では増加率は低下しているものの、人口増加は続いておりまして、現在のところ、ほぼ目標どおりに推移をしてございます。したがって、第2次長期総合計画の計画期間における目標人口は、見直す考えはございません。しかしながら、より長期的な視点に立って考えてみますと、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成32年度をピー

クに、その後は減少傾向になるというふうに想定されております。

今回の総合戦略の策定に当たり、2060年までの長期的な人口ビジョンを策定することとされておりますので、法の規定に従いまして策定してまいります。

次、5点目の総合戦略におけるまちづくりの視点ということですが、地方創生の目指すものは、人口減少と経済の縮小という悪循環を断ち切り、将来にわたって活力ある日本社会を維持することとされております。

基本的な考え方につきましては、先ほど市長がお答えしたとおりですが、総合戦略の策定に当たっては、策定推進会議におきまして、基礎調査及び希望調査を実施してまいります。この調査により把握したデータを基礎資料としまして、岩出市として何をしなければならないのかを検討してまいります。また、国が示す交付金、これを有効に活用するという視点も必要と考えております。

○井神議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 1点目は、後期の基本計画ですね。今、市長も26年、27年度分というんですか、検証というのは9月になるというようなことを言われました。その点では、検証していくという部分も含めて、前期の基本計画なんかを策定していくという上では、審議会というようなものなんかもつくってこられたと思うんです。今後も後期の計画をつくっていくという、そういう部分の中では、審議会というようなものなんかは設けるんでしょうか。その辺をひとつお聞きをしたいと思うんです。

それと、地方創生という点では、岩出市としての独自の部分があるんだというような見解だと思うんですね。実際には、岩出市、今までとほとんど、政治姿勢という点では変わらないというようなふうに受けました。ただ、今、国のほうで進めようとしているこの地方創生ですね、この点については、何を目的としているのかというのをしっかりと押さえていく必要があると思います。

その点では、この第2次安倍内閣、この改造があつて、そして、石破 茂さんという方が、今は大臣というんですか、地方創生担当大臣というものにされたわけです。なぜ、地方創生大臣として担当になったのかということも含めて、石破さんを紹介した中には、こういうふうに言われています。今回、地域活性化のほか、地方分権、道州制改革など、ありとあらゆる地方政策にかかわる権限を集中して、新たに地方創生担当大臣を創設しましたと。そして、今回の地方創生法案は、まさに道州制を推進するための一里塚として成立をしているということ、やっぱり岩出市としても、しっかりと見ていく必要があると思うんです。

そういう点で、今回の地方創生推進という点で出されてきた部分の中で、国のほうから出されてきた、こういう部分の中で、公共施設、公共サービス等の集約化という面では、市の目指す方向と、これは相反する、そういう方向になると考えるんですが、こういう点では、後期の基本計画というような部分の中では、どのように今後対応していく、そういうおつもりなのかという点、この２点をお聞かせいただきたいと思うんです。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長　増田議員の再質問で、まず、後期基本計画の策定において、審議会というのはあるのかと、こういう質問ですけども、まず、長期総合計画、基本構想を含めた前期計画を策定するに当たっては審議会条例がございますので、審議会条例に基づいて審議会を設置して検討しております。ただ、後期基本計画を策定するに当たりましては、構想に基づきまして、前期の総括をした上で、市の本部会において集約をすると、こういうことでございます。

それから、地方創生の関係ですけども、まず、先ほど市長が言いましたように、まちづくりの基本方針は、あくまでも長期総合計画であります。議員ご質問の合併であるとか、道州制の問題については、これも、今、市長のほうから答弁しましたが、統治機構の改革の問題ということでございまして、道州制についてどうかということでもありますけども、あくまでも行政区域の変更等に関する話になってきますので、これはあくまでも地方自治の問題でありまして、地方自治の本旨ということでいいますと、その地域における統治は、中央政府機関によることなく、その地域の住民自身によって行われると、こういうことになってございますので、国あるいは地方の形がどのように変わっても、その主権はまちの住民にあると、こういう考え方でございますので、ご認識をいただきたいと思います。

それから、公共施設の集約化という話が出ましたが、会議の中でこれから審議を進めていくことになっていきますが、現状、岩出市を取り巻く和歌山市、紀の川市、海南市等々、広域的な話を進めていくことになると思うんですけども、公共施設という面においては、今のところは、広域連携の中で集約というような考え方はございません。

○井神議長　再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員　国との関係ですね、地方創生との関係、この関係では、今、市のほうと

しても、やっぱり、しっかりとした市の計画そのもの自身が中心で考えていくべきだと。国との関係の部分なんかについては、しっかりと要るものについては要るんだというような、活用していくという、そういう考えだったと思うんです。

こういう点では、何ていうんですか、この地方創生そのものについての問題点においては、私、本当に参考になる、そういう方は、元鳥取県知事、片山善博さんという方がおられて、テレビなんかにもよく出てこられていると思うんですね。その方なんかは、地方創生が、これまでいろんな形で出てきた部分なんかとは大きく異なる代物だとは思えないんだと。要するに、国が進めようとしているという部分については、各省庁が準備している具体策というのは、レッテルこそ新しいけれども、上からの目線ですることだと。これまでやってきたことと大同小異なんだと。各省庁の縦割りを断固排除するというようなことなんかも、時の政権なんかの部分では言っているんだけど、要するに官僚という人たちは、そういうのは馬耳東風で聞く耳持たないというようなことを言っていますし、実際には、自治体としては、国の施策を利用できるものを上手に活用してもいいんだけど、これで何とかするんだというふうな形で、安易に国に頼っていけないというふうに指摘もされて、しっかりと自分たちの自治体、その足元でしっかりと計画をつくっていくのが、やっぱり非常に大事なんだということなんかも言われています。

この点では、そういう視点という面では、岩出市も同じような視点に立っているんじゃないかなというふうに感じるところはあります。そういう点では、今後の岩出市の独自の足元を固めていくというのが、岩出市の長期基本計画です。

その点では、最後に1点だけお聞きするんですが、岩出市としての長期基本計画における中心的視点、これをどのように考えているのか、この点を最後にお聞きをして、質問を終わりたいと思います。

○井神議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長　いろいろ言われましたけども、ご質問は、長期総合計画、後期基本計画策定する上での視点ということでよろしいでしょうか。

○増田議員　はい、結構です。

○湯川市長公室長　平成23年から平成32年までの基本構想に基づきまして、その将来像の目的を達成するために、前期基本計画において、現在、施策を進めているところでございます。視点といたしましては、前期計画の総括、それから、今、地方創生というような方針も出ておりますけども、国・県あるいは社会経済状況の動き、

それから、最後に市民ニーズの変化がどうなっているのか、そういうところをきち  
っと把握した上で、後期基本計画を策定したいと考えております。

○井神議長　これで、増田浩二議員の３番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

通告３番目、１４番、市來利恵議員、一問一答方式で質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員　１４番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

１つ目の質問に入ります。和歌山市山口地区・滝畑への産廃問題についてであり  
ます。

この関連では２０１１年９月議会でも取り上げました。住民の声は、山地区には、た  
め池があり、産廃処分場から漏れ出した地下水がどのような影響をもたらすかも明  
らかになっていないので、農業用水は大丈夫かという懸念の声、また、山を削り、  
環境破壊をすることにつながるから反対だという意見、境谷の地区の方には、滝畑  
地区に田んぼをつくっておられる方がおります。そうした方からは、やはり一番に  
地下水の心配をしておられます。

道路についても心配の声が上がっています。雄ノ山峠での事故が増加するのでは  
ないか、大きな車が通ると危険だなど、私は、こうした住民の声を岩出市としてし  
っかりと聞き入れ、住民の不安解消に向け、産廃業者や和歌山市に訴えることも必  
要だと考えております。

産廃処分場については、許認可は和歌山市にあります。処分場が設置されるか設  
置されないか、今の段階ではわかりません。しかし、しっかりと岩出市は隣接する  
市として、動向を把握することが大事であると考えます。もし、計画どおり進んだ  
のであれば、一番に岩出市民の立場で、和歌山市や阪南市に頼るのではなく、岩出  
市当局自身、目を光らせる、チェック体制を整える、常に住民の不安解消のために  
先頭に立っていただきたい、これは切に願うものです。

岩出市は、平成２６年６月２４日に、和歌山市市民環境課環境事業部産業廃棄物課長  
宛てに意見書を提出しております。その内容は、１、実施計画書に対する意見及び  
その理由に、車両走行ルートでは県道粉河加太線を計画としているが、交通量調査  
地点に岩出市が入っていない。待機調査地点及び騒音・振動調査地点にも岩出市の  
地点が入っていない。以上２点について、隣接している境谷地区及び山地区につい  
て、調査ポイントの追加をお願いしたい。この意見について、その後の回答はどの  
ようなものがあつたのかをお聞きいたします。

2つ目は、事業計画書に対する意見書及びその理由には、交通法令の遵守・徹底、これは総務課からの意見です。進入及び搬出車両が多い場合は、必要に応じてガードマンの配備の実施。理由は、最大1時間当たり8台の進入・搬出及び平均7台半に1台の計画とされているが、10時以降に出入車両が重なることも考えられることから、車両が重なった場合の安全対策の徹底、県道粉河加太線を運搬車両の走行ルートから外していただきたい。理由は、当該路線は県道であるが、当市としては、学童通学路と指定し、生活道路と考えているため、当初計画のとおりルートから外していただきたい。これは土木課からの意見です。付近農地の営農活動に影響を及ぼさないようお願いしたい。産業振興課からの意見。本事業計画書の内容について、岩出市内の近隣自治会に説明会を行っていただきたい。生活環境課からの意見。これらについては、どのような回答が寄せられたのか、お聞きをいたします。

そして、この意見書の中の3点目に、協議結果報告の確認、別途要望では、本事業申請について、産業廃棄物課から関係市に対して、意見聴取の結果報告や事業者への指導内容等の対応をしていただきたい。事業者からの対応ではなく、許可権者である和歌山市担当課からの報告をお願いしたい。これについての回答は、どのようなになったのかをお聞きいたします。

質問の2点目です。今後の対応について、岩出市として市民の健康と環境、生活を守るために、どのような対応を今後行おうとしているのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長　市来議員ご質問の1番目、産廃問題についてお答えいたします。

実施計画書に対する意見書の内容とその回答についてでございますが、車両通行ルートとして、県道粉河加太線を計画しているが、岩出市内には交通量調査地点がなく、待機調査地点及び騒音・振動調査地点についても同様であることから、事業地に隣接している境谷地区及び山地区に調査ポイントを追加するよう意見書を提出しております。

これに対し、事業者からは、生活環境影響調査では、本事業による影響が最大となる場所において実施します。事業による影響は、事業予定地から離れるほど少なくなると考えられますので、本計画段階において、岩出市内での調査は必要ないものと考えております。それ以外の調査が本当に必要であるかは、調査報告書の報告内容を踏まえた上で、法的・科学的根拠を明示の上、ご意見いただければと思います。

すとの回答でございました。

次に、事業計画書に対する意見書の内容とその回答についてでございますが、交通法令の遵守・徹底の意見に対して、交通法令の遵守等におきましては、排出事業者に周知徹底させ、違反した業者には、取引停止も含めて厳しく対応してまいりますとの回答でありました。

次に、進入及び搬出車両が多い場合は、必要に応じてガードマンの配備の実施をとの意見に対して、交通整理員の配備を計画しております。また、運搬業者に対して搬入時間を指示しますので、車両が同じ時間帯に集中することのないようにしますとの回答でありました。

次に、県道粉河加太線を運搬車両の走行ルートから外していただきたいとの意見に対して、今回の調査ポイントでは、1日に数千から1万台以上の車両の通行が確認されています。当事業における廃棄物運搬車両は、片道最大で1日32台であります。また、運送業者に対して搬入時間を指示し、車両が同じ時間帯に集中することのないようにしますので、本事業が付近の周辺道路や営農活動にはほとんど影響を与えるものではないと考えておりますとの回答でありました。

次に、付近農地の営農活動に影響を及ぼさないようお願いしたいとの意見に対して、付近農地の営農活動に影響を及ぼさないように事業を行います。具体的な内容は、事業計画内のリスク管理項目や生活環境影響調査の実施報告書に記載しておりますとの回答でありました。

次に、本事業計画書の内容について、岩出市内の近隣自治会に説明会を行っていただきたいとの意見に対して、和歌山市の紛争予防条例に基づいて、和歌山市の指導のもと、事業者としての説明責任を果たしてまいりますとの回答でありました。

また、和歌山市に対しては、本事業申請に際して、当該事業者から意見聴取したことや指導内容等について、和歌山市から関係市に報告していただきたい旨、別途要望として付記しておりますが、現在のところ、別途要望に対する和歌山市からの回答はいただいております。

次に、2点目の今後の対応についてでございますが、当該事業が法令に適合している場合、中止を求められるものではありませんが、本市としましては、これまでも関係する自治会に情報提供を行い、あわせて自治会の意見等についてお聞きしてまいりました。引き続き、今後、進められる手続の中においても、本市域における生活環境の保全の見地から、地元の意見を反映した意見を許可権者である和歌山市に提出し、その対応を求めてまいります。

○井神議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 この産廃業者の問題、和歌山市に許認可があるということでございます。

しかし、廃棄物の処理及び清掃に関する法、第15条の2によれば、技術的な基準に適合していることのほかに、周辺地域の生活環境の保全に適正な配慮がなされなければ許可してはならないとされております。少なくとも、岩出市が出している意見書に誠実に対処することが、最低限の事業所の義務であると考えております。

岩出市が出した意見書について、それぞれ個々の回答をいただきました。それには、離れているから調査の必要はないとか、影響がないというふうな形で言われていますが、しかし、それについて、市民を守るために、今後、岩出市ができることが何かないのかという点が必要になってくるわけです。しっかり、この問題については、当然、岩出市民のことを考えて、和歌山市に対して物を言う、また事業所に対しては、やはり誠実な対応をとっていただけるような形で、しっかりと対応をしていただきたいと思います。

この問題というのは、岩出市民、当然、地元境谷地区だけではなく、やはり山地区や吉田地区のお住まいの方々、関心もすごく高く、広く言えば、岩出市民の環境問題にも大きくかかわる問題です。私、この意見書の中を見たんですが、環境問題についてということが、ちょっとないんじゃないかという点で、これはちょっとお聞きしたいんですが、まず、30年以内に発生すると言われていた南海・南海地震及び直下型の地震に対応できるかという問題点でございます。これについては、こうした心配、岩出市として持っていないのかという点をお聞きをいたします。

環境にかかわる調査でございます。この冊子なんですが、これは京奈和自動車道紀北西の道路にかかわる環境影響評価になっております。今、京奈和道がずっと工事をされているわけですが、当然、環境問題にも配慮しながら、向き合いながら、今、工事が進められているわけです。

この中に、これ平成26年10月の国土交通省近畿地方整備局が出しているもののの中で、工事計画の概要が、施工手順等が示されているのですが、この中で自然環境の保全にかかわるものとして、オオタカの営巣が岩出市で確認されたとしております。このオオタカの営巣について、事細かく工事開始2年前から調査が行われ、工事中はもちろん、継続した調査結果が内容からわかります。現在もなお、このオオタカについてはモニタリング調査というのが継続されているわけですが、こうした自然環境の保全と向き合い、今、工事が進められております。この岩出市で確認された

オオタカの営巣について、産廃による影響、心配はないのかというふうに考えるわけですが、それについてどのような見解、認識を持っているのか、この点をお聞きしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

自然環境の保全、特に、オオタカへの影響について心配がないのかということでございます。今回の生活環境影響調査につきまして、実施に当たって、事前に市としての意見がないかという照会に基づいて、こういう意見を出しているということ为先ほど申し上げたとおりでございます。オオタカに関しては、アセスの中にも項目がございますので、それはしっかり受けとめていきたいなと、このように考えてございます。

失礼しました。引き続き、再質問にお答えいたします。

地震の関係でございます。この地震の関係につきましては、和歌山市の中に設けている技術専門員ですか、そういう会を設けてございまして、その中での意見として出てございます。それに対する事業者からの回答は、まだ現在のところ、いただいていないということでございます。

○井神議長 これで、市来議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員 2つ目の質問に入ります。

児童福祉、保育料について「子供の貧困問題」をいたします。

保育料を決めるには、これまで所得税額などがもとになっておりました。新たな保育料の算定は、市民税をもとに計算されてまいります。一般的には非常にわかりにくいですが、所得税額を決定する際には、収入から基礎控除や、そのほかの控除が行われ、そこには寡婦控除もあるわけです。寡婦控除とは、女性の場合、夫と死別あるいは離婚後に再婚しないで生活をしている人や、夫の生死が不明の人で、子供を扶養している場合などに受けられる控除です。死別や離婚、生死不明など、もともと配偶者がいる婚姻歴のあることが前提となっています。

所得税法の寡婦控除は、婚姻歴のあるひとり親などを対象にしております。同じひとり親でも婚姻歴のないひとり親の場合は対象となりません。この寡婦控除あるのとないのとでは、保育料に差が生じることがわかっています。ひとり親家庭、特

に、母子家庭では、厚生労働省の平成27年全国母子世帯等調査の結果によると、就労収入が平均181万円と低く、中でも結婚していない非婚の母子家庭の場合は160万円とさらに低くなっているという調査結果があります。

実際に、岩出市の保育料で見ると、例えば、就労収入181万円、母と子供の2人世帯、寡婦控除がある世帯の保育料は非課税となり、無料となります。寡婦控除がない場合、保育標準時間、3歳未満で1万7,900円、3歳以上でも1万5,000円と保育料を払わなければなりません。収入を初め家族の状況が同じにもかかわらず、寡婦控除のあるなしで負担が生じることは、低い収入から考えても、金銭的な負担は生活を圧迫するものとなります。

2013年9月に、結婚していない男女間に生まれた婚外子の遺産相続が、結婚した夫婦の子供の半分とした民法規定が憲法に反するかどうかで争われた裁判、最高裁が、憲法14条が保障する法の下での平等に反するとして、違憲とする判断を下しました。この最高裁の決定を受けて、同年12月に、結婚していない男女間の間に生まれたこの相続差別を撤廃する民法改正が行われております。これを契機に、婚姻歴の有無によるひとり親家庭への差別を解消する動きが進んできています。

そこで、1点目に、結婚の有無で保育料に差が生ずることについて、どのように市は考えているのかをお聞きいたします。

次に、この問題は、税制の寡婦控除が適用されないということが問題でもあります。所得税法を一刻も早く改正する必要がありますが、現時点では改正に至っておりません。今、自治体が税制改正自身できませんが、非婚ひとり親家庭に保育料みなし適用が全国の自治体で広がってきています。

県庁所在地、東京を除く政令指定都市の51市への調査において、みなし適用による保育料の減免制度は、2013年度までに10市が実施しており、14年度では14市が導入しています。さらに、新年度で実施予定、検討中の14市を合わせると38市に上ります。近隣自治体で申しますと、隣の和歌山市でも14年4月から寡婦控除のみなし適用が実施されています。対象は、ひとり親家庭で未婚の母子・父子家庭であり、年間の合計所得金額が500万円以下です。これは本人が申請しなければなりません、実施されております。

岩出市としても、保育料の差をなくすため、寡婦控除があったものとしての保育料の算定を行うことを求めますが、その考えについてお聞かせください。

○井神議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員の2番目のご質問に一括してお答えいたします。

現在、婚姻歴のないひとり親は、税法上、寡婦控除を受けることができません。この問題は、本来、保育料など税額を算定基準や判断基準に用いる個々の制度において対応するのではなく、そもそも税法上で改正を行うべきであり、仮に、個々の制度で対応するとしても、国が一律の基準を定めるべき事項であると考えてございますので、現時点では、市として、保育料の算定において、寡婦控除があったものとして取り扱う考えはございません。

○井神議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 今、ご答弁をいただきました。この問題については、議員からもご指摘を受けておると思います。そのときから、全く一步も進んでいないといいますか、変わらないという答弁でございます。部長がおっしゃいました税制上の問題、これは、大もとは市の行政が言うとおりの、税制改正が一刻も急がれる問題だと私も思っております。

国会でも、25年3月の総務委員会で、我が党の議員が寡婦控除が非婚の母が適用されないのは不合理だとして、法改正を待たずに寡婦とみなし、国が財政支援をして、適用を促すよう提案しております。

時の総務大臣は、実情を知ればお気の毒という思いはある。実態を把握してみないとしながらも、まず、自治体や各省が支援制度を設けたりして、適切な対応ができるよう期待すると、このように国会で答えております。

まず、自治体や各省が支援制度を設けたりして、適切な対応をと国の責任を投げ捨てていることには許せませんが、支援制度をつくるのが適切だと国も認めているわけです。

また、日本弁護士連合会は、25年7月に国の要望書を挙げております。その中で、子供の貧困に対する政策と実践のあり方、人間形成の重要な時期である子供時代を貧困のうちに過ごすことは、成長・発達に大きな影響を及ぼし、進学や就職における選択肢を狭め、みずから望む人生を選びとるができなくなる。子供の貧困は、そのような不利が世代を超えて固定化されるという、容認できない不平等であり、これを放置することは社会の分断と不安定化をもたらす。したがって、もし現実の制度や政策が、その不利をより固定したり拡大する方向に機能しているとすれば、早急に是正されなければならない。その点からすると、最も低収入である非婚母子世帯に対する寡婦控除の不適用は、間違いなく、そこで生活する子供の不利、この不

利を固定もしくは拡大させているとあります。

私は、昨年の12月議会におきまして、子供の貧困対策について取り上げました。その答弁で、市長は、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右され、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備を図る対策は極めて重要だと答弁しております。このことから、該当者がいない、実態の必要はない、また、国がやるべきだと考えるのではなく、非婚のひとり親家庭に寡婦控除の適用ができる状態にしておくことこそが、現在、今、この岩出市でも必要があると考えますので、再度答弁を求めたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、民法のただし書き規定についての改正の件のお話がありました。これにつきましては、時代が進むとともに、変遷した国民感情や社会情勢などを総合的に検討された上での判決であるということで、裁判所の考え方も変わってきているというところであるのかなと、このように考えてございます。

市といたしましては、このみなし規定に関しましては、先ほどもお答えしておりますように、基本的には、個々の制度で対応するというのではなくて、やはりそのもとである法自体を改正していただくべきであろうというふうに考えてございまして、これにつきましては、引き続き市長会等を通じて、国に対して働きかけを行っていききたいと、このように考えてございます。

○井神議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 先ほどからお答弁変わりませんでした。この問題は、婚姻の有無による差別に対する、今、市の姿勢が問われているということで、このことを認識していただきたいなと思うんです。この制度上の差別に真摯に向き合い、子育て支援の制度を実のあるものにする姿勢があるなら、私は実施すべきだと考えております。

そのことが、岩出市は全ての母子世帯を差別することなく扱うという大きなメッセージを発信することになるんです。つながります。こうした問題をしっかりと向き合っておられないから、国がやるべきだ、ほかの制度でバランスよくやるですか、そういうふうな形になると思うんです。こうした差別的な問題についてもしっかりと前向きに市が向き合う、この姿勢が大事ではないでしょうか。最後に、このことを言って、改めて検討していただきたいと思いますので、その辺について、お答え

を求めたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

この問題に関しては、婚姻歴のないひとり親家庭の子供、全国いろいろと市区町村ございますけれども、全てにおいて、やはり同じ扱いを受けなければ、これは公平ではないというふうに考えてございます。

したがって、市もそのことを踏まえた上で、そのもとである法自体を変えていただくということが、まず基本であろうということで、先ほどお答えしたとおりでございます。

以上でございます。

○井神議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開します。

休憩 (11時45分)

再開 (13時15分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告4番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、議長の許可を得ましたので、昼から一般質問をさせていただきます。食後で睡魔に襲われるこの時間ではありますが、どうかおつき合いをいただきたいと思います。

まず、通告に従いまして、1番から6番まであるんですけども、教育問題を諸般の事情により一番最初に質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

教育再生といって、安倍内閣のもとで教育条件を後退させる案が、昨年秋から、財政制度等審議会の分科会で財務省のほうから示されました。今、子供が36人だと2学級になりますが、40人学級にすれば1学級で済む。こうした教員を4,000人減らすことで国の負担を86億円減らせると試算をしております。

小1の35人学級は、民主党政権が3年前に始めたものであり、脱ゆとりの学級指

導要綱やいじめなどに対応するものでありました。しかし、財務省は、全体的に子供が減少しているのだから、教員も減らせるはずだと主張しております。未来への投資である教育なのに、他の先進国と比較すると、最低レベルに位置する日本の教育予算であります。

また、日本の教員の多忙さは、経済協力開発機構（OECD）の国際調査で明らかになったばかりであります。1週間の勤務時間が、参加国地域で最長であります。そもそも小学校の1学級当たりの児童数は、日本が28人で、OECD平均の21人よりも、現状でも多いのが実態であります。市民や国民の間では少人数学級を求める声が根強く、今、財務省の提案に対して、保護者らの署名活動が全国的に繰り広げられ、我が国の歴代政務に対する財務省支配の続く現状から見て、今後とも教育予算に対する偏見が続くものと思われます。

そこで、岩出市教育委員会として、まず最初に、少人数学級に対して、どのような見解を持ち、認識をされているのか。さらに、35人学級を今後も維持、守っていくのか、まず、ご質問をさせていただきたいと思います。

2番目に、市内で発生しているいじめ問題についてですが、これについては、現在、教育委員会として把握をされておるのか、お聞きをしたいと思います。

3番目に、各学校別に不登校生の実態と対策についてお聞きをしたいと思います。

4番目に、岩出市の中学校は、県下でも一番のマンモス校であります。その解消は、過去からの最大の課題であります。早期に第三中学校の新設を市政の政策として掲げるべきであると考えております。2年目に当たり、これから新しい2年間で、我々の任期の2年間でどのように構築していくのかという課題もありますので、市教委としてのご見解をお聞きをしたいと思います。

○井神議長　ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育委員長。

○佐谷教育委員長　ただいまのご質問にお答えいたします。

教育問題についての1点目、35人学級につきましては、国や県の学級編制に基づき、今後とも実施してまいりたいと思っております。

2点目のいじめ問題と3点目の不登校につきましては、教育委員会、学校ともに重要な課題であると認識しており、未然防止と早期対応に力を入れているところでございます。特に、平成27年度は、学校教育指導方針の重点目標に位置づけ、今まで以上に強力に取り組みを推進してまいります。

4点目の第三中学校建設につきましては、現時点ではその計画はありません。

なお、細かいことにつきましては、教育長のほうから答弁いたします。

以上です。

○井神議長 教育長。

○平松教育長 尾和議員のご質問にお答えします。

1点目の35人学級と4点目の第三中学校につきましては、教育委員長の答弁のとおりでございます。

2点目のいじめ問題の対策につきましては、まず、いじめの状況ということでもありますけれども、平成25年度、各学校ごとということでもありますので、この実施のアンケート調査での数ということと言いますと、25年度、岩出小学校11、山崎小学校145、山崎北106、根来42、上岩出37、中央小学校62、岩出中学26、岩出二中39というふうになってございます。このことにつきましては、学期に1回以上、いじめられたという本人の感覚を尊重したアンケートを実施して、いじめられたと回答のあった全ての児童・生徒の数ということでもありますけれども、これらの生徒につきましては、全て対応しております、問題等十分把握した中で、対応は十分できているものということでもあります。

次に、3点目、不登校生の実態と対策についてであります。平成25年度の不登校の児童・生徒数は、小学校で9名、中学校で57名となっております。

以上でございます。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 再質問を行います。

まず、1番目の35人学級を守るのかという問題についてであります。今のご答弁では、国や県の動向を見てということですので、35人学級を守るのか、それとも40人学級に戻すのか、明確ではありません。再度、この点についてお聞きをしたいと思います。

私も根来小学校の卒業式に参加をさせていただいたんでありますが、根来小学校の卒業生は78名でした。これが40人学級になりますと2学級になると。現在、35人学級で3学級になりますので、たちまち根来小学校においては2学級、1学級減るという状況になります。その点を踏まえて、こういう弊害が出てくる可能性もありますので、岩出市教育委員会として、35人学級を守るんだと、維持していくんだというご見解を改めて表明していただきたいと思います。

それから、いじめ問題についてであります。今、本人のアンケートを尊重して

調査をしたら、かなりの数の発表がありました。これに合わせて、小学校から中学校に進む際に、中1ギャップというものがありますし、これらの点で言うならば、不登校やいじめがふえるということに関連して、子供たちの体格が向上し、思春期が早くなるということも歩調を合わせているんですけども、こういう問題についても解消していくということが、もちろん求められていくと思います。

今日、不登校の問題については、他の市町村では中1ギャップをなくしていくということで、小中一貫教育を導入している学校も全体で12%、211自治体であるわけですが、校数にしては1,130校に上っております。これらの施策というのは、小学校から中学校に入学する際に、先ほど申し上げましたように、中学1年生のギャップ、小学生から中学生に進学した場合に、そういうもろもろの問題が、複合的に発生をしているのではないだろうかというように思っております。

これについては、昨年の中央教育審議会等で、28年度から開校を目指すという方針も出されております。これと関連して、いじめや不登校問題とあわせて、それらの問題についてもご見解をお聞きをしておきたいというように思っております。

それから、第三中学校の新設問題については、計画はありませんということですが、これは、岩出市民、将来を担う岩出の小中学生、これらの人たちの教育環境を整備をしていくという最高の課題であるわけであります。いまだ、この問題については方向性も示されておられませんし、これは教育委員会初め市のトップである市長の考えによって、第三中学校は要らんのだというようなご見解であろうと思うんですが、私は、現状の認識を800人から900人近い生徒がいる中で、これでいいのかなと。

これは長い課題であります、やっぱり早期に、この際、決断をする時期に来ているのではないだろうかというように思っておりますので、ここら辺の点についても、再度、計画はありませんと言うんじゃなくして、問題を真摯に受けとめて、どうすれば現在の状況を前に進めることができるのかということを含めて、立案をし、中学生の教育環境を改善していくと、ここら辺についても真摯に前向きに取り組むことが求められていると。私は、その点強く感じております。再度ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長　尾和議員の再質問にお答えします。

まず、35人学級についての守るのか、岩出市として戻すのかというふうなご質問

であります。まず、現在の学級編制、1クラスの人数はどのようにして編制されているのかということについての解説が必要かと思いますので、そのことについて、まず、ご説明させていただきます。

現在の国の学級編制方針というのは、義務教育標準法、少し長い名前を短縮した名前になっておるんですけれども、それによって定められておりまして、2011年から小学生1年生のみ35人学級の編制で、それ以外の学年、中学校でも40人を学級編制ということになってございます。しかし、和歌山県では、県教育委員会の方針により、小学1年生と2年生、そして、中学校は全て35人学級編制として、小学校3年から6年につきましては35人学級編制を原則としつつ、学年の学級数が1学級または2学級の場合は、38人以内の編制というふうなことでなっているわけです。

岩出市では、現在において、小学校でも35人以上の学級は全学年ありませんし、もちろん中学校でも35人以上のクラスというのはございません。これにつきましては、今後も、県のほうに維持継続していただくことをお願いしております。

それから、先ほどの質問にもございましたけれども、財務省から40人学級へ戻すように文科省に動きがあったということについては、認識しておりますけれども、その後、文科省のほうで、少人数学級できめ細やかな指導は必要というふうな意見を受けて、結果的には現状維持になったというふうなことに聞いております。

この件につきましても、県教育委員会においても、また、全国の都市教育長会議においても、現状維持・拡大ということを国のほうに上げているところでございます。

それから、2点目の不登校、中1ギャップ等についてということでのご質問ですけれども、よく中1ギャップという言葉が使われますけれども、最近では、中学生になった途端に問題行動や不登校が急増するというわけではない。それらの兆候、要因は、小学校のころからあったという考え方が主流になってございます。こういった考え方に基づいて、小学校での積み残しや先送りのないよう、学習面はもとより生徒指導面でも、よりきめ細やかな対応ということに、本市では努めているところであります。

また、小学校から中学校への接続をスムーズに行えるようということで、小中間の教員の交流授業とか、6年生の中学校訪問、それから、配慮・支援を要する児童の中学校への引き継ぎに当たる小中連携シート、そのようなものを活用しながら、きめ細やかな対応をしておるところです。

それから、小中一貫校につきましては、これは、もともと小規模校の学校が多く

なっていく中で、統廃合ということが背景にあるのではないかなということで、本市においては小中一貫校については、今のところ検討してございません。

それから、大規模校の話でありますけれども、これにつきましては、以前から、私ども、市のほうでお答えさせてきていただいているとおりで、岩出市の中学校の生徒数は、ここ数年、横ばいという状態でありましたけれども、昨年の1,741名、これをピークに減少に転じており、4年後の平成31年には、生徒数が1,489名ということになる見込みでございます。ピーク時に比べて約250名の減少、そして、5年後の平成32年には約300名の減少というふうなことが見込まれておるような状況であります。

今後も、生徒数というものの動向は注視し、一応そういう検討はしていきますけれども、先ほど委員長からありましたように、現時点での第三中学の建設というのは予定の考えはございません。

以上でございます。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、教育長のほうから、35人学級については維持・継続して、全体として進めていくというご答弁をいただきました。ぜひ、現状の体制で取り組みを強化をしていただきたいことを求めていると思います。

それから、不登校・いじめの問題に関してですが、午前中も若干出ておりましたが、川崎で起きた事件等については、地域と教育委員会と学校と、それから、警察との協定を結んで、今後、どこの都市においても発生する可能性がありますので、非常に連携が大切ではないかなと、私自身も考えております。

私も聞くとおるところによりますと、やはり上級生から監視のもとに、下級生の弱い生徒が万引きに走ると。万引きしてこなんだら、それに対して制裁を加えるというような話も聞いております。これに対しては、上村君の事件がありましたが、やはり、岩出市においても、そういう環境というのは発生をしてくることは、未然に防止をするという意味でも大切な事案でありますので、これをもとに、教育委員会としても、そこら辺、突っ込んだ議論をしていただきまして、対策を事前事前に先行してとっていただく、このことが大切であろうと思っておりますので、この点について、最後にお聞きをしておきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員の再々質問にお答えします。

いじめ・不登校について、警察とか関係団体との連携ということであろうと思いますが、これは、午前中、宮本議員のご質問にもお答えしたところでもあります。例えば、協力・連携の今の体制は、岩出市内の児童・生徒を守る協議会、これは教育委員会、市総務課、学校、警察、青少年センターでできておりますが、それとか学校・警察・青少年センター連絡協議会、また、きのくに学校警察相互連絡制度、そういったことで学校から警察へ情報提供したり、警察が学校への情報提供ということで、常に連携のとれる体制というものを構築しております。そういった中で、来年度は、市の教育委員会におきましても、いじめ・不登校については、特に、重点項目として、これまでの取り組みの上に立って進めていきたいというふうに考えてございます。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

引き続きまして、1番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず、空き家問題に関してであります。

空き家の実態と実情についてということで、全国的に空き家が増加をしていく中で、空き家については、シロアリの発生とか、倒壊の危険性懸念、不審者侵入等々、地域社会の治安に影を落としております。全国の情勢としては、平成25年度の全国空き家は820万戸もあり、そのうち賃貸、売却用や別荘などを除いた放置されている空き家は320万戸近くあると言われております。初めて300万戸を超えたのであります。

国土交通省の集計によると、空き家の管理に関する条例を制定しているのは、平成26年4月時点で、和歌山県を初め354の市町村となっており、このうち184市町村が代執行の規定を設けております。この行政代執行の規定を設けている自治体のうち、積雪による倒壊のおそれがある危険な空き家が多かった特殊例の秋田県大仙市を除く全てで、命令や行政代執行は無理との姿勢をとっておられます。行政代執行となると、憲法の定める財産権の保障との関係で、多くの問題点があると言われており、この懸念を払拭することができないからであります。

そこで、本市における放置されている空き家の実態・実情について、どうなっているのか、把握されているのであれば、まず、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、2番目に、本市において、全国で360近い自治体で空き家の管理に関する条例が制定をされている中、現在、どのような検討がされているのか、答弁を

求めたいと思います。

それから、3番目に、空き家がふえるのは、活用も撤去も進まないからであり、国土交通省によると、新築と中古を合わせた住宅利用率の中で、中古の割合は、我が国の場合は13%強で、9割強の米国や8割を超えるイギリスよりもかなり低く、我が国では、住宅をリフォームして長もちさせるという文化の意識が希薄であり、中古住宅は価値が低いという商慣習も空き家がふえる原因となっております。

それと、実態と税制が撤去を阻む面もあると言われております。土地に係る固定資産税についてですが、住宅が建ててあれば、本来の6分の1に減額されますけども、このまま空き家のままでありますと、負担が少なくて済むという実態もあるということであります。

国においては、議員立法で空き家対策特別措置法が成立をしました。本市における空き家対策として、条例も視野に、早急な対策をすべきであると考えておりますが、これらの問題について、まず、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 空き家の実態と実情につきましては、全国的に空き家が増加する中、空き家が及ぼす防災、衛生、景観等の生活環境の深刻な影響に鑑み、国において空き家対策に関する法整備などの対策に乗り出しているところであります。

岩出市におきましても、適正に管理されている空き家とそうでない空き家が点在しており、そのため、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」の公布に先駆け、職員による災害時に避難路となる幹線道路や通学・通園路沿い及び少子・高齢化に伴い空き家が増加していると思われる旧在所や古い団地において、防災、衛生、景観等の観点から、空き家の目視調査を行ったところ、撤去等緊急に対策を講じなければならない空き家はございませんでした。

次に、本市の検討状況及び全国の動きと解決策はどうかについてですが、先に全国的な動きとしまして、平成26年4月現在、363の自治体が空き家等適正管理条例を制定し、所有者への維持管理の働きかけや指導、空き家の有効な利活用などに取り組んでおります。

続きまして、本市の検討状況についてですが、岩出市では、人口増加とともに、新築による住宅件数がふえ、それに伴い空き家数も増加しております。中には管理されないで放置されている空き家もふえていることから、老朽化により破損した建物による危険の拡大、雑草や樹木が生い茂ったり、また、シロアリ等の害虫の発生

による生活環境悪化などの問題が発生しています。

現在は、道路の通行障害であれば道路法、雑草の繁茂により周辺環境に影響を及ぼしている場合は、岩出市あき地の雑草等の除去に関する条例を活用するなど、空き家の事案に応じて個別に対応しております。

そのような状況の中、昨年11月27日に空家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、本年2月26日は法に基づく空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針が公表されるなど、空き家対策に関する法整備が整ってまいりました。市といたしましては、法整備が整うこの機会に、先進地の事例等を参考にしながら、法に基づき、空き家の情報収集や立入調査のほか、除却や修繕の指導、勧告等の行政措置をすることができる空家等対策計画の策定など、対応策の検討に取り組んでまいります。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の1番目の3つ目の固定資産税の見直しについてでございます。

空き家対策特別措置法の成立に伴いまして、地方税法の改正が行われますが、これについては、現在、国会において審議中であり、成立すれば、法に基づき対応してまいりたいと考えてございます。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 一番最初に、岩出市における空き家の実態についてですが、空き家であるという概念ですね、これについては統一した概念があるんですが、實際上、空き家等と、それから、特定空き家等との考え方について定義がされております。そこで、空き家等と特定空き家の実態について、岩出市内における数をつかんでおられるのか、この数をつかんでおるのであれば、まず、答弁をいただきたいと思います。

これ、和歌山県の空き家の実態であります。現在、和歌山県では8万6,000軒あると。この5年で2,300戸ふえて、全国的には3番目に高い18.1%に達しているということです。きょうの毎日新聞で報道がされていた数字であります。そこら辺の数に合わせて、岩出の実数をどのようにつかんでおられるのか。

それと同時に、特別措置法に基づいて、協議会を設置しなさいという法の7条に明記をされているんですけども、ここら辺について、どのように岩出市としてはやろうとしているのか。今、事業部長のほうから条例化の問題についても若干触れられましたが、いつぐらいまでに、岩出市として、この問題について案として出てく

るのか、ここら辺について、再度、お聞きをしたいと思います。

それから、固定資産税の問題についてですが、今、総務部長のほうから、15年度税制大綱でもって盛り込まれたら、16年度から軽減措置が廃止されることになるということで、そうしますと、16年度からは空き家における固定資産税の優遇措置は、全廃をされるという認識でいいのか、そこら辺について、再度、聞かせていただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、特定空き家とその空き家ということで、岩出市内における数ということなんですけれども、先ほど答弁させていただきました職員による目視による調査の件数が35件、それから、環境等雑草の繁茂による環境等の悪化というのが59件ございます。

それから、先ほど、条例で触れたということなんですけれども、岩出市としましては、今後、国から出されるガイドラインについて、そのガイドラインが法の公布から6カ月以内ということで定められておりますので、5月26日までに示される予定のことだと思います。それに基づいて、その後、検討、対策、計画を立てていきたいというふうに考えております。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

法律が通れば、16年から全廃するのかという件でございます。現在、審議されております地方税法の一部を改正する法律案が、そのまま可決されれば、平成28年度以降の年度分の固定資産税から適用いたします。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 実態については、今ご答弁がありました。これは、地域住民にとっても、生活環境の面から言っても、非常に好ましい状態ではありません。所有者に対して、雑草の除去とか、そこら辺を含めた不法侵入のないような対策も、一方で求めているかなければならないと思います。

市長の権限として、これは都道府県が、建築基準法の10条の3項の権限を行使をしてできる仕組みがあるんですけれども、市長も、この建築基準法10条の3項の権限行使を知事に要請することができると、このように規定をされております。

これに基づいて、都道府県が権限の行使をしていくということになるんですが、その点も含めて、現状で、なるべく早く、こういうような実態を解消していくということが求められると思うんですが、それについてはどのようなお考えでしょうか。

○井神議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長　尾和議員の再々質問にお答えいたします。

ただいまの質問で、建築基準法の中でということで、県の景観上、支障となる廃墟の対策について、景観支障防止条例の施行の際にも、そういったところを検討されていると聞いております。今後、県の指導も仰ぎながら、市としても検討してまいりたいと考えています。

○井神議長　これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　2番目の質問について、移りたいと思います。

紀の川市サイクリングロードの件であります。今、健康志向の中で、サイクリングが静かなブームになっていると聞いております。愛好者の皆さんが、ぜひ早急に安全で安心して走行できるロードの整備を求められておられます。それを受けてかどうか知りませんが、和歌山県が、県内各地の景観を楽しみながら、観光振興や県民の健康づくりにつなげるよう、海・山・川を楽しめる全線800キロロードの整備をする方針を立てたと言われております。

近年、自転車愛好家の来県が増加をしているという中で、走りやすい環境を整備することが、和歌山の魅力を楽しんでもらう目的であります。県が整備するのは、紀の川沿いを走る川のルート、ほかに海のルート、山のルートがあるということです。川のルートでは、紀の川の67キロが決定され、一部8.5キロが整備完了し、和歌山市内では、既に御膳松から六十谷、直川、小豆島あたりまで進んできております。岩出市に入ると、これがぱたっと消えておりまして、岩出市では、県のサイクリングロードの問題については、県と連携してやっていく必要性が出てきていると思うんですが、現状の進捗状況、ここら辺について、どのようになっているのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 紀の川沿いのサイクリングロードは、既存の堤防や市道等を活用して、紀の川の河口から橋本市までの全長約60キロメートルの整備を進めています。そのうち岩出市域は約6.5キロメートルとなっております。岩出市域のルートとしては、和歌山市からさぎのせ公園付近を経由し、大宮緑地総合運動公園、岩出小学校、岡田スポーツ広場、隣接の堤防道路を経て、紀の川市の井坂橋北詰へ通じる紀の川右岸堤防を活用するものです。

この整備では、ブルーラインや路面標示等を行うもので、一部工事予定区間を除き、今年度末には暫定供用を図る予定であり、今後、道路幅3メートル未満の狭い区間や紀の川高水敷についても引き続き整備を図り、早期完成を目指すと考えております。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁いただきました。6.5キロ間、岩出市内においては整備をしていくということで、これは県の事業であります。岩出市としても大いにかかわりがあることですから、それとあわせて、今年度末ということで供用開始をしていくということであるという理解でよろしいのか。

それとあわせて、サイクリングロードには、利用者が休憩しやすいサイクリングステーションとか、これに関連して公共施設、コンビニ、それから、商店等の協力で、ベンチや無料貸し出し用の修理キットや空気入れ等を置くということも言われております。それから、あわせて案内の標識とか総合案内板、それから観光名所、地図、ルートの説明等々が計画をされておりますが、これもあわせて取り組みをされるのか。当然、トイレ等の設備も必要になってくると、一面では考えておりますが、ここら辺、総合的にどのような形で計画があるのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、今年度末かということで、先ほども答弁させていただきましたように、一部区間を除いて、今年度末と聞いているところでございます。一部区間といいますのは、岩出橋、現在工事中でございまして、その下、通るところ、その部分を除いて、今年度末と聞いているところでございます。

それから、サイクリングロードできて、その後、市として、それに対してどうい

うふうに取り組んでいくかというところなんですけれども、岩出市では、和歌山県が平成27年度に実施するこのサイクリングロード利用促進事業において、サイクルステーションの選定等、協力を行っていきたいと考えています。

市として、自転車のさらなる利用促進と自転車周遊を通じた地域活性化を図っていきます。

それと、トイレといったようなところですけども、このサイクルステーションの選定に当たって、新設ということは現在考えていませんけれども、既存の市の施設、トイレの利用できるようなところといったところを中心に考えていきたいと、現在検討に入ったところでございます。

済みません。1点訂正させていただきます。今年度と言ったところ、27年度でございます。申しわけございません。

済みません。再度訂正いたします。26年度でございます。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、供用開始の年度について、ちょっと理解できないんですが、26年度といいますと、あと1週間ぐらいしかありません。だから、27年度やったらわかるんですけど、今、全然整備もしていなくて、舗装もされてない状態で、26年度末、10日ぐらいでできるのかなと疑問に感じているんですけども、ちょっとその時期を明確にしておいていただきたいと思います。

あわせて、今言いましたように、サイクリングロードができますと、他府県からも来られますし、一環としてはトイレもあるんですが、そこら辺の案内板とかロード地図とか、そういうものも必要なところに置いておかないと、わからないのかなと、そのように思いますし、それに基づいて岩出市の活性化にも結びつけていくというようなことも考えまして、そこら辺どのように結合して、総合的に取り組まれるのか、再度、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○中畑副市長 再々質問にお答えします。

年度の話なんですけども、暫定ということで、今年度末、暫定で通ると、こういうことです。

それから、市として、これから特に活性を考える中で、観光振興と連携をして、サイクリングなりウォーキング、こういったものも考えていきたいと思ってます。

一番大事なのは、サイクリングの場合、あの自転車にはとめるためのスタンドがついておりません。ですから、こういうハンガーのようなかける設備、それがないと、まず、サイクリングする人はやってきてくれにくいということです。そういうような来てもらうための設備ですね、そういうものも考えながら、根来寺周辺の整備、こういったことでサイクリングへの対応等々、考えていきたいというふうに思っています。

○井神議長　これで、尾和弘一議員の２番目の質問を終わります。

引き続きまして、３番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　３番目の問題について、質問をさせていただきます。

ギャンブル問題についてであります。ここでは全てのギャンブルによって発生するギャンブル依存症の問題について取り上げてみたいと思います。

岩出市では、当市のビジョンとして語るに当たって、どのような姿を描いていくのか。また、現在のまちをどう見ているのかということで、私の見た聞いたことについて、まず、ここでお伝えしておきたいんですが、人口が増加しているが、何か落ちつきがなく、混然とした市であると。それから、他の自治体からの転入者が多く住んでいますが、夜のみ寝に帰る人が多い。過去からも遊技場が多くあり、最近、またぞろパチンコ屋ができるとあるが、こんなに多くあるまちはないんじゃないか。それから、パチンコにのめり込み、借金までして財産を潰す者がいる等々、市制以降の生活環境については、マイナスのイメージが多く聞かれることがあります。

他方、若者が活気あるまちであるという人もいますが、これから20年、30年後の市としての将来の姿は、ご多分に漏れず、人口減少と高齢化の底流に流れる動向は、過去のにぎわいのあったまちの復興版ではないかと、私は想像をしております。

そこで、今回、都市のビジョンを考えると、先ほど述べましたが、ばくち等による、パチンコを含め、そういう問題について考察をしたいと思うんですが、パチンコについては、好きな人もいれば、全面的に否定はいたしませんけども、これは、1923年ごろ、大正12年、ガチンコという名で障害物にくぎを打った板に、縦にして玉をはじき、それが特定の中に入ると、一定の玉が出て、取得することを商品にかえるという、あめ売り販売機レベルのものであったんですが、戦後、1947年に全国的に広まって、このときから、賭博心理の助長や悪の温床、教育環境の破壊との批判と、生活を圧迫された大衆のストレスのはけ口として肯定論があり、今日まで論争が続いております。

精神ソーシャルワーカーである西川京子さんの著作には、400万人と言われるギャンブル依存症の家族や、それから対応策、ボランティアで支えてこられた方なんですけれども、ギャンブル依存を病気として啓発をしていくということが根本的にないと、この問題については解決する方向は見出せないんじゃないだろうか。

2番目に、依存症患者の治療と家族の相談、援助の強化が必要であると。

3番目には、ギャンブルへの規制を金額、時間ともに検討すべきであると。

それから、4番目に、金融機関への貸し出しの規制。

それから、5番目に、競争社会と依存心勘定の問い直しをすること等々述べられております。

また、森山医師は、日本で4.8%、ギャンブル依存症になっており、薬物と同様に正常な判断ができなくなっていると発言をされておられます。それから、パチンコについては、ビギナーラックといって、快楽に陥り、中でも98万人が家庭の主婦あるいは女性であると推定をされている実態も報告をされております。

許認可は公安委員会ですが、これにより、いろいろな犯罪が発生し、地域社会を不安定にさせるというのも事実であります。岩出市におけるギャンブル依存症をなくしていくためにも、岩出市として、この際、ギャンブル依存症に対する具体的な対策を構築する必要性が、私はあるというふうに考えております。

そこで、岩出市における、以下の点について質問をさせていただきたいと思えます。

まず第1点は、岩出市内の遊技場、これは遊技場といっても、パチンコ、それからパチスロ、それから何がありますかね、ボーリングとか、マージャン荘というのがありますか、そういう実態を把握されているのか、これについてどうなのか、お聞きをしたい。それから、パチンコに関して言えば、現在、何台ぐらい、岩出市には遊ぶ台数があるのか。これは遊技場協会のほうから、統計として出ている数字もあるんですが、岩出市で、どのような実態把握されているのか、お聞きをしたいと思えます。

それから、2番目に、いわゆる岩出市におけるギャンブル依存症への実態、これについてつかんでおられるのか。それから、今後の取り組みについて、どのような考えを持っておられるのか、お聞きをしておきたいと思えます。

それから、3番目に、ギャンブルによって、ギャンブルというのは、総じて、宝くじも1つのギャンブルであります、宝くじを入り口にして、多くの方がギャンブルにのめり込んでしまうという実態もありますので、その中から自分自身がサラ

金で借りたり、家族の崩壊、いろいろな家庭環境の変化によって、みずから命を落としていくということも実態としてあります。

岩出市における実態把握、自死、これについてつかんでおられるのか。また、自死対策としてどのような取り組みを今後構築をしていこうとされるのか、この3点についてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 岩出市内の遊技場の現状はどうかについてですが、岩出市内には、和歌山県遊技業協同組合に加盟するパチンコ店が8店舗あり、現在、1店舗建設中でございます。ボーリング場については1店、マージャン店は3店、ゲームセンターは4店でございます。

岩出市の都市計画において、地域地区、いわゆる用地地域等は定めていませんので、遊技場の出店に関しては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による規制のみとなっています。

済みません。先ほど言っていたパチンコ台数ですね、パチンコ・スロット合わせて4,228台というふうに聞いておるところでございます。

市としましては、今後も岩出市開発事業に関する条例に基づく協議を行う際に、事業者に対して、地元と十分に調整を図るよう指導するとともに、良好な都市環境の形成に努めてまいります。

○井神議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員ご質問の3番目の2点目、ギャンブル依存症の実態を把握しているのかについてお答えします。

岩出保健所において、月2回、医師による心の相談を実施しており、ギャンブル依存症についての相談は、平成25年度で1件、平成26年度は、現時点で0件と伺っております。

次に、3点目の自死対策はどうかについてでございますが、市に相談があった場合には、岩出保健所や岩出障害児者相談・支援センター、専門医療機関等と連携を図りながら対応することとしております。

また、和歌山県においては、高齢者に自殺者が多く見られ、地域包括支援センターでは高齢者の生活に関するさまざまな相談に応じており、福祉事務所では、生活保護や生活苦に関する相談を受け付けるなど、相談者やその家族の生活支援や生活再建に向けた助言等を行っております。

市といたしましては、これらの施策を市民の皆様に広く理解していただき、疾病の早期発見・早期対応につなげるために、引き続き市役所を初め、その他公的施設へのパンフレット配置や広報等を通じ、相談窓口のより一層の周知や啓発活動に取り組んでまいります。

なお、和歌山県の相談窓口として、和歌山県精神保健福祉センターや岩出保健所等が主な窓口となっております。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この問題については、今、生活福祉部長のほうから答弁をいただきましたが、岩出市としては、何もしてないというのが実態やと思うんですね。私は、那賀の保健所のほうで相談1件があったという、これは氷山の一角でありまして、多くのパチンコ愛好家というんでしょうか、心理的な状況を分析していくと、仕事帰りに、聞くとところによりますと、パチンコのネオンを見たら、どうしても寄りたくなると。寄って、一発かまして、ぼろもうけをして帰りたいと、こういう心理は内在的に存在するらしいんです。家に直送しないで、必ずそこへ寄らないと家に帰れないと。これが、いわゆる依存症の特徴的な発症の1つのパターンであると言われているんですね。

これを、私は、今までは地方自治体は取り組みを全くゼロでした。これに対して、依存症として、アルコール依存とか、喫煙の依存とか、ここら辺も関連してくるんですが、やめたくてもやめられない。この状況は、必ずこれは病気だということで捉えてしないと、だめではないかなと、強くその点感じております。

それから、これは内閣府の統計で出ているんですが、自死の問題について、一言も触れられてありませんでしたが、今、26年度は2万5,000人、約ですけども。25年度で2万7,000人、20年度が3万2,000人からいいますと、若干四、五千人減っておるんですが、ことしに入って、自殺者が1月、2月で3,786人、これは全国統計ですから、警察署の統計、内閣府の自殺対策推進室が発表しているデータであります。そのうちの何人かは、ギャンブル依存によって、みずから命を落とすということになっていると思うんですね。

各市町村でも取り組みをしているんですが、和歌山県下で見ますと、26年度で9名の方が自殺をしておると。この年率で換算しますと、12%に当たると。それから、27年度は、これは暫定数なんですけど、自殺者が20人になるだろうと。年率で換算しますと26.6%、前年比でいいますと122.2%に、和歌山県の場合はなるであろうと。

このような実態を見ますと、全てがギャンブルによって発生しているとは言えませんが、1つの要因として、これをいかにして減らしていくのかということが求められるというふうに思います。

それから、いみじくも、今月、3月は各市町村において、自殺対策強化啓発事業取り組みの期間でありますので、この際、ここら辺のギャンブルによる、みずから命を落とすということに対して、啓発をされていると思いますが、どのような具体的な取り組みをされているのか。これは今月いっぱい、3月1日から3月中に、そういう強化月間でありますので、岩出市で取り組んでおられる実態をまずお聞きをして、これと関連して、この際ですので、自死の問題も含めて取り組みをしていただきたいと思っております

それから、統計的に言いますと、今言われたパチンコ台数が1店舗ふえて9店舗になるということで、4,228台、現在あると。それにあわせて1店舗がふえれば、5,000近くのパチンコの台数になるということでもありますから、やはり、生活環境から言えば、岩出市の皆さんだけではないと思うんですが、和歌山市とか、桃山とか貴志川だとか、紀の川市とか、遠くは泉南のほうからも、こちらに遠征に来られるという形で、パチンコでもうけようというような形になっていると思います。

そうしますと、1つの不安定な要因になるわけで、ここらを含めて、やはり基本的には、パチンコ業に対しては、これは枚方のほうなんです、パチンコ、遊技場の建設規制に関する条例等もつくっておる地方自治体もあります。今、事業部長が答弁ありましたように、岩出市の場合は、都市計画がされておられませんので、どこでもパチンコを公安委員会に申請して、許可がおりれば建設ができるという状況になっているわけですが、それを野放図にふやしていくということは、ある面、問題もあるというように考えておりますので、そこら辺、具体的に、今後どうしていくのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

市としての啓発面での取り組みということで、お答えさせていただきますと、9月の10日から16日というのが自殺予防週間ということになってございます。当該期間中におきましては、自殺予防講演会や、あるいはまた市立の図書館において、特設の関連コーナーを設置するとともに、広報等を通じて啓発に努めてございます。

それから、3月は自殺対策強化月間ということでございますので、同じく、やは

り広報や相談連絡先などを掲載するとともに、ふれあいまつりなどにおいても、周知・啓発に努めているところでございます。それ以外にもポスター掲示やリーフレットの提供、市民向けの啓発パンフレットを年1回、全戸配布させていただいてございます。

それから、自死への取り組みということでございました。平成24年7月に、県のほうで心の健康に関する意識調査、それを実施してございまして、その結果によりますと、行政機関や専門機関が設けられている相談窓口を知らない方が意外に多いという、そういう回答が多く見られたということでございます。

それを受けまして、市といたしましては、やはり健康問題を初め生活に密着している問題等に思い悩んでおられる方への相談支援を徹底するため、各相談窓口のさらなる周知・啓発に努めていくとともに、関係諸機関との連携・協働を行い、適切な支援につなげていきたいと、このように考えてございます。

以上です。

○井神議長 事業部長。

○北村事業部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

条例によりパチンコ店の出店を制限する方法も考えられますが、風営法や都市計画法で適法である地域を条例により規制することは、条例自体の適法や実効性に疑問が残ります。これらを踏まえ、岩出市では、都市計画法や条例に基づくパチンコ店の建設規制は困難であると考えているため、現在のところ、規制等実施予定はございません。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 事業部長と生活福祉部長のほうから答弁をいただいたわけですが、この基本は、ギャンブル依存症を病気として捉えるのか、捉えないのか、基本的な認識が、やはり、また希薄ではないかなと思うんですね。それは個人の資質の問題で、市としては、そこまで立ち入らんのだと。個人が自由に遊ぶことについては、別に問題ないんだから、やるようにやったらいいんじゃないかということでしょうけども、私は、そのことによって、家庭崩壊や生活環境が変わると、激変するということであっては困りますので、基本は、これは1つの病気として、病魔として捉えて、今後どうして構築していくのかということを早期に、岩出市のほうでも考えていただきたい。

それから、もう1点、先ほど、第1回目のところでは宝くじの問題を取り上げまし

たが、私は、宝くじの問題について多く語ることはないんですが、例えば、宝くじ、1,000円分購入したとして、全体として45.7%、457円については、購入者へ当選配分されていないのであります。それから、そのうち40%が地方自治体の収益金となつて、残りは販売受託の銀行と売りさばき業者への手数料が7.7%、それから、印刷や宣伝費に6.5%という形で、控除率が25%と言われる競馬や競輪・競艇に比べて、宝くじは、胴元の控除金、いわゆるテラ銭が一番多いですね、世界でも最大のぼったくりくじと言われているわけでありまして。

これは当たることについては、コマーシャルとか宣伝してますが、人がいん石に当たる確率よりも低いと言われるぐらい、この宝くじについては、そういう側面があります。宝くじの問題としては、これはなぜ今日まで営々として続いているかといいますと、一面では官僚とトップの天下り先になっているんですよね、今現状は。総務省の官僚が定年になりますと、宝くじの団体に天下つて、高級な報酬を取っているという実態がありますから、これをなくしていこうという反面の作用というのは起きないというのが現状であります。

これを切り口にして、いろんなギャンブルがはびこっていくと。公営で賭博をやっているというのが日本の実態であります。韓国においては、非常にこの問題が問題視されて、禁止をしていこうという動きが、今ちらほら出てきております。だから、そういう意味では、日本では何でも自由にできるという状況にあるということを見ると、それとあわせて、ギャンブルに対するのめり込み、こういうものを1人でも少なくしていくための努力が、行政としても、この際、早期に構築をしていただきたいことを求めていると思います。これについて最後になりますが、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長　尾和議員の再々質問にお答えいたします。

パチンコ、スロットマシンとか、宝くじとか、いろいろギャンブルがあるということです。私はやりませんが、これは全て法的に認められております。それから、庶民の娯楽として、多くの市民の方も楽しんでいただけるということでございます。

市行政として、じゃあ、ギャンブルやめようとか、ギャンブルすることが悪であるとか、そういうことは言えないというふうに思っています。ただし、ギャンブル依存症というものがふえているという実態であるのであれば、そのこと、我々市行

政としては、この情報を市民の方に広く啓発をしていくと、そういうことであると思います。

以上です。

○井神議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

この依存症を1つの病気と捉えということでございます。先ほどもご答弁させていただいたんですが、年に1回、全戸配布させていただいているパンフレットがございまして。その中には、自殺する人の大半は、やはり心の病にかかっているということで、その中で依存症に関しての表記もあります。今後、市民向けの啓発パンフレット等を作成するに際しては、そういったことも踏まえた中で、研究はさせていただきたいと、このように思います。

それから、心の病ということで申し上げましたけれども、やはりギャンブル自体で原因で自殺という、そこらあたりの分析までは、なかなかデータ的には出ていないということでございますが、やはり自殺する方というのは、健康問題、それから経済や生活問題、人間関係など、さまざまな要因とその人の性格、家庭の状況などが複雑に関係していると、このように言われてございます。したがって、ギャンブル依存から死を選ぶケースについても、背景には個々に事情を抱えているものと考えてございます。ということで、市といたしましては、先ほども申し上げましたように、そういった専門の機関の相談窓口を周知徹底・啓発していきたいと、このように考えてございます。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時50分から再開します。

休憩 (14時35分)

再開 (14時50分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長は、教職員の人事異動の内示発令のため退席いたしましたので、ご了承願います。

一般質問を続けます。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 あと2問ですので、前向きな答弁いただきましたらすぐ終わりますので、

よろしく願いいたします。

まず、4番目の岩出橋建て替え工事による被害実態についてであります。

交通渋滞の解消のために、岩出橋架け替え工事が進められております。あわせて六ヶ井用水路改修が着々と進んでおりますが、この岩出橋架け替え工事、付け替え工事の完成時期はいつになるのか、それから、工事計画の日程はどのようになっているのか、計画どおり進んでいるのか、まず、お聞きをしたいと思います。

それから、2番目に、この工事によって、周辺被害の実態が、この工事というのは六ヶ井の用水路ですけども、周辺被害の岩出市民の被害が出ているんですけども、これについてどうなっているのか。

それから、あわせて賠償問題が出てきているということを聞いておりますが、これについて、現状はどうなっているのか。これは県の事業でありますから、岩出市では、直接発注者ではありませんが、岩出市民がそれによる被害が発生をしているということを考えますと、今後、岩出市の工事においても、このようなことのないように、これを教訓に対策をしていただきたい面がありますので、それもあわせてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長　ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長　六ヶ井用水路の改修工事は、岩出橋の架け替え及び県道拡幅に伴い、現状の橋梁部をボックス構造として付け替える工事であります。この工事着手に当たり、県は工事内容等、地元周知を行った後、昨年10月中旬ごろから工事を着手し、本年6月中旬の完成を目標に工事を進めております。

当工事は、コンクリート取り壊しを含む工事であり、特に、騒音や振動に注視しながら進めておりましたが、着工後、一部近隣住民の方から事業損失の申し出がありました。県としては、工事の因果関係も含め、建物等の調査を行い対応していくと聞いております。

市としましては、県事業であります。工事により家屋に被害を受け、住民が不安を抱えていることから、尾和議員もご存じのとおり、発生当時から当事者の話を聞くなどして、その内容を県に伝えているところです。

なお、県と当事者との交渉には同席させていただいております。

岩出橋の完成時期について、お答えいたします。

用地等スムーズに進めば、平成29年度と聞いているところです。

○井神議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 補償と今後の対策について、これは答弁がないので、もう一遍。

○井神議長 事業部長。

○北村事業部長 県からは、工事との因果関係を含めて、建物等の調査を行い、対応していくと聞いています。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まだ明確にされておらないんですが、私もこの問題について、当初からかかわってきておりますので、いわゆる、この六ヶ井用水路改修の問題について、何が問題であったのかということが、やはり、県の担当者も市のほうから苦言を進言したかどうかわかりませんが、もともと六ヶ井の用水路改修に当たっては、あの周辺はコークスの捨て場になっておって、地質的には非常に軟弱な状態であったと。従来あるコンクリートの擁壁を倒した際に、強度の振動が発生して、周辺の家屋に甚大な被害が発生をしたということであります。この被害については、今、見積価格が出ておりまして、約300万から見積もりが出てるんですけども、県のほうで、その被害については賠償するという方向になりつつあります。

26日の日に、再度、もう一回、話し合いが持たれるということですが、この要因について、やはり、工事開始前になぜ十分事前に調査をしていなかったのかというのが問題になろうと思うんですね。だから、そこら辺について、県の工事する段階での問題点があったという認識をまず押さえていただきたいと。それとあわせて、同様な工事については、同じような工事というのは、岩出市内でも岩出市が発注している工事についても起こり得るわけですから、十分な事前調査をした上で工事にかかるという基本姿勢をぜひとっていただきたい、そのように考えております。これについて、ご答弁をいただきたいきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 市におきまして、工事等着手する前には十分な現地調査、現地踏査をした上で、設計、積算、着工という手順で、今後とも進めていきたいと思っております。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 最後になりますが、住吉川について問題を指摘しておきたいと思っております。

根来川も同じような状況になると思うんですが、岩出市には、根来・春日・住吉川等々、北山から紀の川に注ぐ河川があります。中でも安上から金池、吉田に沿って流れる住吉川というのは、皆さんもご存じのように、天井川でありまして、護岸の整備というのは、まだまだ進んでおりません。ひとたび集中豪雨ということになりますと、地域住民の住宅街に水があふれ出すという危険な状況にあります。

先日、現地を上から下にわたって、実際に見て回ったところ、至るところでしゅんせつしている箇所が何カ所もあります。また、土砂等含めて、雑草も生えているという実態にあるわけですから、この問題について早期に解消していくということが求められると思うんですが、市のほうの答弁を求めたいと思います。

○井神議長　ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長　住吉川のしゅんせつの取り組みについてですが、住吉川は天井川の形態で、河積狭小であるため、豪雨のたびに民家や農地が冠水し、大きな被害をこうむっています。被害の未然防止の観点から、河川に堆積した土砂のしゅんせつは大変有効であると考えておりますので、地元からの要望とともに、河川管理者であります和歌山県に対し、毎年要望を行っております。昨年、特に、堆積の多かった中島地区のたかの橋上流側約80メートルの間、一昨年は、中黒・金池地区においてしゅんせつ工事をしていただいております。

なお、浸水被害の解消を図るべく、河川改修の予算についても要望を行っているところです。

○井神議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　今、ご答弁いただきました。特に、危険性のある箇所については、事前事前に取り除いていくと。市民の命を守るという予知活動を基本に、ぜひ岩出市としても、この問題について取り組みを強化すると同時に、県に対して早急なる危険除去を含めて、防災対策をやっていただきたい。そのことを質問して答弁をいただいて、終わりにしたいと思います。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長　住吉川について、今後も河川管理者である県に対して、災害の未然防止、それから、住吉川の河川改修、早期完成に向けて強く要望してまいります。

○井神議長　これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

通告5番目、10番、田畑昭二議員、総括方式で質問をお願いします。

田畑昭二議員。

○田畑議員 10番、田畑昭二です。一般質問を行います。議長の許可を得ましたので、さきの通告に従いまして、総括方式で2問質問させていただきます。

まず1点目は、高齢者投票行為への対応についてであります。

投票所で高齢者の方が緊張の余り、誰に投票するつもりだったのか忘れてしまうケースがよくあると伺います。記入場所に立候補者の名前が書かれているのと思いますが、これも緊張のため、多くの名前が書かれている一覧表を見て、余計にあせる方が多いとも伺いました。そして、結局、誰か思い出すことができず、白票を投じることもあるということです。

そこで、このようなトラブルを防ぐ意味からも、個人が、あらかじめ投票しようとして決めてきた候補者の正確な名前を記載したメモや法定ビラを投票所に持ち込み投票することは、公職選挙法に特段の制限はないとの国の見解があります。平成22年11月26日、公職選挙法改正特別委員会におきまして、貴重な1票を無駄にしないため、メモ等の持参についての質問があった際、当時の総務大臣は、公職選挙法上は特段の制限はありません。みずからのメモとして持ち込まれる場合には制約はございません。法定ビラも同じでありますと答えております。

しかし、その実施の可否につきましては、各選挙管理委員会の裁量と伺っておりますが、本市におきます選挙管理委員会におけるご所見をお伺いいたします。

次に、交通安全対策についてであります。

まず1点目は、県道泉佐野岩出線と農免道路の交差点について、和歌山市方面から紀の川市方面へ東進する際、セレモール那賀前の歩道が車両にせり出している形になり、車両と歩道の縁石が接触しそうになるとの苦情が多く、歩道を北側に20から30センチほど後退させられないか、お尋ねいたします。

2点目は、個人の駐車場の中央に当たるところにカーブミラーが設置されている場合、交通安全上、必要ではありますが、反面、個人所有の駐車場の使用に支障がある場合、道路管理者としての対応はどのようになされるのか、お答え願います。

以上です。

○井神議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

○木村行政委員会事務局長 高齢者の投票行為への対応についてのご質問にお答えし

ます。

投票所にメモ等を持ち込むことにつきましては、公職選挙法上、特段の規制はありません。したがって、メモや法定ビラなどを持ち込むことは可能であると考えますが、ビラなどの大きなもので、投票所にいるほかの人に見えるような場合は、持ち込んだ人の投票行為、どの候補者や政党に投票したか、これを公表しているとみなされ、また、候補者名などを掲げて選挙運動しているとみなされるおそれもあり、その場合は公職選挙法に抵触することもありますので、ご注意くださいと思います。

また、選挙管理委員会では、投票所でBGMを流し、投票所の雰囲気をはげしく和らげる取り組みを行っております。このほか、高齢者や体の不自由な方の投票しやすい環境づくりとして、入り口に段差のある投票所にはスロープを設置、スロープの設置が困難なところは係員の呼び出しベルを設置、車椅子や車椅子用記載台、拡大鏡、つえを置くためのホルダーなどの配備も行っております。

なお、みずから投票用紙に記載することが困難な場合は、投票所係員が代理で記載する代理投票の制度もありますので、投票所で係員に申し出ていただきたいと思います。

今後も投票しやすい環境づくりに努めてまいります。

○井神議長 事業部長。

○北村事業部長 歩道を北側へ後退させられないかについてであります。議員ご指摘の交差点は、県道泉佐野岩出線のバイパス工事において、平成13年度に供用開始されました。交差点を構築する場合、道路構造令に基づき、交差点への進入角度は直角またはそれに近い角度で交差するように計画しなければならないとなっております。あわせて、道路法第95条の2に基づき、県道管理者の和歌山県と公安委員会及び岩出市で調整した結果、現状の交差点形態となっております。

このようなことから、道路形態が交差点付近でS字となっており、北側の歩道が南側にせり出している形になっております。現場を確認したところ、歩道と車道を分離する縁石にタイヤが接触している痕跡があり、供用後13年経過していることから、歩道を後退できるかについて、和歌山県及び公安委員会に検討していただけるよう要望してまいります。検討の結果、可能であれば、早急に対応してまいります。

なお、その間の対策として、縁石の上にラバーポールを設置し、注意を促してまいります。

次に、カーブミラーの件についてですが、カーブミラーの機能が十分に得られる

範囲内であれば、道路施工承認申請の許可のもと、設置場所の変更を認めています。ただし、既設のカーブミラーが道路敷地内に設置している場合、移設に伴う費用については個人の負担となります。

また、適当な移設場所がない場合につきましては、移設希望者と主にカーブミラーを利用している地元区自治会と市で協議を行い、対応策を検討してまいります。

○井神議長 再質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 1点目の高齢者対策投票行為についてであります。メモ、法定ビラ等、持ち込み可能であると。そこでちょっと確認1つしたいんですが、代理投票も可能であると。障がい者の方なんかで書けない場合、この方は、あらかじめ家族の方がメモを用意しておいて、そして、代理で書いていただく、係の方にそれを渡して、この方を投票したいという意思表示をした場合に、可能なかどうか。法定ビラであれば問題ないと思うんですが、あらかじめ書いてきたメモを手渡す場合、それもオーケーなのかどうか、それがまず聞きたいのが1点です。

次に、2点目のカーブミラーの件であります。移設できれば移設したらいいんですけれども、なかなか移設する場所がないとか、そういった場合はいろいろ検討していくということになるんですが、具体的にどのような対応になっていくのか、教えていただきたいと思います。

以上2点、よろしくお願いします。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

○木村行政委員会事務局長 田畑議員の再質問で、代理投票の場合、家族の方がメモを書いて、それを持ち込んでも可能かということによろしいでしょうか。

家族の方が書いていただくというか、本人の意思、本人がこの候補者に入れる、また、その党に入れるという、本人の意思があれば、それは可能です。

以上です。

○井神議長 事業部長。

○北村事業部長 一例ではございますが、既設が1本の支柱で立っているカーブミラー等であれば、移設の希望者の土地に支障がなければ、2本に分割するなど、考えることができます。

○井神議長 以上で、田畑昭二議員の一般質問を終わります。

通告6番目、3番、玉田隆紀議員、一問一答方式で質問をお願いします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 3番、玉田隆紀です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問をいたします。今回の一般質問は、負担軽減策について1点、また、道路整備と安全対策について2点質問をいたします。

まず、1番目の負担軽減策についてですが、近年では異常気象の影響により想像を超える自然災害が発生しております。住民の暮らしを補償する住宅保険もさまざまな補償内容が追加され、補償内容の充実が図られていますが、損害状況により補償されない場合があります。その場合は、当然、自己負担で住宅の修理をしなければなりません。不運にも被害を受け、つらい思いをされている状況の中で、さらに補償適用外となれば、二重の苦しみに遭われます。ガラス1枚分などの少額であっても救済できる政策があれば、被災者のつらい思いを少しでも軽減できるものではないでしょうか。

以上のことから、災害被害における現物支給券などの施策の考えについて、お聞きをいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○井神議長 ただいまの1番目質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 玉田議員ご質問の1番目、負担軽減策についてお答えいたします。

災害における被害としては、台風襲来における瓦や雨どい、窓ガラスの破損や地震発生による壁のひび割れなど、さまざまなケースが想定されますが、それらの修繕については、被災者みずからの費用負担で行っているのが現状でございます。また、それらの被害に備えて、各種保険に加入している場合も見受けられます。

ご質問の災害被害における現物支給券の支給についてでございますが、個人財産への公的資金の支出については、検討すべき課題が多くありますので、他団体での実例調査や研究は行ってまいりますが、現時点では、ご質問の施策を行う考えはございません。

○井神議長 これで、玉田隆紀議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 次に、2番目に、道路整備と安全対策について、2点質問をいたします。

まず1点目に、京奈和自動車道が着々と工事が進められる中、岩出市内においても渋滞緩和策や生活環境整備のために、急ピッチで道路整備が進められていますが、

道路整備の進捗状況についてお聞きをいたします。

2点目に、京奈和自動車道が完成し、岩出市内の道路整備が整えば、さらに交通量がふえることが予想されます。京奈和自動車道に向かう自動車などにより、今まで以上に粉河加太線の利用者がふえることも予想されます。

そこで、新道路安上湯窪線、粉河加太線側の交差点ですが、西から東に向かう信号が時差信号となっており、さらに交差点を過ぎると、道路が緩やかなカーブとなっており、その先にはうぐいす台方面に結ぶ道路があります。うぐいす台方面から南に下り、粉河加太線に進入する場合、時差信号になっていることが知らないドライバーは、正面の東から西に向かう道路側に赤信号により停車している車があれば、西側から来る車が少ないと判断してしまう危険性があり、さらにはスピードを出した車が、時差信号時の交差点に進入し、緩やかなカーブを過ぎれば、うぐいす台方面から下ってきた自動車との交通事故が発生する可能性があり、事故を未然に防ぐためにも、時差信号廃止の考えについてお聞きいたします。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 道路整備の進捗状況についてであります。まず、市道根来安上線につきまして、市道安上中島線とあわせて、岩出市の南北を縦断する主要幹線道路として生活道路の骨格をなし、さらに国道24号と京奈和自動車道、（仮称）岩出インターチェンジを結ぶアクセス道路として、岩出市内の交通を分散することが期待されます。事業の進捗につきましては、平成26年度におきまして、本線の改良工事、住吉川に係る橋梁工事などに着手しており、平成27年2月に舗装工事を含む全ての工事の契約を締結し、紀の国わかやま国体・大会の開催に合わせ、平成27年8月完成に向け、整備を進めております。

次に、市道押川根来線につきましては、クリーンセンターや火葬場への進入する新設道路として、現道の市道押川1号線が利用できなくなると、市民の皆様に多大な影響が出ることが予測されることから、災害に強い道路として整備を進めております。事業の進捗につきましては、平成26年度において、のり面対策工事や擁壁工事、地山の切土工事などに着手しており、平成28年3月末の完成に向け、整備を進めております。そのほか農免道路の歩道設置工事、団地内道路整備などの生活道路改良工事や橋梁耐震工事など、平成26年度を予定しておりました工事につきましては、全て完了しております。

次に、2点目、交差点の時差信号廃止の考えについてですが、現在、京奈和自動

車道、仮称岩出インターチェンジの供用を見据え、岩出インターが端末の可能性があり、渋滞が予想されることから、国土交通省和歌山河川国道事務所、県土整備部道路局、那賀振興局建設部、県警察本部交通部、岩出警察署、岩出市が、主要交差点等の想定される渋滞について対策会議を行っております。

議員ご質問の交差点も、国で実施した現状の交通量調査と供用後の交通量及び需要率の予測をもとに、県道粉河加太線東進の青信号が西進の青信号より10秒長い時差の廃止も含め、検討しているところでございます。

○井神議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 1点質問させていただきます。

主要幹線道路2路線が、平成27年度で完了ということでございますが、当然、完成しますと、交通量がますます増加していく中で、特に、農免道路におきましては、学校へ行く通学路にもなっていることから、歩道設置等による安全対策について、どのような見通しがあるのか、お聞きしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 再質問にお答えいたします。

主要幹線2路線が、平成27年度完了とお聞きしました。今後、交通量がますます増加している農免道路の歩道設置等による安全対策の見通しについて、お答えいたします。

平成27年度より交通安全対策事業としまして、東西の主要幹線道路であります農免道路において、西国分地区では交差点改良事業の測量設計業務を実施いたします。また、通学路に指定されている山地区について、歩道を含む改良工事を行うほか、同じく通学路である曾屋・堀口地区、整備後、通学路に指定予定の中黒・赤垣内地区の測量設計業務に取り組んでまいります。

これにより、歩行者並びに通学路の安全確保が図られるものと考えており、今後も教育委員会との連携を図りながら、歩道設置の推進を行ってまいります。

○井神議長 これで、玉田隆紀議員の2番目の質問を終わります。

以上で、玉田隆紀議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議

ありませんか。

(異議なし)

○井神議長　ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会することに決しました。

これにて、平成27年第1回岩出市議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

閉会

(15時25分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証
するために署名する。

平成27年3月24日

岩出市議会議長 井 神 慶 久

署名議員 松 下 元

署名議員 田 畑 昭 二